

第6次

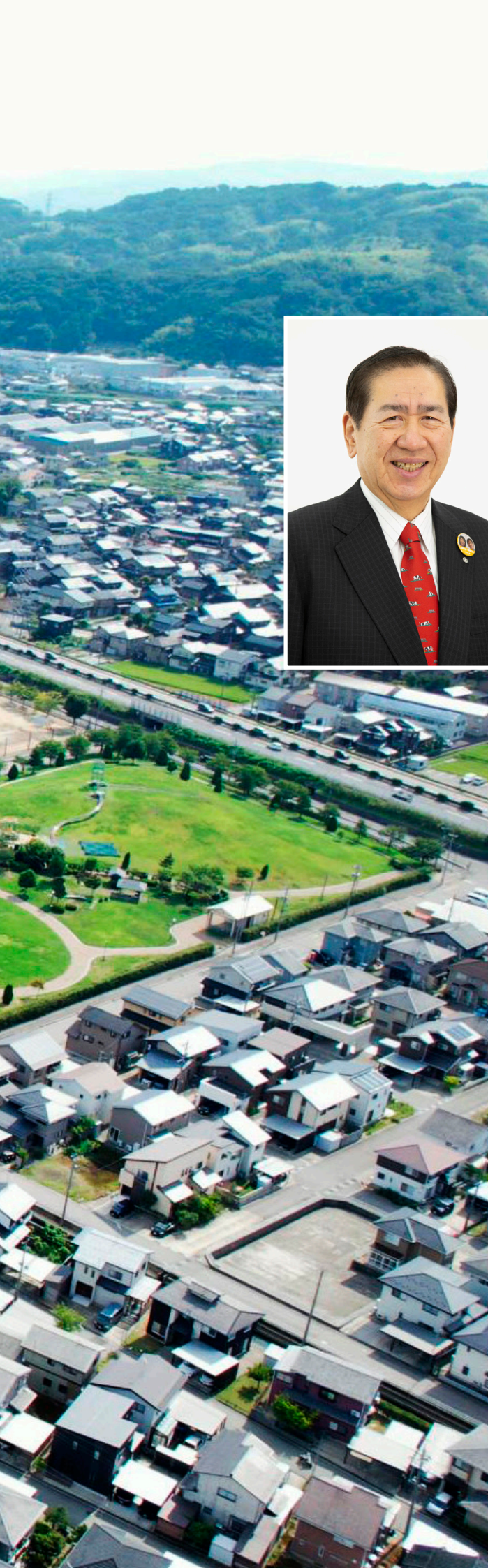
津幡町総合計画

令和8年度 ▶ 令和17年度



2026 - 2035





MESSAGE

私たちのまち、津幡町は加賀・能登・越中の三国を結び交通の要衝として栄えてきた歴史に加え、河北潟や森林公園に代表される豊かな自然と、快適で便利な都市環境が共存、調和するまちづくりを進めてきました。その結果、現在では約37,500人の人口を擁する町に発展しました。しかし、この間に、町民の価値観やニーズはさらに多様化するとともに、少子高齢化や人口減少、急速に進展するデジタル化、自然災害の激甚化など、町政を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和6年能登半島地震は、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりの重要性を改めて認識させるものでした。これらの課題に適切に対応するためには、従来の行政運営に加え、町民・企業・各種団体など多様な主体が協力し、共創しながらまちづくりを進めていくことが必要です。

「第6次津幡町総合計画」ではまちづくりの将来像を「元気あり！住んでよし！誰もが輝くまち つばた」と定め、その実現に向けて、5つの基本目標とその具体的施策をお示ししています。今後は、本計画をまちづくりの指針として、町民の皆様との情報共有を図りながら、それぞれの役割と責任のもとで互いに協力し、着実に施策を推進してまいります。そして、持続可能な地域社会の構築と住民主体のまちづくりを目指す10年間としていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様をはじめ、慎重な審議を重ね答申をいただきました津幡町総合計画審議会の皆様ならびに関係各位に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月
津幡町長 矢田 富郎

第6次津幡町総合計画

<p>第1章 序論</p>	[第 1 節] 総合計画の策定にあたり …………… 4
	[第 2 節] 津幡町の概況 …………… 6
	[第 3 節] 町民の意向 …………… 9
<p>第2章 基本構想</p>	[第 1 節] 目指すべき将来像 …………… 16
	[第 2 節] 将来の主要指標 …………… 21
	[第 3 節] 将来都市構造 …………… 23
<p>第3章 基本計画</p>	[第 1 節] 基本計画の構成 …………… 28
	[第 2 節] 施策の大綱 …………… 31
	[第 3 節] 基本目標ごとの施策の方針 …………… 34
	基本目標1 ● 安全・安心で快適に暮らせるまち …………… 34
	1-1 災害に強いまちづくりの推進 …………… 35
	1-2 防犯・交通安全対策の充実 …………… 37
	1-3 自然環境や生活環境の保全 …………… 39
	1-4 住みよい都市基盤づくり …………… 41
	基本目標2 ● 地域の魅力と活力があふれるまち …………… 44
	2-1 豊かな自然や歴史・文化等の活用 …………… 45
	2-2 観光・交流の推進 …………… 47
	2-3 産業の振興と雇用の創出 …………… 49
	基本目標3 ● 生涯にわたっていきいきと過ごせるまち …………… 52
3-1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境の充実 …………… 53	
3-2 福祉・介護支援の充実 …………… 55	
3-3 心と身体の健康づくりの推進 …………… 57	

	<p>基本目標4 ● 豊かな心を育み自分らしく活躍できるまち 60</p> <p>4-1 確かな学力と社会の変化に対応できる人材の育成 61</p> <p>4-2 ふるさとへの愛着と豊かで健やかな心身を育む教育の推進 63</p> <p>4-3 生涯学習とスポーツ・芸術文化活動の推進 65</p> <p>4-4 安全・安心で質の高い教育環境と学び支え合う地域づくりの推進 ... 67</p> <p>基本目標5 ● つながり支えあい共創するまち 70</p> <p>5-1 地域コミュニティの活性化と参画・協働の促進 71</p> <p>5-2 多様性が尊重されるまちづくり 73</p> <p>5-3 質の高い行政運営の推進 75</p>
<p>第4章 [第3期] 津幡町まち・ひと・しごと 創生総合戦略 (地方創生プログラム)</p>	<p>Project 1 ● 元気ありノプロジェクト 81</p> <p>Project 2 ● 住んでよしノプロジェクト 85</p> <p>Project 3 ● 誰もが輝くまちプロジェクト 91</p>
<p>付属資料</p>	<p>関連する条例・規程等 97</p> <p>策定体制 101</p> <p>審議会委員名簿 102</p> <p>策定委員会、幹事会委員名簿 103</p> <p>策定経過 104</p> <p>諮問書 105</p> <p>答申書 106</p> <p>アンケート調査結果等 107</p>

第

1

章

序論

[第 1 節]	総合計画の策定にあたり	4
[第 2 節]	津幡町の概況	6
[第 3 節]	町民の意向	9

〔第1節〕

総合計画の策定にあたり

計画策定の趣旨

本町では、2016(平成28)年3月に第5次津幡町総合計画を策定し、「住んでみたい、ずっと住みたいふるさとつばた」を将来像として掲げ、各種まちづくり施策を展開してきました。

この間、町民の価値観やニーズがさらに多様化するとともに、少子高齢化・人口減少の加速、デジタル社会の本格的な進展、脱炭素社会への転換、激甚化する自然災害への対応、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化、地域コミュニティの希薄化など、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震は、改めて地域防災力の強化や災害に強いまちづくりの重要性を認識させるとともに、地域の絆や支え合いの大切さを再確認する契機となりました。今後は、これらの教訓を活かし、安全・安心なまちづくりをより一層推進していく必要があります。

さらに、本町の市街地や骨格となる道路網などのハード整備は、社会基盤の老朽化への対応が急務となっており、今後は限られた資源を有効に活用しながら、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

加えて、2015(平成27)年3月の北陸新幹線金沢開業からの効果を持続・発展させるとともに、2024(令和6)年3月の福井・敦賀延伸による新たな交流圏の拡大を好機として捉え、関係人口・交流人口のさらなる拡大や、移住・定住の促進に向けた施策展開にも取り組む必要があります。

これらの取組の推進にあたっては、町が主体となって対応してきた従来の行政運営だけでは限界があり、町民・企業・各種団体などの多様な主体が協働・共創し、それぞれの強みを活かしながら、まちづくりを実践していく必要があります。

このような現状や課題を踏まえ、今後10年間のまちづくりを進めていくための指針となる第6次津幡町総合計画を策定します。



総合計画の構成

本町の総合計画は津幡町総合計画策定条例に基づき策定するもので、「基本構想」「基本計画」「総合戦略(以下、地方創生プログラム)」「実施計画」で構成されます。

基本構想

基本構想は、本町の概況や町民の意向を踏まえ、長期的な観点からまちづくりの将来像を設定し、その実現に向けたまちづくりの視点や基本目標などを示すものです。基本構想の期間は、2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間です。

基本計画

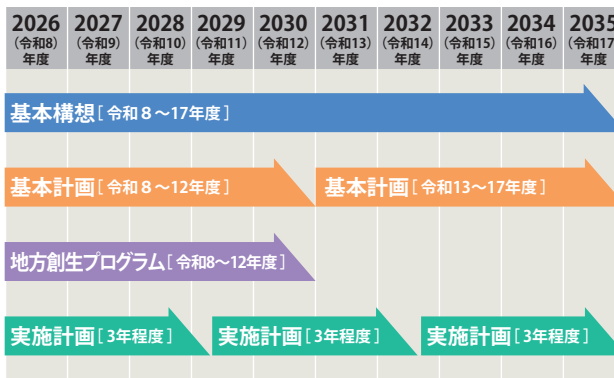
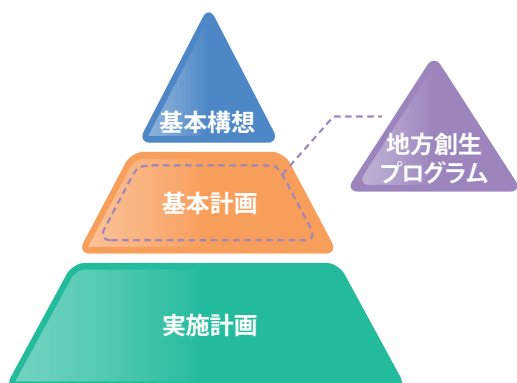
基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの将来像や視点、基本目標などを受け、その実現に向け優先的・重点的に取組むべき施策を示すほか、分野別に諸施策を体系的に示し、各種施策の展開などを示すものです。基本計画の期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間の前期計画期間、2031(令和13)年度から2035(令和17)年度までの5年間の後期計画期間とします。

地方創生プログラム

地方創生プログラムは、2025(令和7)年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0」の考え方を踏まえ、基本計画を再編したものであり、「第3期津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけています。地方創生プログラムの期間は、基本計画の前期計画期間と整合を図り、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画をもとに、具体的な事業計画となるものであり、財政計画と連動した計画です。実施計画の期間は10年間とし、3年を目途に見直していくものとします。



津幡町の概況

位置・地勢

本町は石川県のほぼ中央に位置し、金沢市、かほく市、内灘町、宝達志水町、富山県高岡市、小矢部市と接しており、古くから加賀・能登・越中の三国を結ぶ交通の要衝として発展してきました。また、県都金沢市には、IR いしかわ鉄道線やJR七尾線、国道8号や国道159号などの主要な道路から容易にアクセスできるほか、北陸自動車道金沢東IC、金沢森本IC、のと里山海道白尾ICなども近接しており、恵まれた交通環境にあります。さらに、2015(平成27)年3月には北陸新幹線が金沢まで延伸開業し、2024(令和6)年3月には福井・敦賀まで延伸されたことにより、首都圏や関西圏との交流がより一層活発化しています。

面積は110.59km²であり、その約3分の2を林野が占める緑豊かな町です。北部に河合山(標高417m)、三国山(標高323m)、東部に俱利伽羅山(標高277m)や城ヶ峰などの丘陵地が連なり、その中に本州屈指の規模を誇る石川県森林公園があります。さらに、西部の平坦地には市街地と優良な農地が広がるほか、河北潟に続く東部承水路には日本海でも有数の規模を誇る石川県津幡漕艇競技場があります。

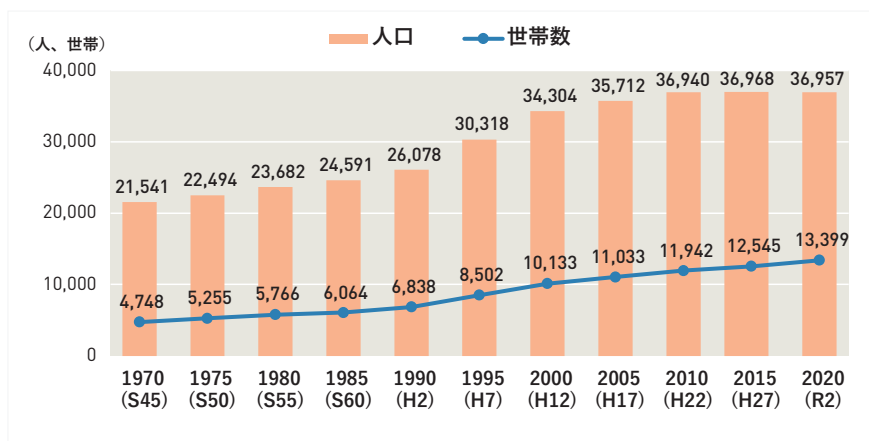


人口

本町の人口は、恵まれた交通環境や金沢市近郊という立地特性などを要因として、1985(昭和60)年までは緩やかに人口が増加してきました。その後は幹線道路の整備によるアクセス性の向上などに伴う宅地開発により、転入者が大幅に増加し、2015(平成27)年時点では1985(昭和60)年の約1.5倍となる36,968人となっていますが、2020(令和2)年に初めて減少に転じました。また、人口の増加にあわせ世帯数も13,399世帯に増加しています。

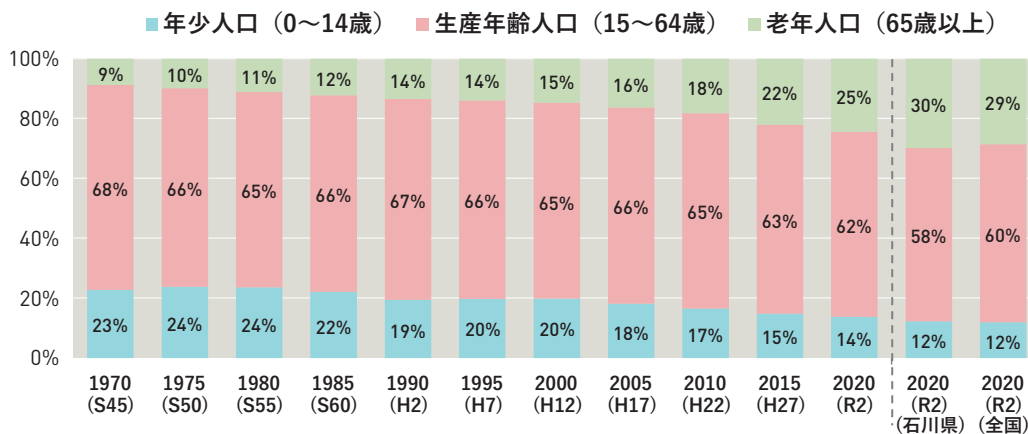
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しており、2020(令和2)年では年少人口に比べ老年人口の割合の方が高くなっています。なお、2020(令和2)年の石川県や全国の値と比べると、年少人口・生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合は低くなっています。

▼人口・世帯数の推移



出典：国勢調査

▼年齢3区分別人口割合の推移



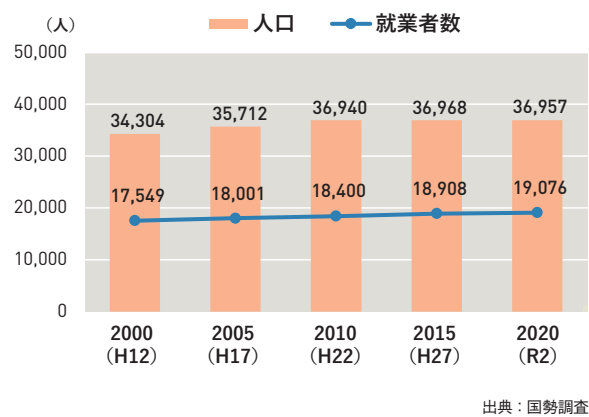
出典：国勢調査

※四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

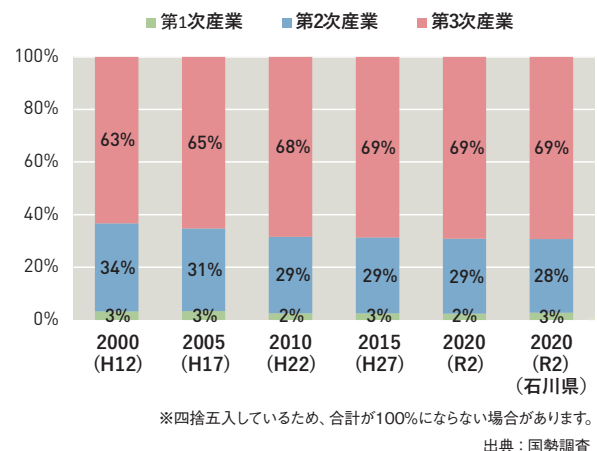
産業

本町の就業者数は、人口の増加と相まって年々増加しており、2020(令和2)年は19,076人になっています。産業別就業者割合の推移をみると、第1次産業の就業者は横ばい傾向である一方、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業のみ増加傾向にあります。なお、2020(令和2)年の石川県全体と比べ、各産業の割合はほぼ同様となっています。

▼就業者数の推移



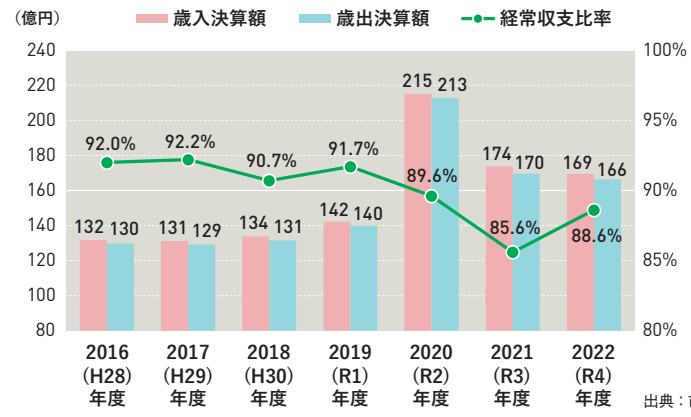
▼産業別就業者割合の推移



財政状況

本町の財政状況は、2022(令和4)年度決算では歳入が169億円、歳出が166億円となっています(2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策による増加)。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{※1}は88.6%と高く、持続可能で安定した自治体運営を行うため、一層の行財政改革が必要となっています。

▼財政状況の推移



▼2022(令和4)年度の各種財政指数

	津幡町	県平均
● 経常収支比率 ^{※1}	88.6%	90.9%
● 財政力指数 ^{※2}	0.56	0.49
● 実質公債費比率 ^{※3}	8.0%	12.4%

※1 経常収支比率 人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することの困難な経常的な経費に対して経常的な一般財源収入(減税補てん債、臨時財政対策債を含む)がどの程度消費されているかを表す。比率が低いほど弾力性が高い。
 ※2 財政力指数 基準財政収入額を基準財政需用額で割って得た数値の過去3年の平均値のことで、地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す。財政力指数が高いほど財源に余裕があるとされる。
 ※3 実質公債費比率 一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合。この数値が高いほど、財政構造の硬直性の高まりを示す。

[第 3 節]

町民の意向

中学生アンケート

※結果を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

調査概要

- 調査対象：津幡中学校、津幡南中学校の
全生徒 1,051名
- 調査方法：学校における直接配布・WEB回答
- 調査時期：2024(令和6)年9月上旬
- 回収数：888票(回収率84.5%)

好感度、住みやすさ

- 好感度では、「好き」と「まあまあ好き」を合わせると92%を占め、その理由として「自然環境」「祭りやイベント」などが挙げられています。
- 住みやすさでは、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると93%を占め、居住年数が長く、好感度が高い人ほど、住みやすさを感じています。

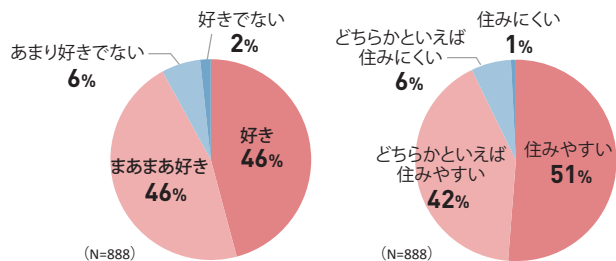
将来の定住意向

- 「このまま住み続けたい」と「一時的に離れても、また戻って住みたい」を合わせると66%を占めています。
- 今の場所から移り住みたい理由としては、「娯楽施設などが少ない」「買い物が不便」「働きたい場所が少ない」をそれぞれ回答者の40%以上が選択しています。

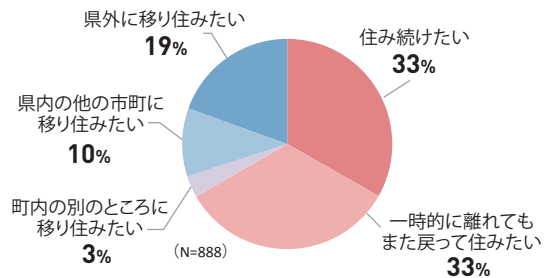
まちづくりの方向性

- 「自然環境を大切にし、ごみや公害が少ない自然豊かなまち」は45%、「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」は37%、「子育て・教育がしやすいまち」は35%の回答者が選択しています。

▼津幡町の好感度と住みやすさ

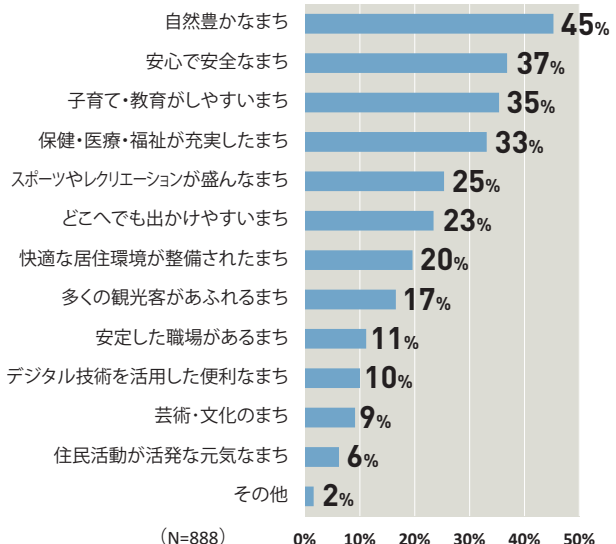


▼将来の定住意向



▼まちづくりの方向性(複数回答)

※選択肢は略称で記載



町民アンケート

調査概要

- 調査対象：18歳以上の町民3,000名
- 調査方法：層化無作為抽出
- 調査時期：2024(令和6)年8月下旬～9月中旬
- 回収数：1,105票(回収率36.8%)

好感度

- 「好き」と「まあまあ好き」を合わせると91%を占め、その理由として「買い物の便」「自然環境」「交通の便」などが挙げられています。
- 「あまり好きでない・好きでない」の理由として「買い物の便」「交通の便」「医療機関」などが挙げられています。

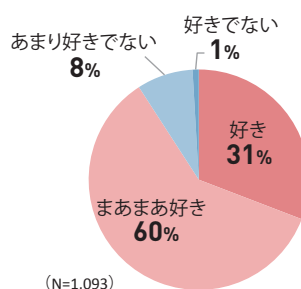
住みやすさ

- 「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると87%を占め、その理由として「買い物の便」「交通の便」「自然環境」などが挙げられています。
- 「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」の理由としては、「交通の便」「買い物の便」「医療機関」などが挙げられています。

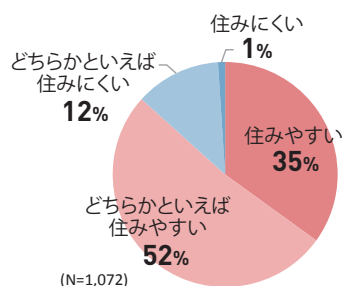
まちづくりの方向性

- 「人にやさしく、保健・医療・福祉が充実したまち」は60%、「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」は47%、「子育て・教育がしやすいまち」は42%、「自然環境を大切にし、ごみや公害が少ない自然豊かなまち」は33%の回答者が選択しています。

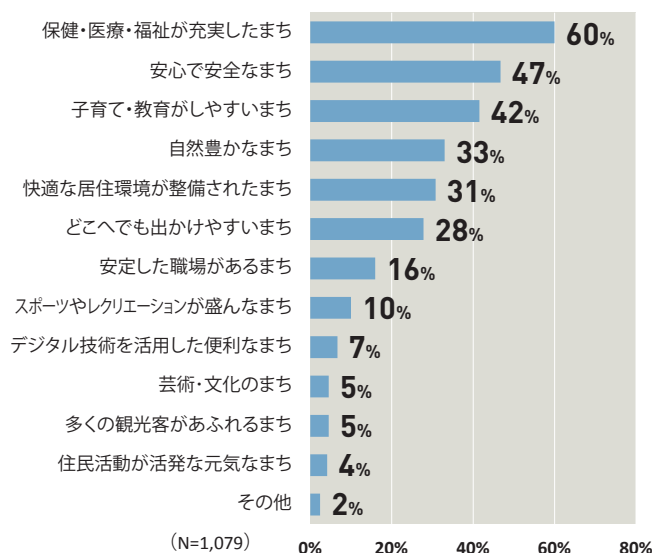
▼津幡町の好感度



▼津幡町の住みやすさ



▼まちづくりの方向性(複数回答) ※選択肢は略称で記載

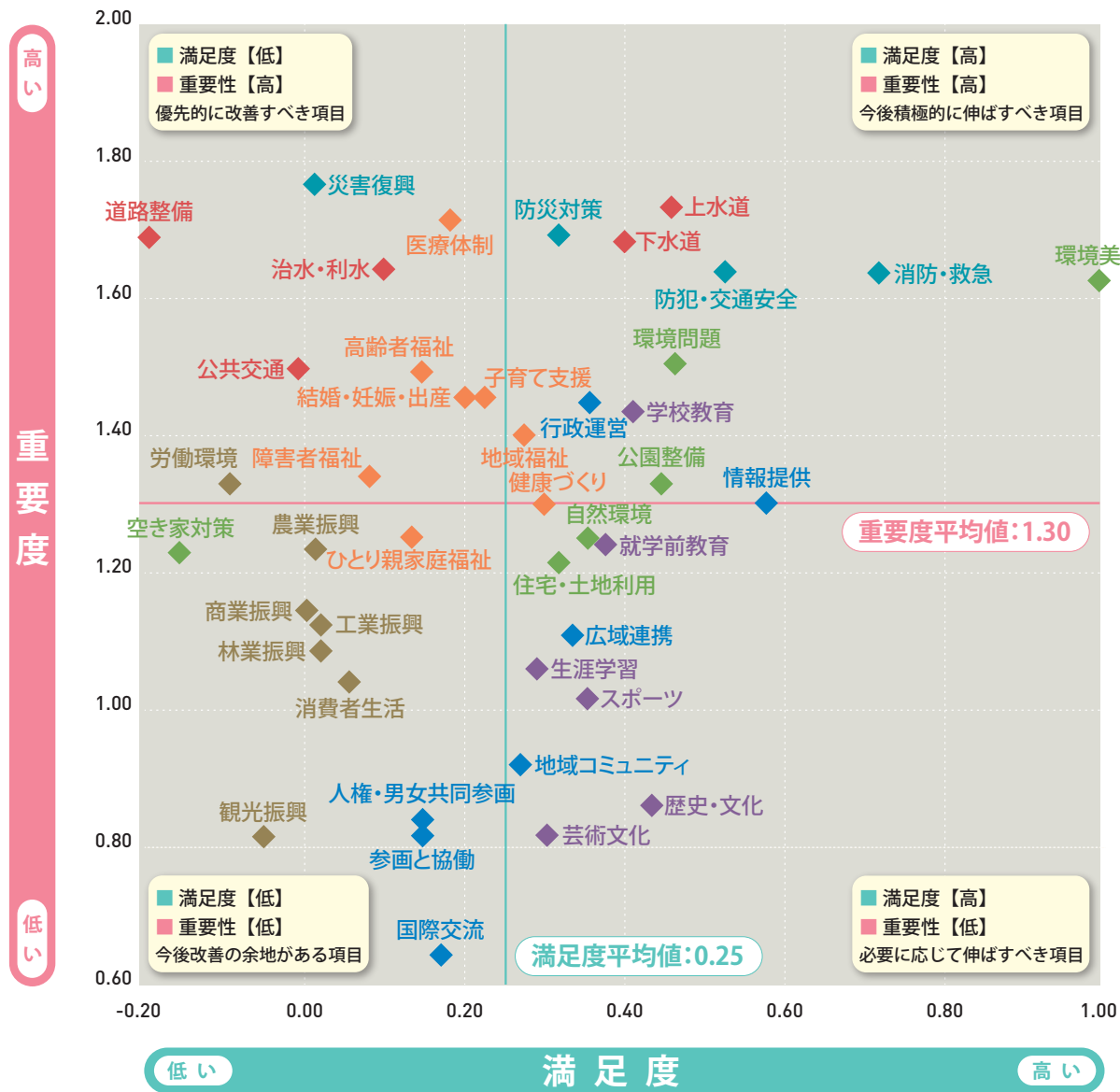


優先的に改善すべき施策

●「道路網の整備と適正な維持管理」「公共交通の利便性向上と利用促進」「治水・利水の整備」などのまちの基盤、「大規模災害の復旧・復興」などの安全・安心、「結婚・妊娠・出産支援の取組」「高齢者福祉の取組」「障害者福祉の取組」「医療体制の取組」などの社会福祉、「労働環境の向上・支援」などの産業に関する施策が挙げられています。

項目		満足度	重要度
行政	● 情報提供の充実	0.58	1.30
	● 地域コミュニティの活性化	0.27	0.92
	● 参画と協働の仕組みづくり	0.15	0.83
	● 人権の尊重・啓発や男女共同参画の推進	0.15	0.84
	● 近隣市町との連携	0.34	1.11
	● 国際交流活動および多文化共生事業の推進と充実	0.17	0.64
	● 持続可能な行政運営の推進	0.36	1.45
まちの基盤	● 道路網の整備と適正な維持管理	-0.19	1.69
	● 公共交通の利便性向上と利用促進	0.00	1.50
	● 治水・利水の整備	0.10	1.64
	● 上水道の整備	0.46	1.73
	● 下水道の整備	0.40	1.68
生活環境	● 環境美化やごみの減量化・資源化の推進	1.00	1.62
	● 環境問題の防止	0.46	1.51
	● 良好な住宅・土地利用の推進	0.32	1.22
	● 公園や緑地の整備	0.45	1.33
	● 豊かな自然環境をまもり、活かす取組	0.36	1.25
	● 総合的な空き家対策の推進	-0.15	1.23
安全・安心	● 消防・救急救助の強化・充実	0.72	1.64
	● 防災対策の推進	0.32	1.69
	● 防犯・交通安全対策の推進	0.53	1.64
	● 大規模災害（能登半島地震や豪雨など）の復旧・復興	0.01	1.77
学 習	● 生涯学習の取組	0.29	1.06
	● 就学前教育の取組	0.38	1.24
	● 学校教育の取組	0.41	1.43
	● 歴史・文化・伝統の継承と活用	0.43	0.86
	● 芸術文化振興の取組	0.31	0.82
	● スポーツ活動の取組	0.36	1.02
社会福祉	● 地域福祉の取組	0.28	1.40
	● 結婚・妊娠・出産支援の取組	0.20	1.46
	● 児童福祉・子育て支援の取組	0.24	1.46
	● ひとり親家庭福祉の取組	0.14	1.25
	● 高齢者福祉の取組	0.15	1.49
	● 障害者福祉の取組	0.09	1.34
	● 医療体制の取組	0.18	1.71
	● 健康づくりの取組	0.30	1.29
産 業	● 農業の振興	0.02	1.23
	● 林業の振興	0.02	1.09
	● 商業の振興	0.01	1.14
	● 工業の振興	0.02	1.13
	● 観光の振興	-0.05	0.82
	● 消費者生活の向上への取組	0.06	1.04
	● 労働環境の向上・支援	-0.09	1.33
平均		0.25	1.30

▼各種施策の満足度と重要度の関係



第

2

章

基本構想

[第 1 節]	目指すべき将来像	16
[第 2 節]	将来の主要指標	21
[第 3 節]	将来都市構造	23

〔第1節〕

目指すべき将来像

◆ まちづくりの将来像

元気あり！住んでよし！ 誰もが輝くまち つばた

本町は石川県のほぼ中央に位置しており、交通の要衝として栄えてきました。また、自立した町を目指し、便利で快適な生活環境の整備が進められ、人口を増やしてきました。さらに、豊かな自然環境や、歴史、津幡ブランドなどの特産品等、これまでに継承されてきた数多くの魅力ある資源を有しています。

第5次津幡町総合計画では、本町に関わるすべての人が“住んでみたい”“ずっと住みたい”と心から思えるまちを目指し、各種施策を推進してきました。

今後も住みよいまちとして本町を選んでもらうために、ライフステージにあわせた多様な暮らしを充実させるとともに、近年激甚化する災害から早期の復旧・復興と災害に強いまちづくりを推進することが求められています。また、今後の人口減少を見据えた地域経済の活性化や交流の促進を図るとともに、本町特有の資源を活かした魅力の創出と発信を継続的に行い、将来を見据えた持続可能なまちづくりを推進することが重要です。

本計画では、本町のさらなる成長・活性化に向けて、多様な交流や活動を創出し、元気あふれるまちを目指すとともに、安全・安心なまちづくりを進め、便利に暮らせる住みよいまちを目指します。また、子どもから高齢者まで、本町に関わる様々な人が成長・活躍できる環境づくりや、積極的な住民協働によるまちづくりを進め、誰もが自分らしく輝くことができるまちを目指します。

〔将来像に込められた意味〕

元気あり！

人口減少・少子高齢化が進行する社会においても、さらなる成長・活性化に向けて、多様な交流や活動を創出し、将来にわたって人々の活気と笑顔あふれるまちを目指します。

住んでよし！

石川県森林公園をはじめとした豊かな自然環境や、加賀地方・能登地方・富山県の交通の要衝という交通・買物の便の良さといった本町の強みを最大限に活かすとともに、近年の災害の激甚化などを踏まえた安全・安心なまちづくりを進め、便利に暮らせる住みよいまちを目指します。

誰もが輝くまち つばた

老若男女問わず誰もが自己実現に向けて学び・成長し、自分らしく魅力的に輝くことができるまちを目指すとともに、“つばた”から全国・世界へその輝きを広げていくことを目指します。

◆ まちづくりの視点



持続可能なまちづくり

- これまで本町では、成長・拡大を目指す社会から、これまでのまちづくりの成果を維持・活用しながら、地域の資源や魅力を十分に引き出し、新たな魅力を創出することを目指してきました。今後は、経済的、社会的、環境的な観点から、多様化・複雑化する現代のニーズを満たす一方で、将来世代のために資源や環境を保全し、充実させて引き継いでいくことが重要となっています。
- そのため、本町が有する様々な資源や魅力を最大限に活用し、新たな魅力を創出するとともに、それらを支える健全で安定した行財政基盤を確立し、未来につながるための「**持続可能なまちづくり**」を進めます。



つながりを深め広げるまちづくり

- これまで本町では、新たなにぎわいや活力の創出に向け、近隣市町をはじめとした広域的な交流と連携によるまちづくりを進めてきました。一方、生活様式の多様化により、地域コミュニティなどのつながりが希薄化しています。
- 今後は、社会の変容に対応したつながりや交流が求められており、場所を選ばないデジタルコミュニケーションの活用や、多世代や多文化が共生する、広域的で多様な人や組織が関係を深める場の提供・創出を通して、「**つながりを深め広げるまちづくり**」を進めます。



住民主体のまちづくり

- 積極的な住民協働によるまちづくりは、地域に対する愛着や責任感を育むだけでなく、住民や行政、各種団体、事業者などが対等な立場で連携・協力し、地域の課題に対する意見や解決策を多角的に取り入れることができるため、より良い地域づくりにつながります。
- 地域の住民が主体的に参加し、協力し合いながら地域の課題解決や環境づくりを自立的に進めることで、住民の意見やニーズが反映され、より実効性のあるまちづくりが実現することを目指し、「**住民主体のまちづくり**」を進めます。

◆ まちづくりの基本目標

基本目標1

安全・安心で快適に
暮らせるまち

- 近年激甚化する災害に備えるため、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを進めるとともに、防犯・交通安全対策の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちを整備します。
- 田園や森林などの緑や水辺の環境の保全とともに、地球環境問題への意識を高め、循環型社会の構築に向けた取組を進め、将来にわたり豊かな自然を感じることができるまちづくりを進めます。
- 自家用車に依存しなくても暮らしやすい環境の整備や、災害復旧と合わせた生活インフラの維持管理・更新、空き家等を利活用した移住・定住促進を行い、本町に住みたい、住み続けたいと思える都市基盤を整備します。

▼施策の方針

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 災害に強いまちづくりの推進 | ② 防犯・交通安全対策の充実 |
| ③ 自然環境や生活環境の保全 | ④ 住みよい都市基盤づくり |

基本目標2

地域の魅力と活力が
あふれるまち

- 豊かな自然環境や様々な歴史・伝統・文化などを保全・継承するとともに、新たな魅力を発掘し磨き上げ、地域に誇りと愛着が生まれ、自慢したくなるまちづくりを進めます。
- 森林公園や体験型観光交流公園などをはじめ、本町特有の多彩な資源(ヒト・モノ・コト)を活用し、町内外に広く発信することで、人が集まり交流し活力を生み出すまちづくりを進めます。
- 中小企業や農林業の支援を充実し、産業の振興を図るとともに、地域特性を活かした企業誘致や新たな産業団地の整備などにより、働く場を創出し、好循環を生み出すまちづくりを進めます。

▼施策の方針

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 豊かな自然や歴史・文化等の活用 | ② 観光・交流の推進 |
| ③ 産業の振興と雇用の創出 | |

基本目標3

いきいきと過ごせるまち
生涯にわたって

- 結婚から子育てまで地域全体で支援する体制を充実することで、子育ての楽しさや喜びを実感でき、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めます。
- 子どもからお年寄りまで、必要な時に支援やサービスが受けられ、誰もが生活に困難を抱えることなく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 生涯にわたり心と身体の健康を保ちながら、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、また、災害時には拠点病院となる新たな医療機関の整備などにより、いつまでも健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

▼施策の方針

- ① 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境の充実
- ② 福祉・介護支援の充実
- ③ 心と身体の健康づくりの推進

基本目標4

豊かな心を育み
自分らしく活躍できるまち

- 確かな学力と社会の変化に対応できる豊かな心と健やかな体を持つ子どもたちを、地域が一体となり育むことで、未来を切り拓く知恵と力をもった子どもたちが育つまちづくりを進めます。
- ふるさと津幡の過去から現在に至る学びや、様々な地域やコミュニティのつながりなどを通して、ふるさとを愛し誇りに思う心を育むとともに、国内外で社会に貢献する人材を育成します。
- 世代を超えて学び続けられる環境や、気軽にスポーツ活動・芸術活動に参加し楽しむことができる環境づくりに取り組み、生涯にわたり自分らしく活躍でき、豊かな人生を送れるまちづくりを進めます。

▼施策の方針

- ① 確かな学力と社会の変化に対応できる人材の育成
- ② ふるさとへの愛着と豊かで健やかな心身を育む教育の推進
- ③ 生涯学習とスポーツ・芸術文化活動の推進
- ④ 安全・安心で質の高い教育環境と学び支え合う地域づくりの推進

基本目標5

つながり支えあい
共創するまち

- 地域の交流を促進し、支え合いの意識やつながりを醸成するとともに、住民自らが地域の課題解決に主体的に参画することで、地域に誇りと愛着を感じて暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 年齢や性別、国籍などにかかわらず、多様な立場の人々がお互いに認め合い、対話ができる環境を整えることで、本町にとって新しい価値をともに創造していきます。
- 誰もが利用しやすい行政サービスと開かれた行政運営を進めるとともに、行政コストの削減に向けたデジタル化の推進や施設・組織の最適化を図ります。

▼施策の方針

① 地域コミュニティの活性化と参画・協働の促進

② 多様性が尊重されるまちづくり

③ 質の高い行政運営の推進

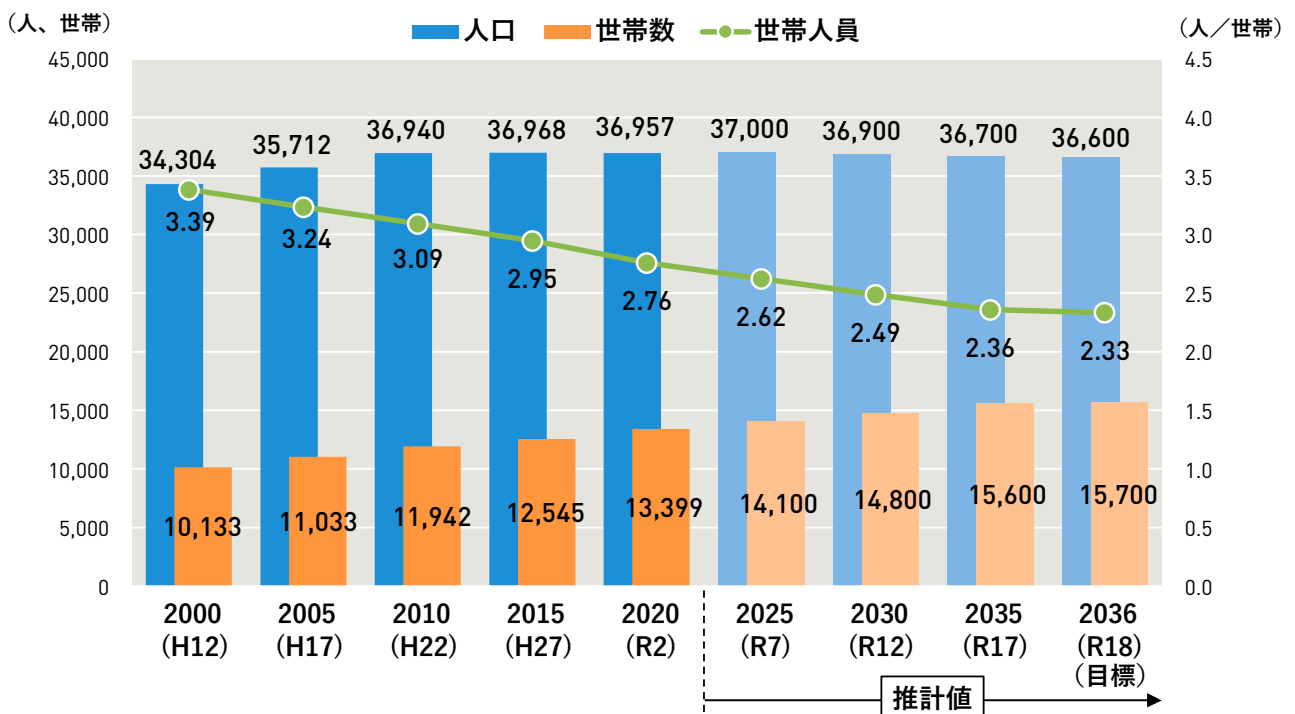
[第 2 節]

将来の主要指標

本町の将来人口は、全国的な出生率の向上や子育て環境の改善などの取組のほか、本町の魅力を活かしたまちづくりの推進、企業誘致やUターン、定住促進などの各種取組を踏まえて、目標年次(2036(令和18)年)の将来人口を**36,600人**と設定します。

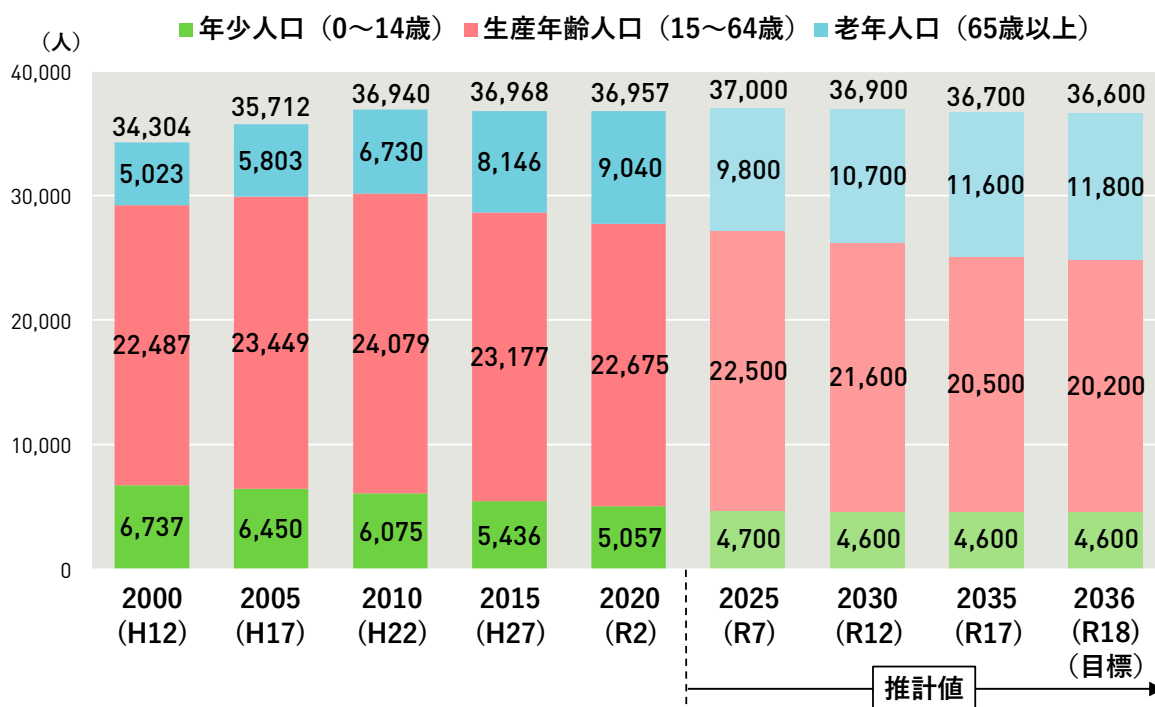
また、近年の世帯の小規模化(核家族や単身世帯の増加)の傾向を踏まえながら、三世代の同居や近居を奨励する施策を推進し、2036(令和18)年の世帯数は**15,700世帯**、世帯人員を**2.33人/世帯**と設定します。

▼人口・世帯数・世帯人員の推計



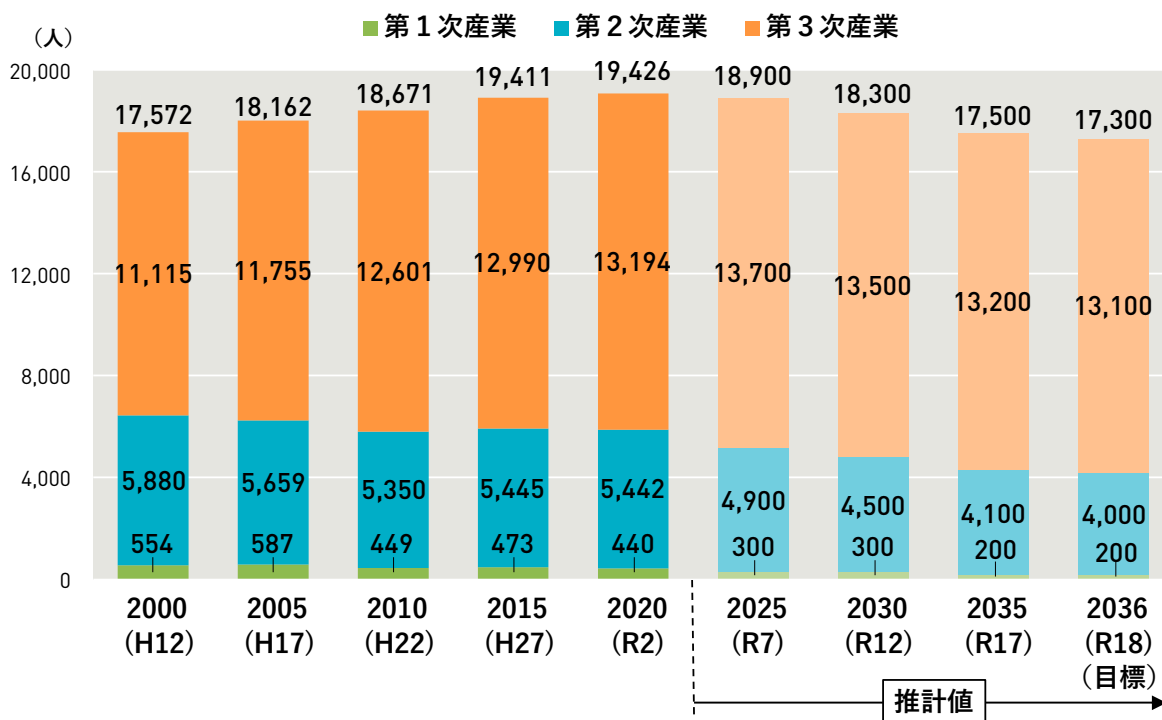
出典：国勢調査(2000(H12)～2020(R2)年)、2025(R7)～2036(R18)年は推計値

▼年齢階層別人口の推計



※2000(H12)~2020(R2)年の人口総数には「年齢不詳」人口を含む 出典：国勢調査(2000(H12)~2020(R2)年)、2025(R7)~2036(R18)年は推計値

▼産業別就業人口の推計



※2000(H12)~2020(R2)年の就業者総数には「分類不能の産業」従業者数を含む 出典：国勢調査(2000(H12)~2020(R2)年)、2025(R7)~2036(R18)年は推計値

[第3節]





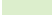


将来都市構造

本町の都市構造は、交通の要衝としての特徴を活かした都市軸と町内外の交流を創出する拠点を核としながら、最大の魅力である豊かな自然と快適な市街地が共存する魅力的な町を目指し、将来都市構造図を以下のように定めます。




▼将来都市構造図






土地利用ゾーニング

 市街地ゾーン	住みやすい居住環境の保全を推進するとともに、安心して快適な生活環境を創出するゾーンとし、都市機能の集約化により、魅力的な市街地の形成を推進するとともに、地域コミュニティの強化を進めます。
 にぎわい創出ゾーン	利便性、文化性のあるにぎわいを創出するまちの中核となるゾーンとし、魅力ある商店街の充実や文化機能・教育機能・行政機能の中心としてにぎわいの創出を進めます。
 産業創出ゾーン	既存工業施設が集積するゾーンとして、今後も周辺環境との調和に配慮しながら、本町における産業の発展に寄与する機能の集積・充実を進めます。
 農業ゾーン	河北潟周辺の農業基盤の強化・充実、水田を中心とした農業の振興、特産品開発など本町の魅力となる第1次産業の振興を推進します。
 森林ゾーン	豊かな自然環境を適正に保全・継承し、緑豊かなまちづくりを進めます。
 里山ゾーン	森林ゾーンに囲まれた集落や棚田などの美しい里山景観を保全するとともに、集落の生活環境を維持する取組を進めます。
 いきいき交流ゾーン	健康で豊かな生活を支援するとともに、交流人口増加のための特徴あるゾーンの充実を推進します。

拠点

 交流拠点	幅広い交流の核となる拠点として機能充実や整備を推進します。
 地域拠点	地域のコミュニティ強化や福祉、生活環境、防災面など、安全・安心な生活を支援するための拠点として機能の充実や整備を推進します。
 複合機能開発拠点	物流や産業、住宅などの複合的な開発の拠点として、物流や商業施設などの立地や、安全・安心な住環境の整備、企業の誘致などを推進します。

都市軸

 広域連携軸	周辺の市町をはじめとした連携を強化する軸として位置づけ、広域的な連携・交流を推進します。
 地域連携軸	広域連携軸を補完する軸として位置づけ、隣接市町などとの連携強化や、市街地と郊外部・集落地との連携強化を進め、交通の要衝となる本町のアクセス性を向上します。
 地区連携軸	本町の生活拠点などを連携し、市街地内や各地区間のネットワーク形成や交流を推進します。

※道路(構想)は、将来的に道路整備を想定するおおむねのルートの位置を示したものです。

第

3

章

基本計画

[第 1 節]	基本計画の構成	28
[第 2 節]	施策の大綱	31
[第 3 節]	基本目標ごとの施策の方針	34

[第1節]

基本計画の構成

基本計画は、基本構想の目標達成に向けた具体的な施策などを示すものであり、以下の構成となっています。

第2節の「施策の大綱」では、基本構想で定めたまちづくりの将来像の実現に向けた5つの基本目標ごとに、施策の方針とその内容を体系的に示しています。

第3節は、基本目標ごとに、施策の方針を示すもので、各施策の方針は、次のような構成となっています。

現状・課題

施策の実施にあたり、各分野の現状や近年の動向とそれを踏まえて解決すべき課題を示しています。

施策の内容

現状・課題を踏まえ、施策が目指す目標やその内容を示しています。

取組

施策を達成するために行う主要な取組を示しています。

関連計画

各施策をより具体的に説明している分野別の計画などの名称を示しています。

関連するSDGs

各施策と関連するSDGs(持続可能な開発目標)のゴールを示しています。

◆ SDGs (持続可能な開発目標) とは

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年に国際連合において採択された、17のゴール(目標)と169のターゲットからなる、2030(令和12)年までに先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の目標です。

本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各施策がSDGsのどのゴールと関連しているかを以下に示すゴールのアイコンを使用して可視化します。



[第2節]

施策の大綱

将来像

元気あり！ 住んでよし！

まちづくりの視点

持続可能なまちづくり

つながりを

基本目標

基本目標1
安全・安心で
快適に暮らせるまち

基本目標2
地域の魅力と
活力があふれるまち

施策の方針

1 災害に強いまちづくりの推進

2 防犯・交通安全対策の充実

3 自然環境や生活環境の保全

4 住みよい都市基盤づくり

1 豊かな自然や歴史・文化等の活用

2 観光・交流の推進

3 産業の振興と雇用の創出

施策の内容

① 災害に備えた体制づくり

② 防災・減災基盤の充実

③ 消防力の充実・強化

④ 救急救助体制の充実

① 防犯・消費者トラブル対策の充実

② 交通安全対策の充実

① 豊かな自然・里山環境の保全

② 地球温暖化対策の推進

③ 生活環境の保全

④ ごみの減量化、資源化の推進

⑤ 環境美化の推進

① 総合的な空き家対策の推進

② 良好な市街地の整備

③ 定住の促進

④ 道路網の整備と適正な維持管理

⑤ 公共交通の利便性向上と利用促進

⑥ 上下水道の適切な維持管理と更新

① 豊かな自然・里山環境の活用

② 文化財の保護と継承

③ 歴史・芸能・文化の継承

④ 歴史文化伝承施設の活用

① 観光・交流拠点の整備・活用

② 観光・交流資源の磨き上げの推進

③ 観光受け入れ体制の強化

④ 多様な情報発信の推進

⑤ 広域観光の推進

① 農林業の振興

② 商業の振興

③ 工業の振興

④ 雇用機会の創出

誰もが輝くまち つばた

深め広げるまちづくり

住民主体のまちづくり

基本目標3
生涯にわたって
いきいきと過ごせるまち

- 1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境の充実
- 2 福祉・介護支援の充実
- 3 心と身体の健康づくりの推進

- ① 安心して結婚・妊娠・出産できる環境の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 家庭教育の充実と地域ぐるみの支援体制の強化
- ④ 地域福祉の充実
- ⑤ 高齢者福祉の充実
- ⑥ 障害者福祉の充実
- ⑦ 社会保険制度の維持・充実
- ⑧ 健康づくりの推進
- ⑨ 救急医療体制の充実
- ⑩ 地域医療体制の充実・強化

基本目標4
豊かな心を育み
自分らしく活躍できるまち

- 1 確かな学力と社会の変化に対応できる人材の育成
- 2 ふるさとへの愛着と豊かで健やかな心身を育む教育の推進
- 3 生涯学習とスポーツ・芸術文化活動の推進
- 4 安全・安心で質の高い教育環境と学び支え合う地域づくりの推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 非認知能力の育成
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 情報活用能力の育成
- ⑤ 健全な学力の育成
- ⑥ 健全な心身の育成
- ⑦ 健やかな体の育成
- ⑧ 心の教育、道徳教育の充実
- ⑨ グローバル社会で活躍する人材の育成
- ⑩ イノベーションを担う人材の育成
- ⑪ ふるさと「つばた」への愛着の醸成
- ⑫ 生涯学習の推進
- ⑬ 生涯学習の推進
- ⑭ 生涯学習の推進
- ⑮ 生涯学習の推進
- ⑯ 生涯学習の推進
- ⑰ 生涯学習の推進
- ⑱ 生涯学習の推進
- ⑲ 生涯学習の推進
- ⑳ 生涯学習の推進

基本目標5
つながり支えあい
共創するまち

- 1 地域コミュニティの活性化と参画・協働の促進
- 2 多様性が尊重されるまちづくり
- 3 質の高い行政運営の推進

- ① 地域コミュニティ活動の促進
- ② 地域コミュニティ活動の促進
- ③ 地域コミュニティ活動の促進
- ④ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑤ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑥ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑦ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑧ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑨ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑩ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑪ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑫ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑬ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑭ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑮ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑯ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑰ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑱ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑲ 地域コミュニティ活動の促進
- ⑳ 地域コミュニティ活動の促進

基本目標1

安全・安心で 快適に暮らせるまち

■ 1-1 災害に強いまちづくりの推進	35
■ 1-2 防犯・交通安全対策の充実	37
■ 1-3 自然環境や生活環境の保全	39
■ 1-4 住みよい都市基盤づくり	41

基本目標1 安全・安心で快適に暮らせるまち

1-1 災害に強いまちづくりの推進

現状・課題

- 本町では、防災情報配信システムの導入や避難経路標識の設置、防災訓練の実施、防災士の育成や協定締結など、防災体制の整備を進めてきました。しかし、2023(令和5)年7月の豪雨や令和6年能登半島地震では、避難行動・情報伝達・避難所運営などの課題が明らかとなりました。
- 今後は、地域防災計画の改定や職員の初動対応の見直し、住民への周知啓発による防災意識の向上が必要です。さらに、上下水道や住宅の耐震化、家庭内備蓄など、ハード・ソフト両面での備えの充実も求められています。

施策の内容

① 災害に備えた体制づくり

地域防災計画など各種計画の見直しや、デジタルキーボックス^{※1}の設置による迅速な避難所開設など住民主体の避難所運営体制の確立、防災教育・防災訓練、家庭内備蓄の促進により、災害に備えた体制を強化し、防災意識と地域防災力を向上させます。

② 防災・減災基盤の充実

災害対応拠点やライフラインの耐震化・設備更新の実施など、強靱な基盤づくりを進めます。また、避難所の備蓄品やネット環境を整え、災害への備えを進めるとともに、公共施設や道路の安全点検、大規模盛土造成地の滑動崩落対策工事など被害防止策を推進します。

③ 消防力の充実・強化

頻発・激甚化する災害に備え、消防団や防火クラブとの連携や、消防車両・防火水槽の整備、住宅用火災警報器の普及促進などを推進するとともに、防火・防災講習会や事業所の防火管理体制強化、消防本部の広域連携を進め、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

④ 救急救助体制の充実

救急救命処置は町民の命を守る「最後の砦」です。救急救命士の研修・指導體制の強化、資機材の高度化を進めるとともに、町民への応急手当講習によりバイスタンダー^{※2}を育成することで、行政と町民が一体となり、「自ら命を守り、地域で命をつなぐ」体制を築き、安全・安心なまちづくりを目指します。



石川県ドクターヘリとの連携

※1 デジタルキーボックス スマートフォンなどの特定のデバイスを用いて開けることができるキーボックス。

※2 バイスタンダー 急病人やけが人が発生した現場に偶然居合わせた人のことで、救急隊が到着するまでの間に心肺蘇生などの応急手当を行う人。

取組

施策の内容	取組
① 災害に備えた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 津幡町地域防災計画の見直し ● 定期的な防災教育や防災訓練の実施 ● 要配慮者を含めた防災対策マニュアルの充実 ● 防災士の育成や研修会の開催 ● 防災協定の締結推進 ● 自主防災組織の育成および防災計画、防災マップの作成 ● 感染症対策を踏まえた迅速な避難所開設および運営体制づくり ● 家庭内の備蓄の推進 ● 業務システムの標準化の推進およびバックアップの遠隔地管理 ● 津幡町災害廃棄物処理計画の見直し ● 防災行政無線の再整備
② 防災・減災基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の耐震化や備蓄物資および機能の充実 ● 住宅などの耐震化および危険ブロック塀除却の促進 ● 地区防災センター、消防本部庁舎および地区コミュニティ消防センターの改修・整備 ● 安全点検と異常時の早期対応の徹底 ● 公共施設等における公衆無線LANの整備拡大 ● SNSへの登録促進 ● 上下水道の耐震化や老朽化対策の推進 ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 ● 災害に強い教育施設の整備促進
③ 消防力の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 講習会の開催等による事業所における防火管理体制の強化 ● 社会福祉施設等における立入検査の実施や住宅用火災警報器の設置率向上 ● 消防団の活性化、幼年・子ども、女性防火クラブ員の育成・指導 ● 耐震性防火水槽の設置や消防車両の更新・整備 ● 石川中央都市圏域5消防本部における消防の連携・協力の推進
④ 救急救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急救助隊の教育および救急資機材の充実 ● 緊急時の自主的な救助活動に備えた講習会の開催やバイスタンダーの育成 ● 指導救急救命士の養成および救急救命士・救急隊員の研修の開催による救急業務の強化

関連計画

- ・津幡町地域防災計画
- ・津幡町国民保護計画
- ・第2期津幡町国土強靱化地域計画
- ・津幡町公共施設等総合管理計画
- ・津幡町耐震改修促進計画
- ・津幡町災害廃棄物処理計画

関連するSDGs



基本目標1 安全・安心で快適に暮らせるまち

1-2 防犯・交通安全対策の充実

現状・課題

- 地域の安全は、地域住民が安心して生活を営むための基盤であり、近年の犯罪の多発化・多様化に対応するため、警察や地域が連携し、支え合える地域社会づくりを進める必要があります。
- 架空請求や悪質商法など複雑化する消費者トラブルに対して、情報提供や相談体制を強化し、住民が自ら判断・行動できる力を養うことが重要です。
- 自家用車の利用は生活に不可欠であるため、高齢ドライバーの交通安全教育など、町全体で交通安全対策を実践・推進する必要があります。

施策の内容

① 防犯・消費者トラブル対策の充実

警察・地域防犯団体・住民が一体となったパトロール活動を継続し、防犯意識を高め地域ぐるみの防犯活動を促進するとともに、犯罪や消費者トラブルに関する情報提供・啓発活動の充実を図り、被害防止に努めます。

② 交通安全対策の充実

街頭交通推進隊の活動を支援するとともに、警察との連携による交通安全教育や交通安全活動の実施により、交通事故防止を図ります。また、高齢ドライバーに対する交通安全教育や免許返納支援の周知により、高齢者の交通事故減少を推進します。



交通安全教室

取組

施策の内容	取組
① 防犯・消費者トラブル対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民によるパトロールの強化・充実 ● 自主防犯意識の高揚による地域ぐるみの防犯活動の促進 ● 地域の防犯活動に対する支援の充実 ● 多様化する犯罪に関する情報提供や啓発、特殊詐欺対策の推進 ● 消費者トラブルに関する相談の強化、情報提供・啓発
② 交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全啓発看板の設置・路面標示など危険箇所の点検・改良などの推進 ● 自転車走行指導帯※3・歩行者通行帯の整備推進 ● 交通安全教育の充実や交通マナー向上に向けた取組の推進 ● 交通安全推進団体の活動支援や運転免許返納支援に対する周知の充実 ● 高齢者の歩行・運転時の交通安全に向けた取組や支援

関連計画

・津幡町交通安全指針

関連するSDGs



※3 自転車走行指導帯 車道左側に設置され、塗装や自転車マーク、矢羽根などで自転車の走行位置と進行方向を示すもの。法令上の法的拘束力はないが、自転車の走行位置を明確にし、歩行者や自動車との分離を図ることで、自転車の安全な通行と交通事故防止を目的としている。

基本目標1 安全・安心で快適に暮らせるまち

1-3 自然環境や生活環境の保全

現状・課題

- 河北潟や里山は美しい景観と生物多様性を保ち、町民に恩恵を与えています。しかし、近年は開発や観光の影響で管理が難しくなっています。豊かな自然環境を次世代に継承するためには、地域住民と行政が協力し、持続可能な管理方法を導入することが求められています。環境教育を通じて理解を深め、効率的な保全活動を進め、地域の自然を守り続けることが重要です。
- 地球温暖化は、地球規模の深刻な環境問題となっており、猛暑や局地的豪雨など、近年多発する自然災害の要因とされています。再生可能エネルギーの利用や省エネ、ごみの減量・リサイクルの推進など、町民一人ひとりの取組により、環境負荷の少ない地球環境に配慮したライフスタイルへの転換が必要です。

施策の内容

① 豊かな自然・里山環境の保全

地域住民と行政が協力し、定期的な森林管理や治山対策、県産材の活用など持続可能な管理を進め、河北潟や里山の自然環境を保全します。また、農業の鳥獣被害防止に向けた総合的な対策を強化します。美化運動や自然環境教育の継続的な実施により地域住民の環境意識を高め、下水道区域外での合併処理浄化槽の普及を推進し、生活排水による水質汚染を防ぐことで、河北潟の水質浄化と水辺環境の保全を目指します。

② 地球温暖化対策の推進

「津幡町地球温暖化防止実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入、省エネ施設の設置、街灯のLED化を推進し、温室効果ガス排出抑制に取組むとともに、公共施設の維持管理においても省エネルギー化を進めます。

③ 生活環境の保全

日常生活の身近な環境問題について、関係機関と連携し監視体制の強化を図りながら、生活環境の維持・向上を図るための意識啓発を行い、住みよいまちづくりに取組みます。また、美しい生活環境の形成を目指して、環境保全の啓発のほか適切な指導を行い、快適な生活環境の確保に努めます。

④ ごみの減量化、資源化の推進

資源の有効活用や多様化するライフスタイルへの対応、さらなるリサイクル促進のため、「つばたReco」^{※4}やリサイクルプラザの活用促進と施設の適切な運営管理を行います。また、4R^{※5}の実践に向けた普及・啓発の推進や、地域団体等が行うリサイクル活動の支援により、ごみの減量化に対する意識向上と廃棄物のリサイクル・減量化を推進します。

⑤ 環境美化の推進

ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を図るため、監視体制の強化や巡視パトロールを行うとともに、生活環境保全に向けた指導や啓発活動の実施により、環境美化を推進します。また、地域で実施する清掃事業活動や全町民が参加する清掃活動を支援し、公衆衛生および環境美化意識の向上に努めます。

※4 つばたReco 津幡町役場駐車場内に設置されているリサイクルエコステーション。

※5 4R ごみ減量の取組で、「リフューズ(断る)」「リデュース(減らす)」「リユース(繰り返し使う)」「リサイクル(再生する)」の頭文字「R」をとったもの。

取組

施策の内容	取組
① 豊かな自然・里山環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の保全による治山対策の推進 ● 河北潟の水質浄化や水辺の保全の推進 ● 保安林や鳥獣保護区の指定の促進 ● 外来植物の除去活動の促進 ● 鳥獣被害の防止に向けた総合的な対策の展開 ● 遊休農地対策の推進 ● 県産材の活用の推進 ● 自然観察会や体験学習の実施 ● 合併処理浄化槽の普及促進
② 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 津幡町地球温暖化防止実行計画の推進 ● 太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進 ● EV車の導入による環境負荷の低減 ● 公共施設等の有効活用・長寿命化・環境対策の推進 ● 公共施設等での電気使用量の抑制 ● 地域の街灯LED設置の支援
③ 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制区域の見直しや監視体制の充実・強化 ● 事業所や町民に対する環境問題への意識啓発 ● 生活環境保全の指導と推進
④ ごみの減量化、資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「つばたReco」やリサイクルプラザの活用促進 ● 4R活動の普及・啓発 ● 地域のリサイクル事業の推進
⑤ 環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ポイ捨て等防止重点区域の指定と指定区域での防止活動促進 ● パトロールの強化や監視カメラの設置支援等、不法投棄防止対策の強化 ● 団体等が行う清掃活動の支援

関連計画

- ・津幡町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)
- ・津幡町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)

関連するSDGs



基本目標1 安全・安心で快適に暮らせるまち

1-4 住みよい都市基盤づくり

現状・課題

- 本町では、移住・定住を促進する住環境整備を進めてきましたが、今後も利便性の高い都市空間や安全で快適な生活基盤の整備が必要です。
- 人口減少や少子高齢化に伴う空き家・空き地の増加に対応するため、空き家の適正管理・活用や移住・定住促進、関係人口の創出に取り組む必要があります。
- 本町では各種道路事業を推進してきましたが、引き続き道路ネットワークを強化するとともに、適正な維持管理により安全・安心な交通環境を提供し続けなければなりません。
- 過度な自家用車利用や少子化による公共交通の利用者減少・利便性悪化が懸念されており、利用者のニーズ把握による公共交通の維持・利用促進や隣接市町との連携による地域交通網の充実に取り組む必要があります。
- 老朽化する上下水道施設について、計画的な更新・耐震化と経営基盤の計画的な強化により、持続可能な上下水道サービスの提供を図らなければなりません。

施策の内容

① 良好な市街地の整備

立地適正化計画を策定し、都市機能の適正配置や無秩序な市街化の抑制を図るとともに、公園の適正な管理や河川の治水対策、景観に配慮した住宅施策など、良好な市街地の整備を推進します。また、新たなまちづくりの拠点として、津幡駅東側や津幡駅～倶利伽羅駅間の新駅周辺の整備など、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めます。

② 総合的な空き家対策の推進

空き家の適正管理の促進と町民への意識啓発を行い、安全・安心な生活環境を確保します。また、空き家バンク制度を活用し、移住希望者への住宅支援と空き家解消を進めるとともに、情報発信を行い制度の登録促進を図ります。

③ 定住の促進

定住促進制度を見直し、子育て世帯や三世帯同居世帯をはじめ、都市部からの移住者への支援を充実させます。また、情報発信やオンライン等の相談体制の拡充により、新たな津幡町との関わりを創出し、将来的な定住人口の増加を目指します。

④ 道路網の整備と適正な維持管理

国道8号の4車線化や倶利伽羅防災事業の整備促進を国および関係機関に働きかけるとともに、生活道路のバリアフリー化や自転車走行空間の整備を推進し、道路の利便性・安全性の強化を図ります。また、専門業者による定期点検など、適切な維持管理による道路インフラの長寿命化や、DXを活用した除雪作業の最適化・効率化などにより、年間を通じて安全で快適な道路交通空間の提供を目指します。

⑤ 公共交通の利便性向上と利用促進

公共交通利用者の利便性向上と増加に向け、津幡駅東口周辺の整備により公共交通の相互連携を強化するとともに、AIオンデマンドバス※6など利便性の高い地域交通のさらなる充実に努め、公共交通の利用促進を図ります。また、町民や民間企業などと連携し、公共交通を地域で守り育てる仕組みづくりを推進します。

広域交通は町民の日常生活に欠かせない移動手段であるため、適切な運行支援を行うとともに、隣接自治体と連携し地域交通網の充実に努めます。

⑥ 上下水道の適切な維持管理と更新

上下水道施設の耐震化を推進し、災害に強い水道施設を目指すとともに、施設のライフサイクルコストの最小化や長寿命化を図る予防保全型管理を推進します。また、健全な水循環や資源循環を目指し、バイオマスや太陽光を活用した再生可能エネルギーの利用を推進します。使用料金の適正化や経営の効率化などを推進し、安定的で持続可能な上下水道事業運営を進めます。



津幡駅東口駅前広場完成予想図



AIオンデマンドバス『のると津幡』

※6 AIオンデマンドバス 利用者がスマートフォンや電話で予約を行い、AIがリアルタイムで最適なルートを計算して運行するバスサービス。

取組

施策の内容	取組
① 良好な市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住の受け皿として津幡駅東側の整備 ● 無秩序な市街化の抑制および都市機能の適切な配置 ● 地籍調査の推進 ● 町営住宅の計画的な改修 ● 公園の適正管理と活用の検討 ● 墓地および斎場の適正な管理・運営 ● 景観に配慮したまちづくりや住宅施策の充実 ● 河川の治水事業や生活排水路の改良事業の推進 ● 津幡町都市計画マスタープランの見直し ● 津幡駅と倶利伽羅駅間の新たな駅の周辺整備
② 総合的な空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 津幡町危険空家等対策計画の推進 ● 空き家バンク制度の登録促進および空き家の有効活用 ● 空き家・空き地の所有者・管理者に対する意識啓発
③ 定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅取得、三世代ファミリー同居などに対する支援 ● 地域の受け入れ体制の構築 ● 移住・定住に関する情報発信の強化 ● 関係人口創出に向けた取組の推進
④ 道路網の整備と適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化などによる生活道路の改善や自転車走行指導帯の整備 ● 国道8号の4車線化やバイパス、倶利伽羅防災事業などの整備・機能強化の促進 ● 都市計画道路の再編・整備 ● 道路の適切な維持管理による長寿命化対策の推進 ● 除雪運行管理システムを活用した雪害対策・除雪状況の見える化
⑤ 公共交通の利便性向上と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 津幡駅東口の整備 ● 地域のニーズに応じた利便性や効率性の高い町営バスの運行・充実 ● 津幡町地域公共交通計画(利便増進実施計画を含む)に基づく公共交通機関(町営バス等)の利用促進 ● IRいしかわ鉄道線の利用促進、運行支援 ● 地域交通網の充実
⑥ 上下水道の適切な維持管理と更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道施設の長寿命化・効率化と耐震化の推進 ● 上下水道経営基盤の強化・効率化 ● 下水処理水や下水エネルギーの再利用の推進

関連計画

- ・津幡町都市計画マスタープラン
- ・津幡町町営住宅長寿命化計画
- ・第2期津幡町国土強靱化地域計画
- ・津幡町危険空家等対策計画
- ・津幡町地域公共交通計画

関連するSDGs



基本目標2

地域の魅力と活力が あふれるまち

- 2-1 豊かな自然や歴史・文化等の活用 45
- 2-2 観光・交流の推進 47
- 2-3 産業の振興と雇用の創出 49

基本目標2 地域の魅力と活力があふれるまち

2-1 豊かな自然や歴史・文化等の活用

現状・課題

- 豊かな自然環境や里山環境は本町の魅力であり、石川県森林公園を中心とした体験・交流活動や森林セラピーの推進、河北潟周辺の観光スポットの発掘など、自然資源の活用に取り組んできました。
- 全国的な人口減少に伴い交流人口も減少傾向にあり、地域資源の魅力をより高め、人を呼び込む仕組みづくりを進め、町の活性化や交流人口拡大の起爆剤として有効に活用していく必要があります。
- 新興住宅地を中心に地域コミュニティが確立していない傾向がありますが、まちの歴史や伝統文化芸術は、地域の一体化や住みよいまちづくりの大きな助けになるため、よりよい文化継承のあり方を探り、進めていく必要があります。

施策の内容

① 豊かな自然・里山環境の活用

石川県森林公園の魅力向上や体験・交流活動、河北潟周辺の観光資源の発掘や河合谷宿泊体験交流施設などでの自然体験・環境学習を通じて、豊かな自然と里山環境の保全・活用を図ります。地域資源を磨き上げ、交流人口の増加と次世代への継承につなげます。

② 文化財の保護と継承

世代の移り変わりとともに、各地域・各家庭に埋もれている古い記録や資料が失われつつあります。津幡ふるさと歴史館の企画展や各公民館での講座等を通じ、資料の重要性を周知することで、保護継承への関心を高めるとともに、未知の文化財の所在や状況を把握することで、文化財の保護・継承につなげていきます。

③ 歴史・芸能・文化の継承

地域に根ざす文化行事や伝統芸能の担い手不足のため、若者を中心とした担い手の発掘と伝承への手助けが必要です。特に過疎地域は、他地区からの応援も含めた伝承の仕組みづくりが重要であり、多くの人を巻き込むような体制の構築と、様々な形での助成を進めていきます。

④ 歴史文化伝承施設の活用

津幡ふるさと歴史館や歴史民俗資料収蔵庫を中心に、地域の歴史や文化に興味を持ってもらえるような展示や情報発信を行い、町民の学びの場を提供します。また、これらの施設を町民の活動の場として提供することにより、施設の存在の認知を広げるとともに、施設の新しい活用法を研究していきます。

取組

施策の内容	取組
① 豊かな自然・里山環境の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 「森林セラピー基地」や「MISIAの森」など、石川県森林公園を中心とした自然の有効活用 ● 河北潟周辺の観光スポットの発掘 ● (仮称)体験型観光交流公園の整備 ● 河合谷宿泊体験交流施設の活用促進 ● 自然・里山を活用した自然体験や学習の推進
② 文化財の保護と継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財保護活動の充実 ● 歴史文化遺産の保護と継承
③ 歴史・芸能・文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 郷土に関する学習機会の拡充 ● 文化団体等の活動支援と後継者・指導者の育成
④ 歴史文化伝承施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史民俗資料の収集・保存・展示の充実 ● 津幡ふるさと歴史館を拠点とした事業の展開 ● 津幡ふるさと歴史館をハブとした、それぞれの地域の魅力の再発見と発信

関連計画

・第2期津幡町教育振興基本計画

関連するSDGs



河合谷宿泊体験交流施設「河愛の里Kinschule」



子ども歴史民俗講座の開催

基本目標2 地域の魅力と活力があふれるまち

2-2 観光・交流の推進

現状・課題

- 本町には、数多くの魅力ある地域資源が存在しますが、それらを観光面に有効に利活用できているとは言い難い状況です。本町ではこれまで、観光ボランティアガイドや観光協会による地域案内、吉本興業と連携した観光PRなど、観光・交流の推進に向けた取組や、「まこも」などを特産化する取組を行ってきました。
- 今後は津幡ブランドの発掘・認定とともに、6次産業^{*7}化も視野に入れた新たな特産品の開発や、町の魅力を継続的に発信し、地域外からの来訪や関係人口の創出につなげる戦略的な展開が求められています。

施策の内容

① 観光・交流拠点の整備・活用

石川県森林公園や倶利伽羅峠一帯を観光・交流拠点として位置づけ、施設の機能強化や情報発信力の向上を図るとともに、里山を活用した新たな観光交流施設の整備を推進します。また、豊かな自然を活用した滞在型観光や体験交流の促進により、地域の魅力を高め、交流人口の拡大と地域活性化を図ります。

② 観光・交流資源の磨き上げの推進

歴史や自然など地域資源の魅力を再発見・再構築し、体験型観光コースの整備やイベントの開催推進により、交流人口の拡大と地域の価値向上を図ります。また、特産品づくりの推進と知名度拡大を目指し、町内での安全・安心な食材の生産・加工や津幡ブランドの認定・PRなどを進めていきます。

③ 観光受け入れ体制の強化

町の施設への公衆無線LANとデジタルサイネージの整備や、電子地図の作成・提供による周遊プランの提案により、町内での滞在時間延長を図ります。また、観光協会や観光ボランティア団体への支援による受け入れ体制の充実や、観光客向けの企画や誘客活動への支援強化により、地域ぐるみで観光客を迎え入れる環境を整備することで、満足度の向上と交流人口の拡大を図ります。

④ 多様な情報発信の推進

多様なメディアを活用した情報発信を強化するとともに、発信内容やコンテンツの充実により、継続的でわかりやすい情報提供に取組みます。また、観光拠点の活用をさらに進め、町の魅力をより効果的に発信し、交流人口の一層の拡大を図ります。

⑤ 広域観光の推進

周辺地域の観光資源を相互に結び付けて活用できるよう、広域的な観光ルートや案内マップの整備を計画的に進めるとともに、地域間の緊密な連携や協力体制の構築を図り、観光客が安心して訪れ、ゆとりを持って滞在できる環境を整備します。これらの取組を積み重ね、広域的な誘客と交流人口の拡大につなげます。

^{*7} 6次産業 農業や水産業などの第1次産業が、加工(第2次産業)や販売(第3次産業)も手掛けることで、付加価値を高める取組。

取組

施策の内容	取組
① 観光・交流拠点の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ● (仮称)体験型観光交流公園の整備[再掲] ● 石川県森林公園や倶利伽羅峠一帯などの施設の活用・充実 ● 河合谷宿泊体験交流施設の活用促進[再掲]
② 観光・交流資源の磨き上げの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● NHK大河ドラマの誘致に向けた歴史資源の発掘・整備 ● 着地型観光や体験型観光コースの作成 ● 多様な観光イベントの開催 ● 津幡ブランドの認定および知名度向上 ● まこも・おまん小豆・あんずなどの新たな特産品づくりおよび販売の促進 ● ふるさと納税の推進・拡大
③ 観光受け入れ体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光推進組織の支援 ● 観光ボランティアの育成・活動の推進 ● 観光客向けの企画・誘客への支援 ● 外国人観光客の誘客促進と受け入れ体制の支援 ● 公共施設等における公衆無線LANの整備充実[再掲]
④ 多様な情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なメディアを活用した情報発信の推進 ● 観光情報の発信拠点の整備検討 ● 広報特使を活用した事業の推進 ● 吉本興業との包括連携協定に基づく観光PRの推進
⑤ 広域観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 北国街道などの観光資源のネットワーク化 ● 広域観光ルート・マップの作成



広域観光マップ

関連するSDGs



基本目標2 地域の魅力と活力があふれるまち

2-3 産業の振興と雇用の創出

現状・課題

- 本町の農業は、農業従事者の高齢化により、離農者が増加し、条件不利地における遊休農地の拡大が深刻化しています。このような状況に対処するため、地域の活性化が急務となっています。また、本町の多くを占める森林には多面的な機能があり、これを維持・強化するためには、健全な森林の育成が不可欠です。さらに、国産材・地元産材を確保し、地域経済における森林産業の振興を図ることも重要な課題となっています。
- 本町は交通利便性の高さを強みとして、企業誘致などを進めてきましたが、さらなる産業振興を通じて地域経済を強化するとともに、安定した雇用機会を創出し、若者の移住・定住を促進することが求められています。
- 商店街の活性化と空き店舗の有効活用は喫緊の課題です。創業支援や多世代交流の場としての再生、地域資源を活かした高付加価値産業の育成、そして多様な働き手が活躍できる雇用機会の整備が必要です。

施策の内容

① 農林業の振興

農林業の振興に向けては、担い手の育成やスマート農業技術の導入、新規就農の推進を通じて、持続可能な農業経営を実現します。また、地域の森林整備や国産材・地元産材の需要拡大に取り組むことで健全な森林の育成と森林産業の活性化を図ります。さらに津幡ブランドの認知向上や特産品の流通拡大を進め、地産地食の推進と6次産業化を推進します。



親子収穫体験ツアー

② 商業の振興

新たな商業地域が形成されている一方、既存商店街では空き店舗の増加による空洞化が進行していることから、商工会や金融機関等と連携した経営支援や、空き店舗の活用推進、イベント開催等への支援により、既存商店街のにぎわいを取り戻すとともに、新たな商業地域との共存・共栄を図ります。

③ 工業の振興

交通利便性の高さを活かした企業誘致の推進に加え、新製品開発・新市場開拓や国際見本市への出展補助等の支援により、さらなる工業の振興を図り、町の税収面における貢献だけでなく、就業機会の拡充につなげます。

④ 雇用機会の創出

商工会や金融機関と連携した創業支援を行うほか、産業団地の造成やオーダーメイド方式^{※8}による企業誘致の推進を図ります。また、事業所等の新設や増設に対する支援、就労希望者の技能習得や企業の新規雇用に関する助成を継続的に進め、地域産業の振興や新たな産業の創出につなげることで、安定した就労の場を確保し、若者の移住・定住を促進します。

※8 オーダーメイド方式 造成前に企業のニーズを直接ヒアリングし、その意見を整備計画に反映させながら区画の形状やインフラなどをカスタマイズする団地造成の手法。

取組

施策の内容	取組
① 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定農業者および集落営農組織の育成・支援 ● 農地の流動化や農業基盤の強化の推進 ● 鳥獣被害の防止に向けた総合的な対策の展開[再掲] ● 新規就業者の育成 ● 県産材の活用の推進[再掲] ● まこも・おまん小豆・あんずなどの新たな特産品づくりおよび販売の促進[再掲] ● 6次産業化の推進 ● 地元生産品のブランド化の推進 ● 地産地食の推進
② 商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会や金融機関と連携した中小企業の経営支援 ● 空き店舗の活用など各種支援の充実 ● 人材の育成やイベントの開催など各種商工会活動の支援
③ 工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 新製品開発・新市場開拓への支援 ● 国際見本市などへの出展や国内外への各種情報発信に対する支援
④ 雇用機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規創業者に対する助成制度の充実 ● 商工会や金融機関と連携した人材育成や事業計画、創業後の問題解決などの支援 ● 産業団地の造成やオーダーメイド方式による企業誘致の推進 ● 立地環境の強みを活かした物流拠点整備や企業誘致の推進 ● 事業所の新設や増設に対する支援 ● 町内企業の魅力発信や中学生・高校生を対象としたキャリア教育の支援、Uターン希望者の受入体制の充実 ● 就労希望者の技能習得や企業の新規雇用に関する助成 ● 職場環境・就業条件の向上の支援

関連計画

・津幡町産業振興促進計画

関連するSDGs



基本目標3

生涯にわたって いきいきと過ごせるまち

- 3-1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境の充実 53
- 3-2 福祉・介護支援の充実 55
- 3-3 心と身体健康づくりの推進 57

基本目標3 生涯にわたっていきいきと過ごせるまち

3-1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境の充実

現状・課題

- 本町の出生数は緩やかな減少傾向にあり、少子化対策・定住対策は喫緊の課題となっています。これまで結婚相談や斡旋、婚活イベントを実施してきましたが、参加者が固定化・減少傾向にあります。また、未婚での出産、外国人妊産婦、疾患を抱える妊産婦など、支援が必要な方が増加しています。
- 核家族化や少子化の進行などにより、子どもが育つ環境は目まぐるしく変化している中、親子の愛着形成、家族や地域とのつながりにより、成長し自立していく環境づくりが今後より一層求められています。また、子育て世帯が安心して暮らすことができる基盤づくりをはじめ、子どもの成長への支援や子育て家庭への不安・負担の軽減、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めていく必要があります。

施策の内容

① 安心して結婚・妊娠・出産できる環境の充実

結婚相談・斡旋や、定期的な出会いの場の創出により、将来的な出生率の向上を図るとともに、経済的な支援や子育て支援にかかるオンラインサービスの充実、伴走型の相談支援の実施により、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を進めます。

② 子育て支援の充実

育児の不安や負担の軽減に加え、親子間の愛着形成支援など、子どもの成長・発達に合わせて、長期的な視点で子育てを支援します。また、乳幼児健診や子育てに関する相談・助言の場を通じて、子どもの発達に不安を持つ親が、安心して就学を迎えられるよう支援します。

③ 家庭教育の充実と地域ぐるみの支援体制の強化

身近な地域で相談支援を提供できる体制を整えるとともに、親が安心して育児に取り組むことができる環境を整備し、育児の悩みに対応するほか、親同士のコミュニティ形成を支援することで孤立を防ぎ、家庭の養育力の向上と支援体制の強化を図ります。



児童センターで過ごす親子の様子

取組

施策の内容	取組
① 安心して結婚・妊娠・ 出産できる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「結婚推進員」を通じた結婚の相談・斡旋の実施 ● 婚活イベントの開催等への支援 ● 不妊不育治療への助成や出産祝商品券の贈呈 ● 妊娠・出産に関する相談体制の充実 ● 妊産婦健診や乳幼児健診などの母子の健康づくり推進 ● 県内全域での産後ケア事業の実施 ● 子育てアプリの活用や予防接種のデジタル化による利便性の向上 ● 予防接種の費用助成
② 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭への経済的支援 ● 特別な配慮を必要とする家庭への支援 ● 多様な保育サービスの充実 ● 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどの運営の充実 ● 放課後児童クラブなど放課後の居場所づくりの充実 ● 病児保育体制、子育て短期支援事業の整備拡充 ● ワークライフバランスの普及と広報・啓発活動の推進 ● 情報提供、相談・助言など、子育て関連サービスの利用促進 ● 乳幼児健診や各種相談などの場を通じた発達に課題のある児童の早期の発見・対応 ● 広域急病センター(小児科)の共同運営など、石川中央都市圏での連携の推進
③ 家庭教育の充実と 地域ぐるみの 支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭の家庭養育力の向上 ● 将来親になる児童生徒の子育て理解学習の充実 ● 子育て相談支援体制の整備・充実 ● 児童虐待の未然防止 ● 子育て家庭の支援に向けた地域づくりの推進

関連計画

- ・第3期津幡町子ども・子育て支援事業計画
- ・津幡町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

関連するSDGs



基本目標3 生涯にわたっていきいきと過ごせるまち

3-2 福祉・介護支援の充実

現状・課題

- 近年、人口や世帯構成の変化に加え、家庭扶助機能の低下や地域とのつながりが希薄化しています。また、社会福祉においては、高齢者福祉、障害者福祉など対象者ごとに法制度が整備されてきた一方で、複合的な課題を抱える世帯の問題など、既存の制度では解決が難しい状況が見られています。自助・互助・共助・公助を活かしながら、支え合いの地域づくりが今後より一層重要となっています。
- 国民年金や医療保険などの社会保障制度の役割が重要となるなか、適正な申請の受理や保険料の納付促進、制度の普及啓発が必要です。

施策の内容

① 地域福祉の充実

住まい・生活支援・介護予防・介護・医療の領域において、自助・互助・共助・公助の考え方に基づき、地域包括ケアシステムの構築を推進します。地域福祉の拠点となる地区社会福祉協議会の増設や支援を推進するとともに、認知度の向上に取組み、地域住民などとの協働による活動を展開します。

② 高齢者福祉の充実

高齢者一人ひとりに合った介護予防や生活支援サービスを推進するとともに、地域、専門職、関係機関が協働で地域づくりを推進します。また、認知症の正しい理解の普及・啓発やデジタル技術を活用した見守りサービスなどを推進するとともに、医療や介護が必要になっても自分で意思表示し決定できる地域や支援体制の構築を目指します。

③ 障害者福祉の充実

関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実や、福祉的就労など障害福祉サービスの提供を推進していきます。また、公共施設等のバリアフリー化など、生活環境の整備・充実を図ります。障害および障害のある人に対する、地域全体の理解を広めることで、社会活動への参加の促進を図り、障害のある人もない人も、ともに支え合い活躍できる共生社会の実現を目指します。

④ 社会保障制度の維持・充実

医療費適正化の啓発を図るとともに、制度の周知にも努めます。また、生活困窮者への相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し自立に向けた支援体制の整備を推進します。



障害者や高齢者が利用しやすい駐車場

取組

施策の内容	取組
① 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムの構築推進 ● 地区社会福祉協議会の増設および支援 ● 相談体制の充実 ● 地域住民やボランティアとの協働によるイベントなどの開催 ● 福祉を学ぶ機会の充実 ● 生きがいづくりの支援
② 高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援サービス、介護予防サービスの充実 ● 認知症の状態に応じたケアや日常の療養支援、急変時の対応などの医療と介護サービスの提供体制の整備 ● 認知症に対する理解の普及・啓発と権利擁護の推進 ● 介護が必要になっても住み続けられる仕組みづくり ● 介護サービスに関する基盤整備の推進 ● 高齢者の主体的な介護予防・健康づくりの推進 ● デジタル技術を活用した見守りサービスの充実
③ 障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉の理解を深める教育や広報・啓発の推進 ● 社会活動への参加の促進 ● 福祉サービスや相談体制の充実、専門スタッフの育成 ● 住まいや道路・施設などのバリアフリー環境の整備・充実
④ 社会保障制度の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金・医療保険制度の適正運営と周知・啓発 ● 生活困窮者の相談体制の充実および支援体制の整備

関連計画

- ・第3期津幡町地域福祉計画
- ・津幡町障害者福祉計画2021
- ・津幡町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- ・津幡町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

関連するSDGs



基本目標3 生涯にわたっていきいきと過ごせるまち

3-3 心と身体の健康づくりの推進

現状・課題

- 本町では町民一人ひとりが自身の健康管理や疾病の予防、早期発見・治療につなげられるよう支援を行ってきました。少子高齢化がさらに進む中、今後も町民が健康に暮らすことができるよう、ライフコースアプローチ※9に基づく健康づくりと、町民一人ひとりが生活習慣病の発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- 河北中央病院は、町民に医療を提供するとともに、二次救急医療を提供できる医療体制を維持してきました。今後も救急医療体制を維持するとともに、老朽化した施設の移転新築に向けた整備が必要です。

施策の内容

① 健康づくりの推進

「つばた健康づくり21・つばた食育推進計画(第3次)」に基づき、健康づくりに関する情報提供や環境整備を推進します。Web健診予約の導入や「AYT(朝に野菜を食べよう)」の普及により、健(検)診の受診勧奨や生活習慣の改善を図るとともに、地域の健康増進を担う健康づくり推進員などの人材の確保・育成も進めます。



食生活改善に向けた料理教室

② 地域医療体制の充実・強化

河北中央病院では、医師・看護師の確保と働き方改革を進め、職員が長く働ける環境を整え、安定した医療提供体制を維持します。また、新病院の建設にあたっては、地域医療の将来像を見据えた役割を明確にし、町の医療の中核拠点として機能させるとともに、在宅医療や訪問リハビリの充実により、安心して暮らし続けられる環境を整え、地域包括ケアを推進します。

③ 救急医療体制の充実

救急医療においては、河北中央病院をはじめ、近隣の第三次救急医療機関などとの連携・協力体制を強化し、広域的な救急医療体制を充実します。また、町民が安心して暮らすことが出来るよう、「断らない救急」を掲げて積極的な救急受入を進めます。

※9 ライフコースアプローチ 一人の人生を胎児期、幼少期、思春期、青年期および成人期から老年期までつなげて考えるだけでなく、社会的経済的な状態、栄養状態、精神状態、生活環境などにも着目した健康づくりの考え方。

取組

施策の内容	取組
① 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりに向けた庁内および関係機関との連携強化 ● 健康づくり推進員の養成・確保 ● 健康診査受診率の向上と受診後の保健指導の推進 ● 健康教育、健康相談などによる知識の普及と意識の高揚 ● 妊婦教室、乳幼児健康診査や家庭訪問、相談事業の充実 ● 食に関する正しい知識の普及と食生活の改善支援 ● SNSなどを活用したAYT(朝に野菜を食べよう)の普及推進 ● 心の健康に関する普及啓発、相談事業、予防対策の推進 ● 地域や職場の中での自殺対策の推進 ● 生活習慣病の発症・重症化予防のための効果的な保健事業の推進
② 地域医療体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 河北中央病院の診療機能の充実およびリハビリ医療の推進 ● 河北中央病院の役割・機能の最適化と周辺の医療機関との連携強化 ● 地域包括ケアシステムの構築推進[再掲] ● 医師・看護師等の確保と働き方改革 ● 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの対策の強化 ● 新病院移転建設の整備 ● 災害時における対応の強化
③ 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 河北中央病院と町内医療機関との初期救急時間外診療の連携強化 ● 第二次・第三次救急医療機関および消防本部との連携強化 ● 救急医療に関する普及啓発および適切な救急医療情報の提供

関連計画

- ・津幡健康づくり21・つばた食育推進計画(第3次)
- ・津幡町第3期国民健康保険データヘルス計画
- ・津幡町第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画
- ・第3期津幡町子ども・子育て支援事業計画
- ・第2期いのち支えるつばた計画

関連するSDGs



基本目標4

豊かな心を育み 自分らしく活躍できるまち

- 4-1 確かな学力と社会の変化に対応できる人材の育成 61
- 4-2 ふるさとへの愛着と豊かで健やかな心身を育む教育の推進 63
- 4-3 生涯学習とスポーツ・芸術文化活動の推進 65
- 4-4 安全・安心で質の高い教育環境と学び支え合う地域づくりの推進 67

基本目標4 豊かな心を育み自分らしく活躍できるまち

4-1 確かな学力と社会の変化に対応できる人材の育成

現状・課題

- 子どもたちの取り巻く環境は、人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が顕著となり、学校教育や社会教育における新たな課題が明らかになってきました。
- 情報通信技術の発達や国際化など社会は目まぐるしく変化し、将来の予測が困難と言われる時代において、子どもたち一人ひとりが社会を生き抜くための力を身につけることが必要です。
- 様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、確かな学力を身につけるとともに、思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育活動の充実を図っていくことが必要です。

施策の内容

① 確かな学力の育成

学習を支える基盤となる「聞く」「話す」「読む」「書く」力を育成し、基礎知識・技能の確実な習得を図るとともに、課題解決型学習を取り入れ、自ら課題を見つけ、見通しをもって主体的に学ぶ態度を養います。また、読解力の育成と幅広い知識の習得のため、多様な読書活動を推進します。

② 情報活用能力の育成

GIGAスクール構想^{*10}で整備した端末の活用によるICT機器の操作や情報収集スキルの習得、プログラミング教育の充実により、適切に情報を扱う意識を高め、児童生徒一人ひとりの情報スキル向上と情報モラルの育成を目指した学習を推進します。

③ キャリア教育の推進

児童生徒が自分らしい生き方を実現できるよう、目標に向かって学ぶキャリア教育を推進し、個々の個性を活かしながら社会性や自立する力を養います。また、学校・地域・企業等と連携し、見学や体験を通して、社会の中で自分の役割を見つけ、自分らしい生き方が実現できるように支援します。

④ 非認知能力の育成

児童生徒がこれからの未来社会を担う人間に成長するために、就学前教育と学校教育の連携により、基本的な生活習慣を身につけ、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人ひとりの非認知能力を育成します。

*10 GIGAスクール構想 全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備し、子どもたちの学びの形をアップデートさせる、文部科学省の取組。

取組

施策の内容	取組
① 確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎学力の充実と学習意欲の向上・読書活動の推進 ● 思考力・判断力・表現力を高める課題解決型学習の推進
② 情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で快適な情報環境の確立とICTの活用推進
③ キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校9年間から中学校卒業後へつなぐ系統的キャリア教育の推進 ● 児童生徒のコミュニケーションスキルの向上や計画立案・実行力の育成
④ 非認知能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の非認知能力育成に関する教師のスキル向上 ● 幼保小から中までをつなぐ系統的な教育の推進

関連計画

- ・第2期津幡町教育振興基本計画
- ・つばた食育推進計画(第3次)

関連するSDGs



GIGAスクール構想で整備した端末

基本目標4 豊かな心を育み自分らしく活躍できるまち

4-2 ふるさとへの愛着と豊かで健やかな心身を育む教育の推進

現状・課題

- 本町はこれまで、「ふるさと・つばた」への興味・関心を高める事業や、国際感覚豊かな人材の育成を行ってきました。郷土を愛し誇りに思う心を持ちながら、国内外で社会に貢献する人材を育成するとともに、一人ひとりが個性を活かしつつ、互いを認め合い、よりよく生きていくための基盤をつくる教育が必要です。
- 青少年を取り巻く社会情勢の急激な変化により、子どもたちが生涯を通じて心身の健康を増進する取組や、次代を担う青少年が夢と希望を持って自己実現を図り、社会的自立に向けて必要な能力や態度を身につけることができるような取組が必要です。

施策の内容

① ふるさと「つばた」への愛着の醸成

本町が持つ歴史資源や文化遺産、豊かな自然を本町固有の文化として保存していくとともに、文化的価値を損なうことなく活用し、後世に伝えていく郷土愛の育成を推進します。

② イノベーションを担う人材の育成

柔軟な発想や論理的思考、探求力やプログラミング技術の習得のため、課題の発見・解決や社会的価値に結びつける資質・能力を育成します。また、「こども科学館」を拠点とした体験学習を通して、児童生徒の課題解決力を育みます。

③ グローバル社会で活躍する人材の育成

国際教育では、自国と外国の歴史・文化を理解し尊重しながら、国際的視野と共生していく考え方が必要です。語学運用能力やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力やディベート能力の基盤となる外国語教育と国際交流活動の充実を図ります。

④ 心の教育、道徳教育の充実

あらゆる生命を尊重できる児童生徒の育成を目標とし、生命の大切さを実感でき、自尊感情と自己肯定感を育む教育活動に努めます。また、道徳科の「考え、議論する道徳」への授業改善や学校生活を通じた道徳教育の充実を図るとともに、読書活動や自然や文化芸術などに触れる学習活動をさらに充実し、子どもたちの豊かな心を養います。

⑤ 健やかな体の育成

体の発達に応じた様々な運動やスポーツ活動を通して、体力の向上と健康な体をつくり、積極的に運動する意欲を高めます。また、早ね早起き朝ごはん運動や食育指導を行い、基本的な生活習慣の確立と食に関する感謝の気持ちを育成します。

⑥ 青少年の健全育成

次代を担う青少年が自己実現と社会的自立に向けた必要な能力や態度の習得ができるよう、青少年の健全育成を推進します。また、学校・家庭・地域等が連携しながら、青少年を地域全体で支える環境の整備を推進します。

取組

施策の内容	取組
① ふるさと「つばた」への愛着の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の豊かな自然や人々の生活に学ぶ体験学習の推進 ● 町史の編さんと活用
② イノベーションを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学教育・STEAM教育※11の推進 ● 町内高等教育機関との連携や体験教室の実施などによるプログラミング教育の推進
③ グローバル社会で活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語教育の充実と国際理解教育の推進
④ 心の教育、道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳の指導方法の工夫・改善 ● 豊かな心を育む教育活動の推進や読書活動の充実
⑤ 健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の体力・運動能力向上につながる取組の推進 ● 早ね早起き朝ごはん運動と食育活動の推進
⑥ 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼少期からの生活習慣の確立 ● 情報モラル教育の推進 ● 社会的自立に向けた支援体制の充実と自他の命を大切にする教育の推進

関連計画

第2期津幡町教育振興基本計画

関連するSDGs



※11 STEAM教育 「Science(科学)」「Technology(技術)」「Engineering(工学)」「Art(芸術・リベラルアーツ)」「Mathematics(数学)」の頭文字を組み合わせた、分野を横断的に学ぶ教育手法。文部科学省が推進しており、複雑化する社会課題の発見・解決能力や創造性、問題解決能力などの21世紀型スキルを育成することを目的としている。

基本目標4 豊かな心を育み自分らしく活躍できるまち

4-3 生涯学習と スポーツ・芸術文化活動の推進

現状・課題

- 「人生100年時代」において、いつまでも健やかで生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたって主体的に学び続けることが必要です。社会環境の変化が著しい現代においても、取り残されることなく、いつまでも学び続けるために、生涯学習の機会の充実を図っていくことが必要です。
- 豊かで明るく活力に満ちた生きがいのある生活を送るためには、いつでも誰でも気軽にスポーツ活動や芸術文化活動に参加し、楽しむことができる環境づくりが求められています。

施策の内容

① 生涯学習の推進

町民の芸術文化に対する感性を高め充実した学習ができるよう、町民大学などの講座を活用した学習機会の充実を図るとともに、主体的に学ぶ生涯学習サークル活動の支援、学習の成果を発揮できる機会の提供を行います。

② 良質な図書館サービスの推進

本と人の出会いを育む場所として、乳幼児期からの読書活動や本に親しむ活動を推進します。また、町民の多様なニーズに対応するため、システムネットワークやデジタルコンテンツを活用した資料の充実や図書館サービスの向上を図ります。

③ スポーツを通じた地域づくり

地域に根ざしたスポーツイベントを通して地元への愛着を醸成できるよう努めるとともに、いつでも誰でも気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを推進します。また、スポーツに親しむ町民や団体などの活動支援や、町の施設を活用したスポーツ教室の開催により、町民の健康増進・体力づくりと地域の交流を促し、活性化を図ります。

④ スポーツ環境の整備

ジュニアのスポーツクラブなどの活動を支援し、中学校運動部の地域移行を推進するとともに、競技スポーツの活動支援や指導者の発掘・育成を図り、スポーツ環境の整備を推進します。

⑤ 芸術文化活動の振興と地域づくり

町の文化の拠点である文化会館シグナスを中心とし、心豊かなまちを目指して文化振興を行います。特に町の文化協会や文化団体と協働した活動を重視していきます。

取組

施策の内容	取組
① 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民大学などの講座を活用した学習機会の充実 ● 生涯学習サークルの育成・支援および大人の学び直しの支援
② 良質な図書館サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期から本に親しめる工夫 ● 図書館資料の充実とレファレンスサービス※12の強化 ● システムネットワークとデジタルライブラリーを活用した図書館サービスの充実
③ スポーツを通じた地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯スポーツの推進とスポーツに触れ合う機会の提供
④ スポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学生のスポーツクラブの活動支援と中学生運動部活動の地域移行・展開の推進 ● 競技スポーツの活動支援や指導者の発掘・育成 ● 町民どうしや他市町とのスポーツ交流の推進
⑤ 芸術文化活動の振興と地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化活動の充実 ● 地域の人材発掘・人材バンクの強化およびシニアリーダーの育成・活用

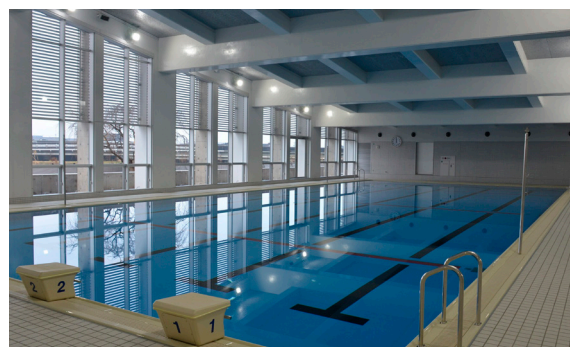
関連計画

・第2期津幡町教育振興基本計画

関連するSDGs



図書館の園児招待事業



津幡町住吉公園屋内温水プール「アザレア」

※12 レファレンスサービス 利用者が調べたい情報や資料を求めた際に、図書館員が情報や資料の提供、または資料の探し方などを案内して課題解決を支援するサービス。

基本目標4 豊かな心を育み自分らしく活躍できるまち

4-4 安全・安心で質の高い教育環境と 学び支え合う地域づくりの推進

現状・課題

- 平等で充実した学習機会を享受するためには、安全・安心な教育環境が必要です。また、多様な学習形態に対応できる質の高い教育基盤づくりが大切です。
- 教育施設は、学習の場であるとともに、災害時には避難施設となり、地域活動においてはコミュニティの拠点にもなります。特に災害時には、地域力の強化が重要であるため、普段から地域のつながりを高め、地域の体制強化の推進が必要です。

施策の内容

① 多様な教育ニーズへの対応

学校・家庭・関係機関と連携しながら児童生徒のサポートを図っていくとともに、障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが同じ場でともに学び合うインクルーシブ教育^{※13}を推進します。

② 安全・安心な教育環境の整備促進

計画的な施設整備を推進し、施設の長寿命化や防犯・防災対策、バリアフリー化、学習生活空間の快適化、環境負荷低減などの向上を目指します。また、安全・安心で美味しい給食を提供するとともに、給食にかかる費用の支援を行います。

③ 教職員研修の充実と労働環境の向上

教職員の指導力向上や人材育成のための研修の充実、管理職のマネジメント力の向上により、教育の質の向上と信頼される学校づくりを進めます。また、教職員の健康管理とワークライフバランス確保の取組も進めます。

④ 現代的・社会的課題に対応した学習の充実

本町が経験した豪雨・地震災害で得た教訓を活かし、より実践的な避難訓練や防災訓練を含む防災教育を推進します。さらに、現代社会における様々な課題に対応した「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進します。

⑤ 学校・家庭・地域との連携・協働

地域とともにある学校づくりを推進していくため、小学校へのコミュニティスクール^{※14}の導入の検討など、風通しの良い学校づくりを目指します。また、家庭内の良好な教育環境づくりの支援や地域の教育力の向上を図るとともに、地域と連携した防犯・防災体制の整備や強化に努めます。

※13 インクルーシブ教育 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもがともに学び合う教育のこと。

※14 コミュニティスクール 学校と地域が協力して子どもたちの教育を支える仕組み。学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参加することで、教育目標やビジョンを共有し、より良い学校づくりを目指す。

取組

施策の内容	取組
① 多様な教育ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 個性と可能性を伸ばす多様な教育機会の推進 ● 共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実 ● 不登校対策と学びの多様化の推進 ● 関係機関との連携による支援体制の推進
② 安全・安心な教育環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な学校給食の提供と無償化の実施 ● 学校・生涯学習・スポーツ施設の整備促進
③ 教職員研修の充実と労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の資質向上と研修の充実 ● 業務の削減と効率化の推進や学校行事の統合・減量化 ● 教職員の心身の健康管理の徹底
④ 現代的・社会的課題に対応した学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域全体における防災教育・安全教育や環境教育の推進
⑤ 学校・家庭・地域との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域とともにある開かれた学校づくりの推進 ● 関係機関との連携による家庭教育支援の充実 ● 自主的活動を行う社会教育関係団体の育成 ● 学校・地域における防災計画・防災体制の整備や地域と連携した防犯体制の確立

関連計画

・第2期津幡町教育振興基本計画

関連するSDGs



教職員研修



地震発生を想定した避難訓練

基本目標5

つながり支えあい 共創するまち

- 5-1 地域コミュニティの活性化と参画・協働の促進 71
- 5-2 多様性が尊重されるまちづくり 73
- 5-3 質の高い行政運営の推進 75

基本目標5 つながり支えあい共創するまち

5-1 地域コミュニティの活性化と参画・協働の促進

現状・課題

- 社会情勢の変化によって多様化・高度化する町民のニーズに対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、行政への町民の参画と協働が不可欠であり、地域自らが課題を把握し対応できる体制の構築が急務です。こうした背景から、地域運営組織の活動拠点として、公民館を「地域コミュニティセンター」へと移行させ、防災や福祉など多様なニーズに対応できるように機能強化を図る必要があります。
- 地域社会のつながりが希薄化する中で、子どもたちの心豊かな人間性の育成や、地域の継承が課題となっています。本町では、住民との交流やニーズ把握のために各種委員会や広報活動を行ってききましたが、今後は町政への関心を高め、住民の声を政策に反映させる新たな取組が必要です。

施策の内容

① 地域コミュニティ活動の促進

地域のコミュニティ機能の低下が懸念される中で課題解決を図るには、住民主体の体制づくりが重要であり、各地区に地域運営組織を設置し、世代を超えた交流や学びの場づくりなどを通じて地域力の向上を目指します。

② 地域コミュニティセンターの整備・充実

既存の公民館を「地域コミュニティセンター」へ移行し、地域団体の活動拠点や町民の居場所としての機能を強化し、地域の活動を自立して発展できる場として整備するとともに、住民主体のまちづくりを支える体制を整備します。

③ 地域の教育力の向上

公民館が地域の福祉・防災・まちづくりの拠点となり、地域の社会教育の活性化を図ります。また、地域の課題を地域で解決していくための学習や講習会の開催等の支援を行います。

④ 参画と協働の促進

ワークショップ等の開催を通じて公聴機会を充実し、町民などの意見を町の政策や施策に反映するとともに、各種審議会などにおける町民参加の充実や、デジタル化の推進により、より多くの町民が参加しやすい仕組みづくりを整備します。

取組

施策の内容	取組
① 地域コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくり団体の設立・活動支援 ● 地域コミュニティ活動の担い手育成の促進
② 地域コミュニティセンターの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ施設・設備の整備・充実 ● 地区公民館の機能強化と多機能化および地域コミュニティセンターへの移行推進
③ 地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみの学校支援推進および連携事業の実施 ● 地域社会で育てる心豊かな教育活動の推進 ● 地域と融和した社会教育の充実
④ 参画と協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働意識の醸成および啓発活動の推進 ● ワークショップ等を通じ町民の声を政策に活かす公聴機会の充実 ● パブリックコメントの推進 ● 各種審議会・委員会等における町民公募制度の推進

関連計画

第2期津幡町教育振興基本計画

関連するSDGs



声掛けボランティア体験での小学生と地域の交流



第6次総合計画策定に向けた住民ワークショップ

基本目標5 つながり支えあい共創するまち

5-2 多様性が尊重されるまちづくり

現状・課題

- 本町では、性別に関係なく誰もが活躍できる社会の実現を目指し、様々な取組を進めてきました。しかし、制度の活用が進まず、性別に関する固定観念や男性の育児参加の遅れといった課題が残っています。
- 今後は、子どもから大人まで一貫した人権教育・啓発などにより、町民の人権意識を高めるとともに、ジェンダー平等や多様性理解の学習機会を拡大し、女性の参画促進や男性の家事・育児参加を支援することで、誰もが尊重し合い支え合う多様性豊かな地域社会を実現することが求められています。

施策の内容

① 人権の尊重・啓発の推進

家庭・学校や地域の教育活動の場において人権・道徳教育の機会を充実させるとともに、年齢に応じた人権教育を行い、啓発活動を推進します。また、人権講座を実施し、町民の関心をえられるきっかけづくりを進めます。

② 男女共同参画の推進

ジェンダー平等や多様性に関する学習機会を充実させ、女性管理職の登用や審議会などでの女性割合を増やします。さらに、ワークライフバランスや男性の家事・育児参加の促進、暴力などの相談窓口の充実も図ります。



人権教室の開催

取組

施策の内容	取組
① 人権の尊重・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域における人権教育 ● 人権擁護委員会の活動支援 ● 人権啓発活動の推進 ● 安心して相談できる体制の充実
② 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・学校・職場・地域などにおける学習機会の充実 ● 各種審議会・委員会における女性の参画機会拡大の推進 ● 男女の均等な雇用機会確保の啓発と支援 ● ワークライフバランスの啓発・促進 ● 家事・育児への参画の拡大・促進 ● 性差別に対する意識啓発や相談体制の充実

関連計画

・津幡町男女共同参画推進プラン(第3次)

関連するSDGs



基本目標5 つながり支えあい共創するまち

5-3 質の高い行政運営の推進

現状・課題

- 広報紙の発刊・配布には多くの時間と費用、人手が必要となるほか、紙面であるがゆえの制限(掲載スペース・速報性・訴求力)が問題化しています。
- ホームページやSNSによるデジタル広報や、電子申請システムの導入も進んでいますが、職員間で活用具合に格差が生じています。
- 公共施設の老朽化への対応として、計画的かつ効率的な維持管理に取り組むとともに、省エネルギー化など環境対策も求められています。
- 本町では、「津幡町行政改革大綱」を策定し、行政改革を進めてきました。今後は自然災害への備えも含め、持続可能で質の高い行政サービスを低コストで提供する健全な運営が不可欠です。

施策の内容

① 情報提供の充実

住民のデジタル利用拡大と情報ニーズの即時性に対応するため、公式サイトおよび主要SNSを基盤に、各所管課が一次情報を迅速に発信する体制へと移行させます。広報担当は、専門知見に基づき様々な媒体を駆使して町をブランディングする「戦略的広報」へ軸を移します。

② 行政サービスの充実

各種手続きにおける「電子申請」の原則化や「ワンストップ窓口^{※15}」の改善検討を推進するとともに、キャッシュレス決済窓口の増設や、コンビニ交付可能な証明書の種類の追加など、さらなるサービスの拡充を図ります。また、各市町のシステムの共同調達や「デジタル郵便サービス」の導入により費用削減および効率化を図ります。また、適切な情報公開とマイナンバーなどの個人情報保護を徹底し、町民個人の権利および利益の保護を図ります。

③ 効率的な行政運営の推進

事務管理の適正化やデジタル化を進め、効率的な行政運営を図るとともに、目的と成果を客観的に示す行政評価の導入を検討します。また、PDCAサイクル^{※16}の実施や各種研修会により職員能力の向上を図り、行政のサービス向上や町民満足度の向上を目指します。

※15 ワンストップ窓口 各種手続きの窓口を1つに集約し、1つの窓口だけで手続きを完結する取組。

※16 PDCAサイクル 「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(評価)」「Action(改善)」の4つのプロセスを繰り返すことによって、業務やプロセスを継続的に改善していく手法。

取組

施策の内容	取組
① 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙の充実とSNSを活用した積極的な情報発信 ● 公共施設等における公衆無線LAN等の整備拡大[再掲]
② 行政サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域行政の推進と新規広域事務の検討 ● 連携中枢都市圏(石川中央都市圏)による事業推進 ● 適正な情報公開の展開と個人情報の保護 ● 電子申請システムの導入拡大 ● コンビニにおける各種証明書の交付 ● キャッシュレス決済の継続的な対応 ● 窓口のワンストップ化の推進 ● デジタル郵便サービスの推進
⑥ 効率的な行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政組織の合理化 ● PDCAサイクルに基づく事業実施の徹底 ● 行政評価の導入検討 ● 職員能力の向上 ● 公共施設等総合管理計画の策定と推進 ● 公共施設等の有効活用・長寿命化・環境対策の推進[再掲] ● PPP※17など民間活力の導入検討 ● AI・RPA※18の導入 ● ペーパーレス化と電子決裁の推進

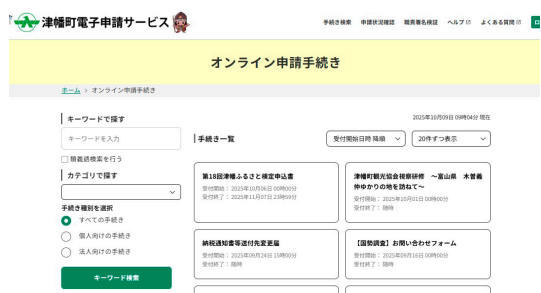
関連計画

- ・津幡町行政改革大綱
- ・津幡町公共施設等総合管理計画
- ・津幡町DX推進計画

関連するSDGs



津幡町公式LINEアカウント



電子申請サービス

※17 PPP 「Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)」の略で、行政と民間事業者が連携して公共サービスを提供すること。
 ※18 RPA 「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略で、ソフトウェアロボットがパソコンで行う事務作業を自動化する技術。

第

4

章

【第3期】

津幡町まち・ひと・しごと 創生総合戦略（地方創生プログラム）

第6次津幡町総合計画の基本計画を、2025(令和7)年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0」の視点で再編したものを「地方創生プログラム」として位置づけ、「元氣あり!」「住んでよし!」「誰もが輝くまち」の要素に基づいた3つのプロジェクトからなる構成とします。

Project
1

地域の好循環で活性化

元気あり! プロジェクト

- ① 地域資源が持つ潜在力を磨き上げる
- ② 人と人、地域と地域をつなげる
- ③ 新たな仕事や産業を生み出す

Project
2

生活の質を高め魅力アップ

住んでよし! プロジェクト

- ① 生活基盤を整える
- ② 一人ひとりの暮らしを地域で支え合う
- ③ つばたの魅力伝え愛着を深める
- ④ 地域の課題を解決するため多様な主体が共創する

Project
3

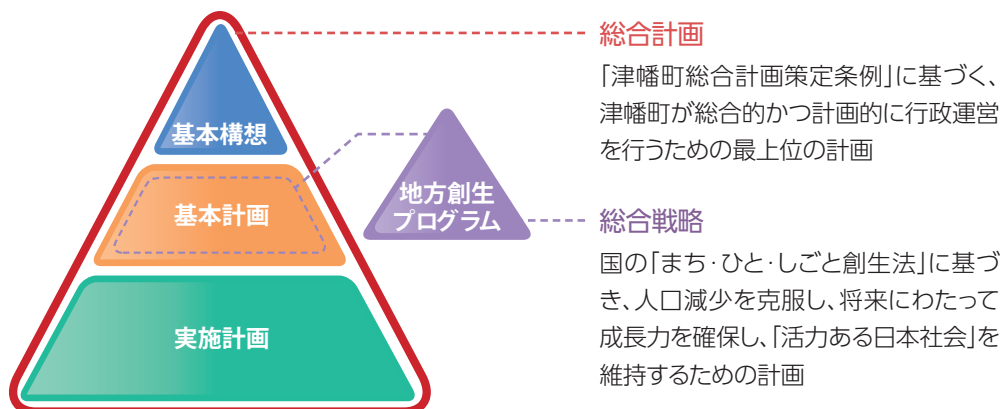
一人ひとりが主役

誰もが輝くまち プロジェクト

- ① 結婚・出産・子育てを応援する
- ② 未来を切り拓く知恵と力を育てる
- ③ 自分らしい成長や活躍を後押しする

I 計画の位置づけ

「津幡町総合戦略」は、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の現状および将来の見通しを示した「津幡町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少を克服し、「活力ある日本社会」を維持するための地方創生を目的とした計画です。本計画においても将来にわたって成長力を確保することを目指し、「地方創生プログラム」を「第3期津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけることとします。計画期間は、基本計画の前期計画期間と整合を図り、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。



Project

1

地域の好循環で活性化

元気あり! プロジェクト

プロジェクトの方針

本町の将来像「元気あり!」には、「人口減少・少子高齢化が進行する社会においても、さらなる成長・活性化に向けて、多様な交流や活動を創出し、将来にわたって人々の活気と笑顔あふれるまちを目指す」という意味が込められています。

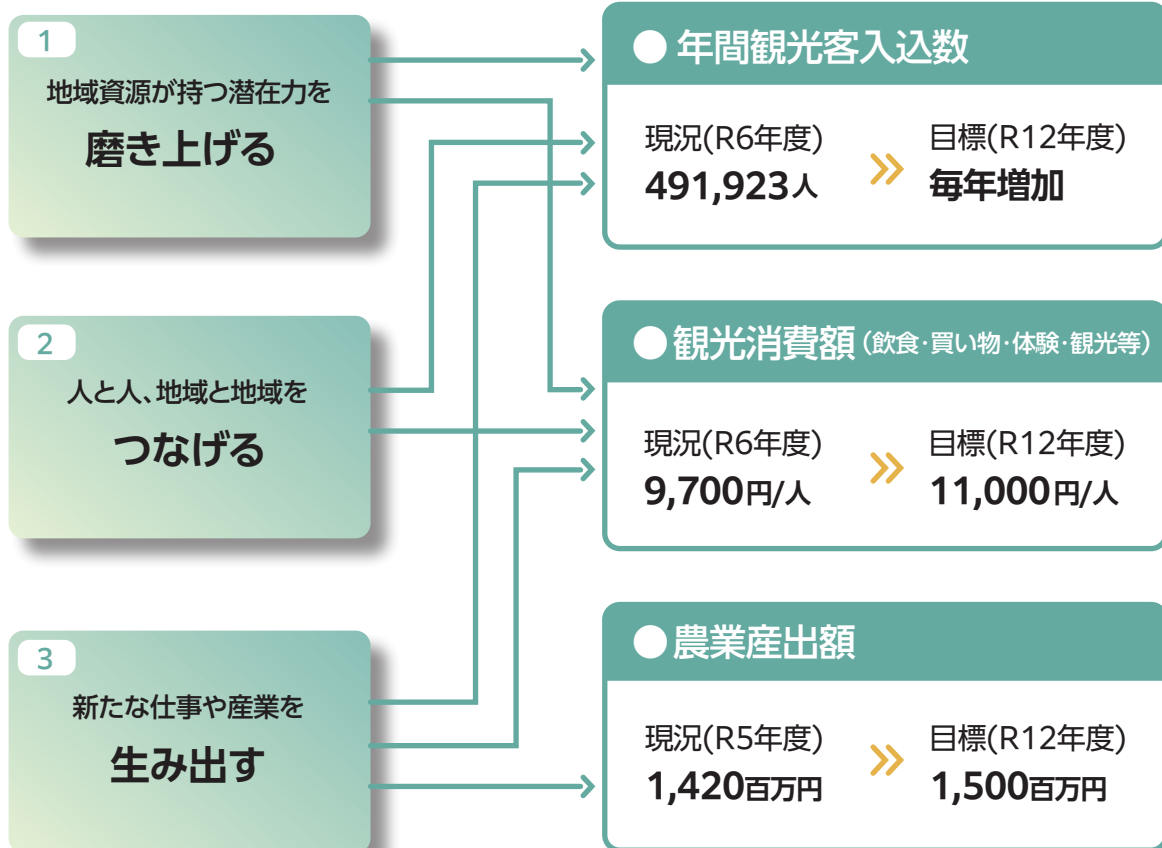
本プロジェクトの推進にあたり、「磨き上げる」「つなげる」「生み出す」の3つの方針に基づき、各施策に取り組んでいきます。「磨き上げる」では、本町ならではの多様で魅力ある地域資源を磨き上げるとともに、「つなげる」では、交流人口の拡大や観光振興により人や地域をつなげます。そして、「生み出す」では、新たな雇用機会や産業振興を通じて地域経済の好循環を生み出します。

町内外の人々が集い、にぎわいが生まれる仕組みづくりを進めるとともに、地域全体の経済循環を促進し、住む人が元気・活力を実感できるまちづくりを推進していきます。

成果指標

▼ プロジェクトの方針

▼ 成果指標



施策・KPI

1 地域資源が持つ潜在力を磨き上げる

Project

本町には、豊かな自然や里山環境、歴史や文化財、芸能など、多様で魅力的な地域資源が息づいています。これらを次世代へ継承しながら現代的な価値を加え、観光や交流の魅力として磨き上げることが重要です。本町の「地域資源が持つ潜在力を磨き上げる」ことで、地域の誇りとにぎわいを高め、魅力あるまちを実現します。

施策	総合計画との対応
● 豊かな自然・里山環境の活用	2-1①
● 文化財の保護と継承	2-1②
● 歴史・芸能・文化の継承	2-1③
● 歴史文化伝承施設の活用	2-1④
● 観光・交流資源の磨き上げの推進	2-2②

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 森林セラピー参加者数	117人(R6年度)	➔ 120人(R12年度)
● 津幡ブランド認定数	全体数:20件(R6年度) 認定数:4件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 全体数:25件(R12年度) 認定数:5件(R8年度～R12年度の累計)
● ふるさと納税寄付額	45百万円(R6年度)	➔ 90百万円(R12年度)

2 人と人、地域と地域をつなげる

Project

本町の歴史、自然、文化、交通利便性といった強みを最大限に活かし、観光客の誘致や祭りなどの観光・交流イベントの開催、情報発信の強化を通じて交流人口の拡大を図ります。また、地域内でも世代や分野を超えて人のつながりを深めるとともに、「人と人、地域と地域をつなげる」ことで、町全体の活力向上を目指します。

施策	総合計画との対応
● 観光・交流拠点の整備・活用	2-2①
● 観光受け入れ体制の強化	2-2③
● 多様な情報発信の推進	2-2④
● 広域観光の推進	2-2⑤
● 公共交通の利便性向上と利用促進	1-4⑤

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 観光ボランティアによる案内人数	850人(R6年度)	➔ 850人(R12年度)
● 各種メディアを活用した観光情報発信	147回(R6年度)	➔ 200回(R12年度)
● JR・IRの乗降客数	6,663人/日(R6年度)	➔ 7,850人/日(R12年度)

3 新たな仕事や産業を生み出す

Project

本町では、地域の人口流出防止や定住促進、持続可能な地域経済の構築を目指し、産業の振興や企業誘致、創業支援を通じて、多様で安定した雇用機会を創出します。町内に「新たな仕事や産業を生み出す」ことで、地域全体の活力と持続可能な発展につなげます。

施策	総合計画との対応
● 農林業の振興	2-3①
● 商業の振興	2-3②
● 工業の振興	2-3③
● 雇用機会の創出	2-3④

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 農地所有適格法人の合併数	1経営体(R6年度)	➔ 2経営体(R8年度～R12年度の累計)
● 遊休農地の面積	48ha(R6年度)	➔ 43ha(R12年度)
● 6次産業化推進事業補助金利用件数	1件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 3件(R8年度～R12年度の累計)
● 木材の搬出量	7,895m ³ (R6年度)	➔ 16,000m ³ (R12年度)
● 商工会等と連携した創業支援件数	40件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 50件(R8年度～R12年度の累計)
● 企業誘致件数	2件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 5件(R8年度～R12年度の累計)
● 商工業振興促進助成金申込件数	1件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 5件(R8年度～R12年度の累計)

Project
2

生活の質を高め魅力アップ

住んでよし! プロジェクト

プロジェクトの方針

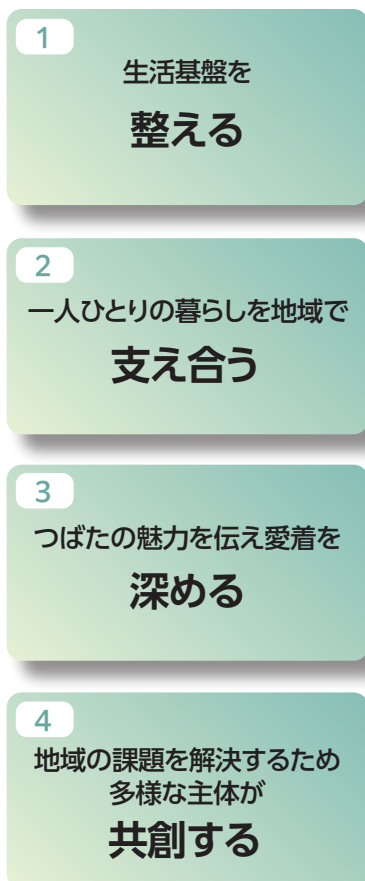
本町の将来像「住んでよし!」には、「豊かな自然環境や、交通・買物の便の良さといった本町の強みを最大限に活かし、安全・安心で便利に暮らせる住みよいまちを目指す」という意味が込められています。

本プロジェクトの推進にあたり、「整える」「支え合う」「深める」「共創する」の4つの方針に基づき、各施策に取り組んでいきます。「整える」では、快適で機能的な都市基盤を整備し、「支え合う」では医療・福祉サービスを提供し、支え合いの体制づくりを支援します。「深める」では移住・定住につなげるため、本町の魅力を伝えるとともに、ふるさとへの愛着を深め、選んでもらえるまちづくりを進めます。「共創する」では地域の課題解決に向け、住民同士が協力し新たな価値を創造していくまちづくりを進めます。

すべての人にとって住みよいまちとなり、本町を選んでもらう・住みつけてもらうために、本町の魅力や暮らしやすさを高めていきます。

成果指標

▼ プロジェクトの方針



▼ 成果指標



施策・KPI

1 生活基盤を整える

Project

道路、上下水道、公共交通、防災施設など、日常生活に欠かせない都市インフラの整備や維持管理・更新を計画的に進めます。また、近年の自然災害リスクに備えた防災・減災対策にも重点を置き、災害に強いまちづくりを推進します。「生活基盤を整える」ことで、町民の安心・快適な暮らしを守ります。

施策	総合計画との対応
● 災害に備えた体制づくり	1-1①
● 防災・減災基盤の充実	1-1②
● 消防力の充実・強化	1-1③
● 救急救助体制の充実	1-1④
● 防犯・消費者トラブル対策の充実	1-2①
● 交通安全対策の充実	1-2②
● 豊かな自然・里山環境の保全	1-3①
● 地球温暖化対策の推進	1-3②
● 生活環境の保全	1-3③
● ごみの減量化、資源化の推進	1-3④
● 環境美化の推進	1-3⑤
● 良好な市街地の整備	1-4①
● 道路網の整備と適正な維持管理	1-4④
● 公共交通の利便性向上と利用促進【再掲】	1-4⑤
● 上下水道の適切な維持管理と更新	1-4⑥

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 町営バスの利用者数	242人/日(R6年度)	➔ 270人/日(R12年度)
● 耐震性貯水槽数	210基(R6年度)	➔ 215基(R12年度)
● 刑法犯罪発生件数	110件(R6年)	➔ 105件(R12年)
● 住宅用火災警報器の設置率	94.15%(R6年度)	➔ 96%(R12年度)
● 応急手当講習受講者数	30,042人(R6年度)	➔ 35,000人(R12年度)
● 1人1日当たりの燃えるごみ(家庭ごみ)の排出量	394g(R6年度)	➔ 354g(R12年度)
● 防災士数	252人(R6年度)	➔ 408人(R12年度)
● 都市計画道路整備率	77%(R6年度)	➔ 78.7%(R12年度)
● 水道等普及率	99.6%(R4年度)	➔ 99.8%(R12年度)
● 交通事故発生件数	41件(R6年)	➔ 40件(R12年)

2 一人ひとりの暮らしを地域で支え合う

Project

高齢者、障害者、子育て世帯など多様なニーズに応じた相談・支援体制を強化します。地域包括ケアの推進や医療体制の充実、在宅医療や福祉サービスの拡充により、誰もが健康で安心して暮らせる町を目指します。「一人ひとりの暮らしを地域で支え合う」ことで、若い世代から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる環境を整備します。

施策	総合計画との対応
● 地域福祉の充実	3-2①
● 高齢者福祉の充実	3-2②
● 障害者福祉の充実	3-2③
● 社会保障制度の維持・充実	3-2④
● 健康づくりの推進	3-3①
● 地域医療体制の充実・強化	3-3②
● 救急医療体制の充実	3-3③

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 民生委員・児童委員充足率	100%(R6年度)	➔ 100%(R12年度)
● 特定健康診査受診率	44.8%(R6年度)	➔ 60%(R12年度)
● 要介護・要支援認定率	3.3%【65～74歳】 26.8%【75歳以上】 (R6年度)	➔ 4.0%【65～74歳】 32.0%【75歳以上】 (R12年度)
● ふれあい・いきいきサロン数	60箇所 (R6年度)	➔ 70箇所 (R12年度)
● 後期高齢者医療費	100.2万円/年 (R6年度)	➔ 100万円/年 (R12年度)

3 つばたの魅力を伝え愛着を深める

Project

本町の魅力を発信し、地域への愛着と誇りを育むことは、定住や移住の促進につながる重要な要素です。本町では、空き家対策や雇用の創出に取り組むとともに、情報発信や行政サービスの充実を通じて、暮らしやすく選ばれるまちを目指します。「つばたの魅力を伝え愛着を深める」ことで、人口流出・減少を防ぎ、持続可能な地域経済の構築を目指します。

施策	総合計画との対応
● 総合的な空き家対策の推進	1-4 ②
● 定住の促進	1-4 ③
● 雇用機会の創出【再掲】	2-3 ④
● ふるさと「つばた」への愛着の醸成	4-2 ①
● 情報提供の充実	5-3 ①
● 行政サービスの充実	5-3 ②
● 効率的な行政運営の推進	5-3 ③

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 移住・定住ポータルサイトアクセス数	11,064アクセス(R6年度)	➔ 毎年増加(R12年度)
● 三世帯ファミリー支援制度申請件数	94件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 100件(R8年度～R12年度の累計)
● 空き家バンク登録物件数	9件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 15件(R8年度～R12年度の累計)
● 津幡ふるさと歴史館(れきしる)利用者数	3,019人(R6年度)	➔ 3,700人(R12年度)
● 石川中央都市圏での連携事業数	98事業(R6年度)	➔ 123事業(R12年度)
● 危険空家除却等支援補助金を活用した除却件数	3件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 10件(R8年度～R12年度の累計)
● 町LINE公式アカウント登録者数	15,090人(R6年度)	➔ 18,500人(R12年度)
● 各種メディアを活用した観光情報発信【再掲】	147回(R6年度)	➔ 200回(R12年度)
● マイナンバーカード保有率	83.6%(R6年度)	➔ 87.0%(R12年度)
● ICTを活用した申請件数	13,490件【電子申請】 8,471件【コンビニ】 (R6年度)	➔ 27,000件【電子申請】 11,000件【コンビニ】 (R12年度)

4 地域の課題を解決するため 多様な主体が共創する

Project

本町では、少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、地域が抱える多様な課題を解決するために、住民・地域団体・企業・行政が連携し、共に取組む仕組みづくりを進めます。地域コミュニティの活動を支えるとともに、住民が主体的にまちづくりに参画できる環境を整え、多様性と包摂性のある地域社会の実現を目指します。「地域の課題を解決するため多様な主体が共創する」ことで、自らの暮らしをより良くしていくことを目指します。

施策	総合計画との対応
● 地域コミュニティ活動の促進	5-1①
● 地域コミュニティセンターの整備・充実	5-1②
● 参画と協働の促進	5-1④
● 男女共同参画の推進	5-2②

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 防災士数【再掲】	252人(R6年度)	→ 408人(R12年度)
● 刑法犯罪発生件数【再掲】	110件(R6年)	→ 105件(R12年)
● 公共土木施設愛護活動支援事業 愛護ボランティア団体数	48団体(R6年度)	→ 50団体(R12年度)
● 介護支援ボランティアポイント制度 登録者数	289人(R6年度)	→ 430人(R12年度)
● 人権講座参加人数	172人(R6年度)	→ 1,500人(R8年度～R12年度の累計)
● 審議会等における女性委員の割合	23%(R6年度)	→ 40%(R12年度)

Project 3

一人ひとりが主役

誰もが輝くまち プロジェクト

プロジェクトの方針

本町の将来像「誰もが輝くまち つばた」には、「老若男女問わず誰もが自己実現に向けて学び・成長し、自分らしく魅力的に輝くことができるまちを目指すとともに、“つばた”から全国・世界へその輝きを広げていくことを目指す」という意味が込められています。

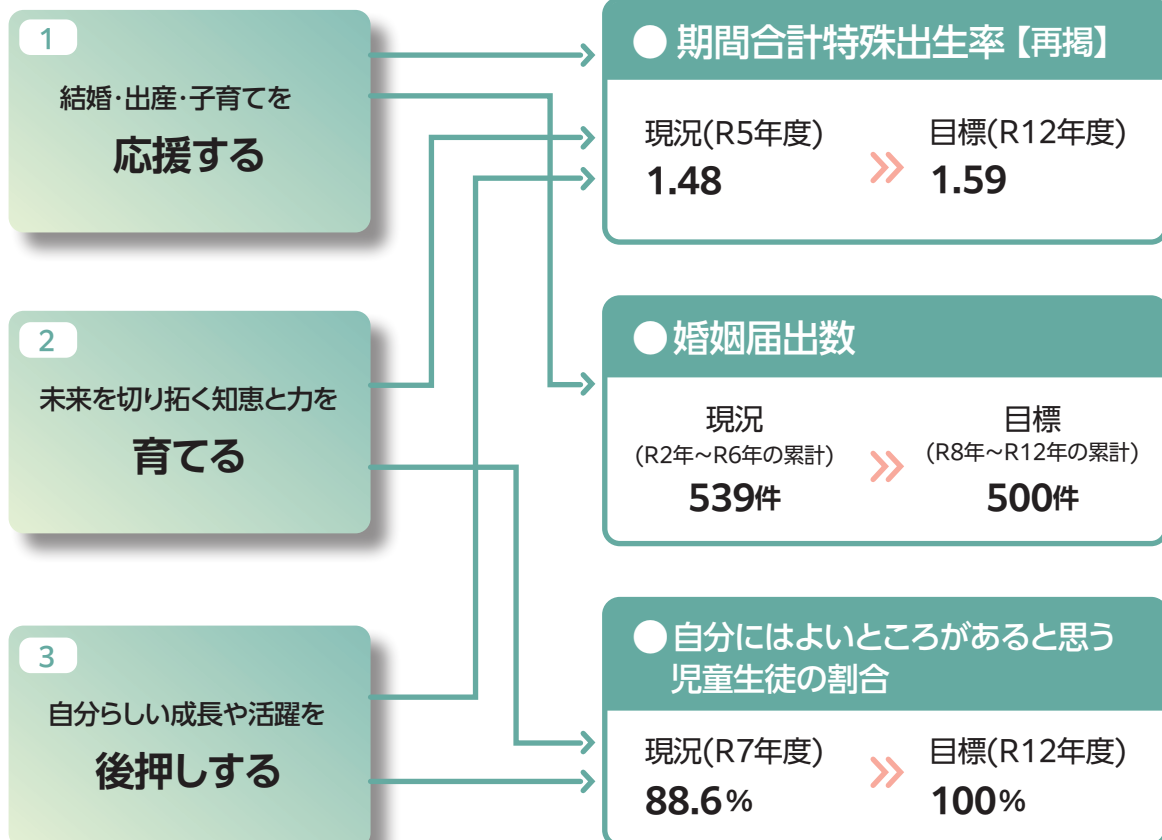
本プロジェクトの推進にあたり、「応援する」「育てる」「後押しする」の3つの方針に基づき、各施策に取り組んでいきます。「応援する」では結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援体制を通じ、子育て世代や子どもの成長を応援するとともに、「育てる」ではふるさと津幡を担う人づくりとして教育環境の充実を進めます。そして「後押しする」では、年齢や性別に関わらず誰もが持つ能力や経験を発揮できる活躍の場を広げていきます。

本町の未来を担う人材が育つ環境を整備するとともに、世代を超えて人と人とのつながりが生まれ、すべての人が生涯にわたって自分らしく輝き、誰もが主役となって活躍できるまちを実現していきます。

成果指標

▼ プロジェクトの方針

▼ 成果指標



施策・KPI

1 結婚・出産・子育てを応援する

Project

保護者だけでなく地域全体で子育てを支える体制を強化し、家庭教育の充実も図ることで、子どもたちの健やかな成長と、子育て世代の暮らしやすさを両立します。「結婚・出産・子育てを応援する」ことで、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に寄り添い、安心して家庭を築き、子どもを育てられる環境づくりを進めます。

施策	総合計画との対応
● 安心して結婚・妊娠・出産できる環境の充実	3-1①
● 子育て支援の充実	3-1②
● 家庭教育の充実と地域ぐるみの支援体制の強化	3-1③

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 結婚相談事業によるあっせん紹介組数	38組(R6年度)	➔ 40組(R12年度)
● 認定こども園等の待機児童数	0人(R6年度)	➔ 0人(R12年度)
● 児童センター利用者数	13,901人(R6年度)	➔ 17,000人(R12年度)
● 三世代ファミリー支援制度申請件数【再掲】	94件(R2年度～R6年度の累計)	➔ 100件(R8年度～R12年度の累計)
● 常勤職員配置改善の補助メニューを活用する放課後児童クラブ数	14クラブ(R6年度)	➔ 16クラブ(R12年度)
● ファミリー・サポート・センター利用者数	118人(R6年度)	➔ 150人(R12年度)
● 子育て支援センター利用者数	14,234人(R6年度)	➔ 17,400人(R12年度)
● 病児保育利用者数	410人 (R6年度【病児】 R7年度見込【病後児】)	➔ 450人(R12年度)

2 未来を切り拓く知恵と力を育てる

Project

すべての子どもが個性や能力を伸ばし、将来を自ら切り拓けるよう、学力・非認知能力・情報活用力・キャリア意識など、多様な力を育む教育を推進します。また、学校・家庭・地域が連携し、教育環境を整えるとともに、教職員の育成・支援にも取り組めます。「未来を切り拓く知恵と力を育てる」ことで、本町の次代を担う人材を確保・育成していきます。

施策	総合計画との対応
● 確かな学力の育成	4-1 ①
● 情報活用能力の育成	4-1 ②
● キャリア教育の推進	4-1 ③
● 非認知能力の育成	4-1 ④
● イノベーションを担う人材の育成	4-2 ②
● グローバル社会で活躍する人材の育成	4-2 ③
● 心の教育、道徳教育の充実	4-2 ④
● 健やかな体の育成	4-2 ⑤
● 青少年の健全育成	4-2 ⑥
● 多様な教育ニーズへの対応	4-4 ①
● 安全・安心な教育環境の整備促進	4-4 ②
● 教職員研修の充実と労働環境の向上	4-4 ③
● 現代的・社会的課題に対応した学習の充実	4-4 ④
● 学校・家庭・地域との連携・協働	4-4 ⑤
● 地域の教育力の向上	5-1 ③

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● こども科学館利用者数	3,521人(R6年度)	➔ 3,900人(R12年度)
● 津幡ふるさと歴史館(れきしる)利用者数【再掲】	3,019人(R6年度)	➔ 3,700人(R12年度)
● 学校に行くのは楽しい児童生徒の割合	89.8%(R7年度)	➔ 向上(R12年度)

3 自分らしい成長や活躍を後押しする

Project

生涯学習の推進や、スポーツ・芸術文化活動の振興を通じ、学びや交流、健康づくりの機会を広げます。また、誰もが主体的に地域づくりに参加し、多様な価値観を尊重し合いながら、活躍できるまちづくりを進めます。さまざまな地域活動や社会参加の場で、「自分らしい成長や活躍を後押しする」ことで、支え合いながら生きがいを持てる地域社会づくりを進めます。

施策	総合計画との対応
● 生涯学習の推進	4-3 ①
● 良質な図書館サービスの推進	4-3 ②
● スポーツを通じた地域づくり	4-3 ③
● スポーツ環境の整備	4-3 ④
● 芸術文化活動の振興と地域づくり	4-3 ⑤
● 地域コミュニティ活動の促進【再掲】	5-1 ①
● 地域コミュニティセンターの整備・充実【再掲】	5-1 ②
● 参画と協働の促進【再掲】	5-1 ④
● 人権の尊重・啓発の推進	5-2 ①
● 男女共同参画の推進【再掲】	5-2 ②

▼ KPI(重要業績評価指標)

評価指標	基準値	目標値
● 文化会館(シグナス)利用者数	125,116人(R6年度) →	135,000人(R12年度)
● 津幡運動公園利用者数	103,475人(R6年度) →	115,000人(R12年度)
● 生涯学習講座や講演会の受講率(人口比)	3%(R6年度) →	5%(R12年度)
● 図書館利用者数 (デジタルライブラリーの利用者も含む)	139,315人(R6年度) →	150,000人(R12年度)
● 中学校部活動の地域クラブへの移行数	2クラブ(R6年度) →	10クラブ(R12年度)

付属資料

関連する条例・規程等	97
策定体制	101
審議会委員名簿	102
策定委員会、幹事会委員名簿	103
策定経過	104
諮問書	105
答申書	106
アンケート調査結果等	107

■ 関連する条例・規定等

○ 津幡町総合計画策定条例

平成26年3月13日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、まちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、基本施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に従って、各施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、津幡町総合計画審議会条例(平成16年津幡町条例第23号)第1条に規定する津幡町総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想を策定するときは、前条に規定する審議会の手続を経て、議会の議決を経るものとする。

(準用)

第5条 基本構想を変更しようとするときは、前2条の規定を準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画策定をし、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 津幡町総合計画審議会条例

平成16年6月11日
条例第23号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、津幡町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、津幡町総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関する事項について必要な調査及び審議を行い、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共的団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) 副町長
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

2 前条第2項第1号又は第3号に規定する者で当該職又は地位により委員に委嘱され、又は任命された者が当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に専門的事項について調査させるため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年津幡町条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成19年3月13日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○ 津幡町総合計画策定委員会設置規程

平成15年10月1日
訓令第16号

(設置)

第1条 津幡町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について調査、研究、調整又は協議をするため、津幡町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議をする。

- (1) 総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画並びに実施計画の立案作業に関すること。
- (3) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員8人をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、町民生活部長、健康福祉部長、産業建設部長、消防長、教育部長及び総務部企画課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補助機関)

第5条 委員会の補助機関として、所掌事項を専門的に調査、検討するため総合計画策定幹事会を置く。

- 2 総合計画策定幹事会について必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月5日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日訓令第8号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

○ 津幡町総合計画策定幹事会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、津幡町総合計画策定委員会設置規程第5条に規定する津幡町総合計画策定委員会の補助機関として、津幡町総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、各部課等の協力を得て、現状、課題の的確な把握に努め、総合計画を専門的に調査、検討する。

(組織)

第3条 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 代表幹事は、総務部企画課長をもって充てる。

3 幹事は、部長が推薦する職員のうちから町長が指名する。

(代表幹事)

第4条 代表幹事は、会務を総理し、幹事会を代表する。

2 代表幹事が欠けたときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事はその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

2 代表幹事は、必要に応じて幹事以外の職員の出席を求めることができる。

(企画委員会)

第6条 各部局長は、部局内の担当分野における施策案等を作成する場合は、必要に応じて部局内に企画委員会を設け、検討、整理し、幹事会に施策案を提出するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、総務部企画課において処理する。

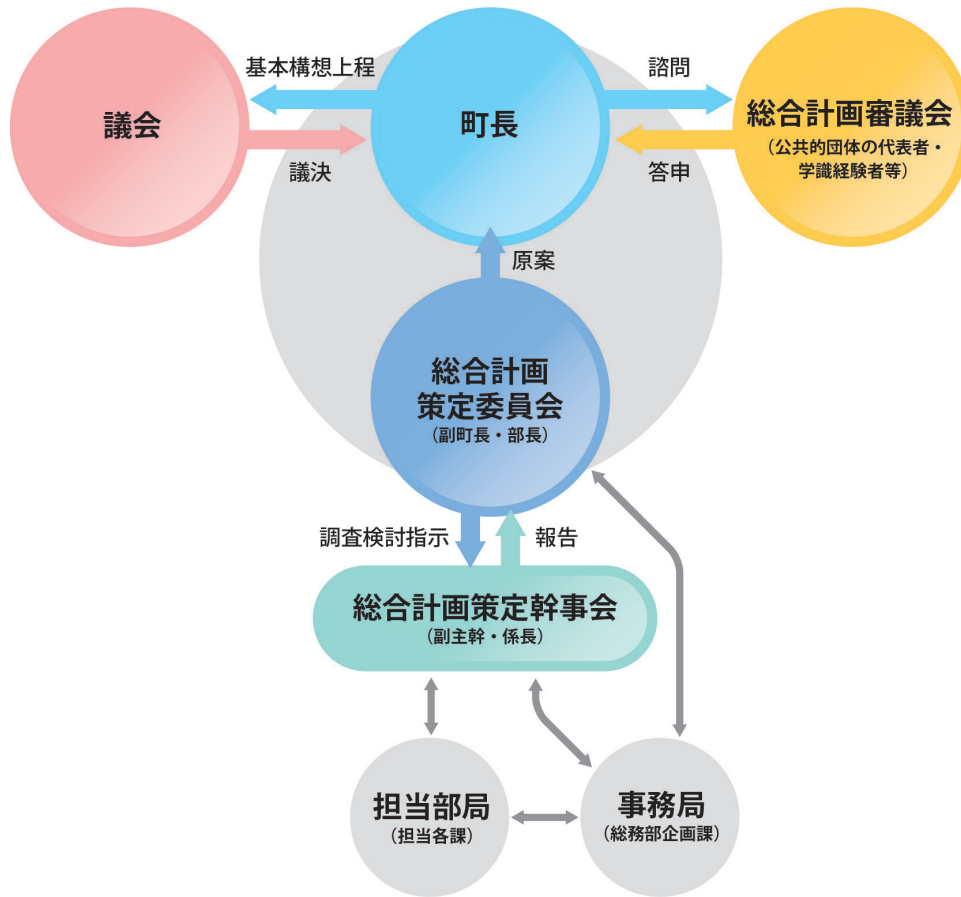
附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

策定体制

第6次津幡町総合計画 策定体制



組織名等	職務内容等
総合計画審議会	[津幡町総合計画審議会条例に基づき設置] 【役割】 町長の諮問に応じ、基本構想・基本計画に関する事項を審議し答申する。 【構成】 公共的団体の代表者・学識経験者等
総合計画策定委員会	[津幡町総合計画策定委員会設置規程に基づき設置] 【役割】 行政内部の施策の意思決定や部門間の調整を行う。 【構成】 副町長・部長
総合計画策定幹事会	[津幡町総合計画策定幹事会設置要領に基づき設置] 【役割】 策定委員会の補助機関として、現状・課題を把握し、専門的に調査を行う。 【構成】 各部より推薦の副主幹・係長
事務局	【役割】 施策過程全体の運営・管理、計画内容の調整及び計画の取りまとめ、計画書作成・広報を行う。 【構成】 企画課

審議会委員名簿

第6次津幡町総合計画審議会委員名簿

区分	所属	役職	氏名
1号委員 (公共的団体の代表者等)	津幡町区長会	会長	川村 敏幸 (R6年度)
			永多 憲二 (R7年度)
	津幡町シニアクラブ連合会	会長	泉 清昭
	石川かほく農業協同組合	代表理事組合長	西川 一郎
	津幡町商工会	会長	山崎 正
	津幡町男女共同参画審議会	副会長	西野 知江子
	津幡地区女性会	会長	小泉 恭代
	津幡町民生児童委員協議会	書記 (～ R7.11.30) 副会長 (R7.12.1 ～)	中村 清江 (～ R7.11.30) 瀬戸 晴美 (R7.12.1 ～)
津幡町PTA連絡協議会	副会長	飯田 託朗	
2号委員 (学識経験者)	石川工業高等専門学校	校長	◎富田 大志
	株式会社北國銀行	公務部長	山田 泰輔
	金沢公共職業安定所	所長	佐々木 利弘 (R6年度)
			今町 聡 (R7年度)
	金沢ケーブル株式会社	専務 (R6年度)	寺島 久貴 (R6年度)
		代表取締役社長 (R7年度)	村中 將起 (R7年度)
	津幡町まち・ひと・しごと 創生有識者会議	副座長	○渦端 良子
津幡町社会教育委員会議	議長	作田 淑栄	
3号委員 (副町長)	津幡町副町長		坂本 守

◎会長 ○副会長

策定委員会、幹事会委員名簿

第6次津幡町総合計画策定委員会委員名簿

職名	役職	氏名
委員長	副町長	坂本 守
委員長職務代理	総務部長	酒井 英志
委員	町民生活部長	細山 英明 (R6年度)
		宮崎 寿 (R7年度)
	健康福祉部長	山本 幸雄 (R6年度)
		山嶋 克幸 (R7年度)
	産業建設部長	本多 延吉
	教育部長	宮崎 寿 (R6年度)
		北山 ゆかり (R7年度)
	消防長	松本 聖史 (R6年度)
		高戸 勇一 (R7年度)
総務部企画課長	中嶋 徹郎	

津幡町総合計画策定幹事会

職名	関係部局等	役職	氏名
代表幹事	総務部	企画課長	中嶋 徹郎
幹事	総務部	総務課係長	古瀬 一哉
	町民生活部	税務課副主幹 (R6年度)	庄田 大輔
		税務課主幹 (R7年度)	
		町民課係長	大澤 英子
	健康福祉部	福祉課副主幹	平木 佑果
		子育て支援課係長	長田 政彦
	産業建設部	都市建設課副主幹 (R6年度)	國田 佳世 (R6年度)
		都市建設課係長 (R7年度)	山崎 博之 (R7年度)
		産業振興課副主幹 (R6年度)	山崎 進
		農林振興課副主幹 (R7年度)	
	教育部	学校教育課副主幹	藏本 あゆみ
		生涯教育課係長	山本 圭輔
	消防本部	警防管理対策室長	吉田 圭吾
事務局	総務部	企画課係長	細川 大輔 (R6年度)
			福島 成裕 (R7年度)
	企画課主事	長谷川 直人 (R6年度)	
		中田 至人 (R7年度)	

策定経過

第6次津幡町総合計画 策定経過

年	月 日	概 要	
令和6年	7.12	第1回総合計画策定幹事会	策定体制、アンケート調査内容について
	7.23	第1回総合計画策定委員会	策定体制、アンケート調査内容について
	8. 8	第1回総合計画審議会	諮問、アンケート調査内容の確認
	8月	成人アンケート調査	町の好感度や住みやすさ、将来の定住意向、まちづくりの方向性など
	8月下旬～9月上旬	町民アンケート調査	町の好感度や住みやすさ、まちづくりの方向性、取組の満足度・重要度など
	9月	中学生アンケート調査	町の好感度や住みやすさ、将来の定住意向、まちづくりの方向性など
	10.31	第2回総合計画策定幹事会	第1回町民ワークショップについて
	11月中旬～12月下旬	第1回町民ワークショップの開催	テーマ：「地区・まちの「良いところ」や「困りごと」」「将来なりたい地区・まちの姿」
	12. 3	第3回総合計画策定幹事会	ワークショップ結果、基本構想の検討
	12.11	第2回総合計画策定委員会	アンケート結果、ワークショップ結果、基本構想骨子案の検討
12.24	第2回総合計画審議会	基本構想骨子案の審議	
令和7年	1.16	第4回総合計画策定幹事会	第2回町民ワークショップについて
	1月下旬～2月下旬	第2回町民ワークショップの開催	テーマ：「将来なりたい地区に向けて「やるべきこと」」「いつ」、「だれ」が「やるべきこと」なのか
	4.15	第3回総合計画策定委員会	基本構想素案の検討
	4.30	第3回総合計画審議会	基本構想素案の審議
	7.16	第4回総合計画策定委員会	基本計画骨子案、総合戦略骨子案の検討
	7.29	第4回総合計画審議会	基本計画骨子案、総合戦略骨子案の審議
	9.11	第5回総合計画策定委員会	基本構想案、基本計画素案の検討
	9.25	第5回総合計画審議会	基本構想案、基本計画素案の審議
	12.11	第6回総合計画策定委員会	総合計画案の検討
12.22	第6回総合計画審議会	総合計画案の審議	
令和8年	1.21～2.3	パブリックコメント	意見提出者なし
	3.12	津幡町議会	基本構想の議決

諮問書

第1章
序

章

第2章

基本構想

第3章

基本計画

基本目標
①

基本目標
②

基本目標
③

基本目標
④

基本目標
⑤

第4章

地方創生
プログラム

付属資料

津企発第206号
令和6年8月8日

津幡町総合計画審議会会長 様

津幡町長 矢田 富郎

第6次津幡町総合計画について（諮問）

本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第6次津幡町総合計画を策定するにあたり、その必要な事項について調査及び審議を行い、答申くださるよう津幡町総合計画策定条例第3条の規定により諮問します。

令和7年12月22日

津幡町長 矢田 富郎 様

津幡町総合計画審議会

会長 富田 大志

第6次津幡町総合計画について（答申）

令和6年8月8日付け津企発第206号で諮問のあったこのことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添案のとおり答申します。

なお、答申に当たり下記の意見を付すので、これに留意され、計画の実現に向けてまい進されるよう期待します。

記

- 1 本町の様々な資源や魅力を最大限に活用し、新たな魅力を創出するとともに、健全で安定した行財政基盤を確立し、未来につなぐための持続可能なまちづくりを進められたい。
- 2 社会の変容に対応したつながりや広域的で多様な主体が関係を深める場の提供・創出を通して、つながりを深め広げるまちづくりを進められたい。
- 3 より実効性のあるまちづくりを実現するため、地域の課題解決や環境づくりに地域住民が主体的に参加することにより、住民の意見やニーズが反映される住民主体のまちづくりを進められたい。

アンケート調査結果等

※結果を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります

中学生アンケート調査結果

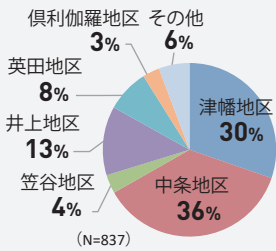
総合計画策定にあたり、中学生を対象に実施したアンケートの結果について、抜粋して紹介します。
なお、回収数は888通(84.5%)となっています

回答者属性

● 住まい

「中条地区」が36%、「津幡地区」が30%、「井上地区」が13%を占めています。

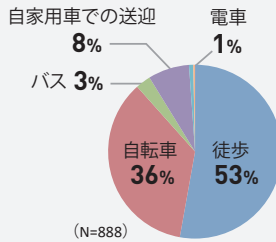
▼ 住まいの地区



● 交通手段

「徒歩」が53%、「自転車」が36%を占めています。

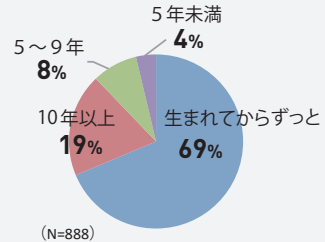
▼ 通学年数



● 居住年数

「生まれてからずっと」が69%、「10年以上」が19%を占めています。

▼ 居住年数



● 日常の行動

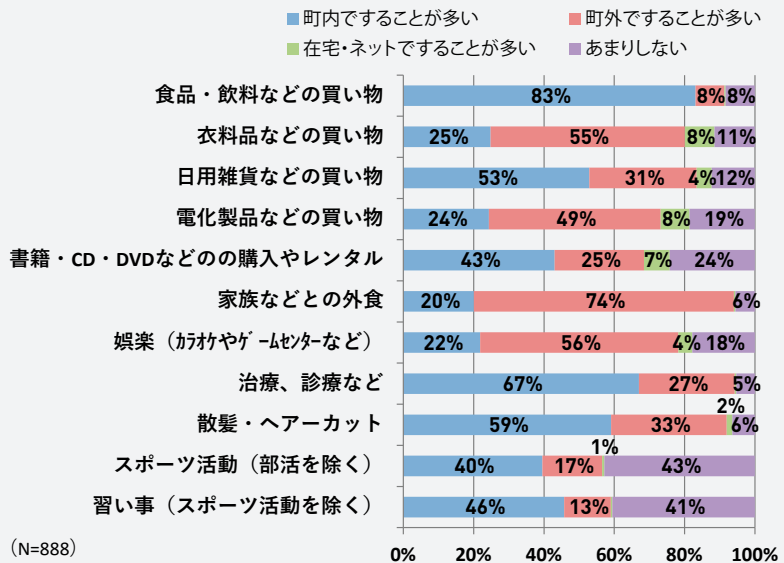
町内ですることが多い行動

- 「食品・飲料などの買物」
- 「治療・診療など」
- 「散髪・ヘアースタイル」

町外ですることが多い行動

- 「家族などとの外食」
- 「娯楽(カラオケ・ゲームセンターなど)」
- 「衣料品などの買物」

▼ 日常の行動



津幡町の印象

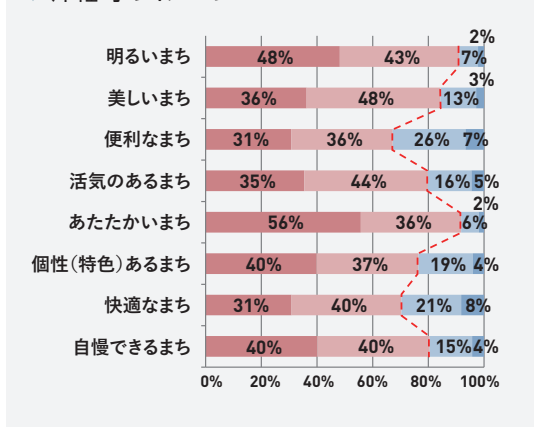
● 津幡町のイメージ

「あたたかいまち」「明るいまち」「美しいまち」「自慢できるまち」が80%以上を占めています。

● 自慢したい・次世代に伝えたいもの

「イベントや祭り(八朔まつり)」「場所・施設(シグナス、森林公園など)」「食べ物(まこも、お米など)」「自然」などが挙げられています。

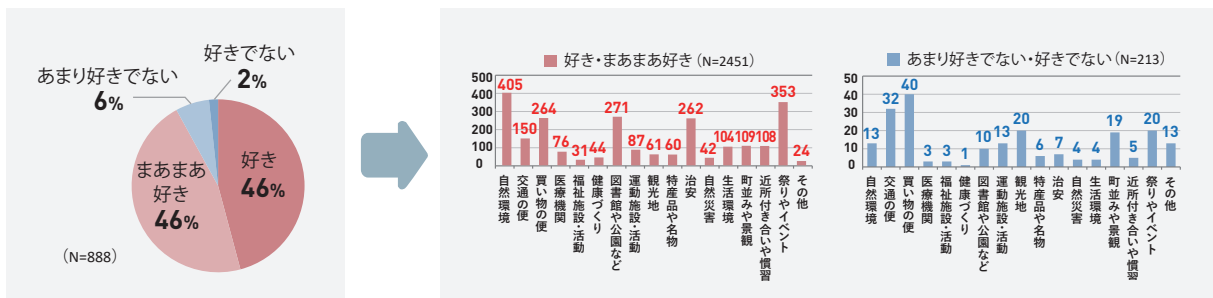
▼ 津幡町のイメージ



● 好感度

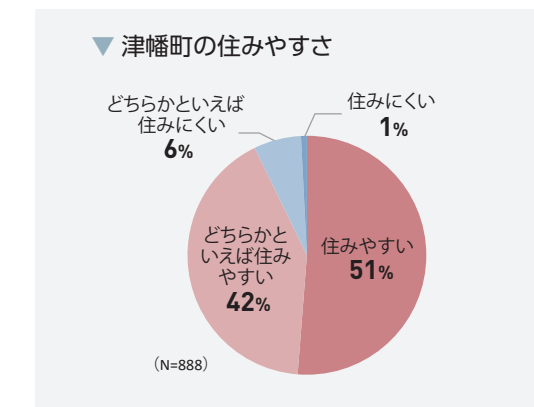
「好き・まあまあ好き」が92%を占め、その理由として「自然環境」「祭りやイベント」「買い物の便」「図書館や公園」「治安」などが挙げられています。「あまり好きでない・好きでない」の理由は「買い物の便」「交通の便」「観光地」「町並みや景観」「祭りやイベント」が挙げられています。

▼ 津幡町の好感度とその理由



● 住みやすさ

「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」が93%を占め、居住年数が長く、好感度が高い人ほど、住みやすさを感じています。



将来の意向

● 将来の定住意向

「このまま住み続けたい」「一時的に離れても、また戻って住みたい」が66%を占めています。

また、今の場所から移りたいと回答された方の理由は「娯楽施設などが少ない」「買い物不便」「働きたい場所が少ない」がそれぞれ40%以上を占めています。

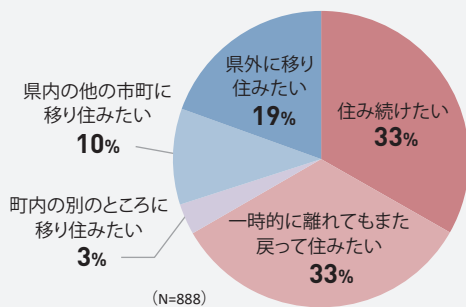
● 今後のまちづくりの方向性

「自然環境を大切に、ごみや公害が少ない自然豊かなまち」「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」「子育て・教育がしやすいまち」などの意見が多くなっています。

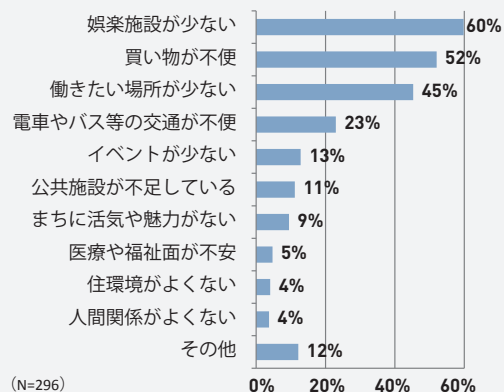
● 定住促進策

「ショッピングセンターなどの商業施設」「映画館などのレジャー施設」「音楽、スポーツ、グルメなどのイベントの開催」に対する意見が多くなっています。

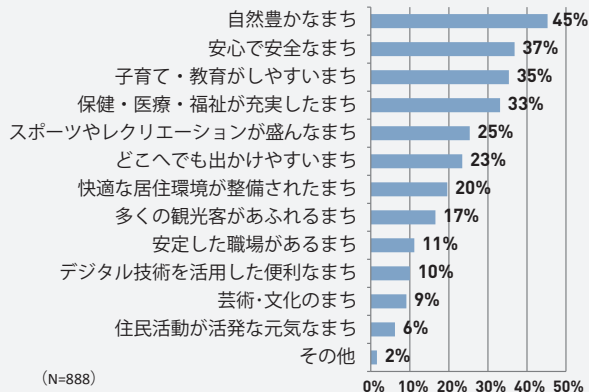
▼ 将来の定住意向



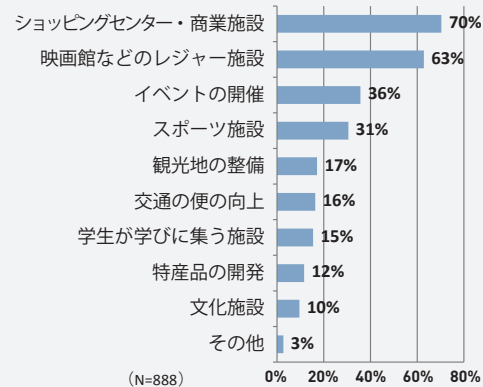
▼ 移り住みたい理由(複数回答)



▼ 今後のまちづくりの方向性(複数回答)



▼ 定住促進策(複数回答)



■ 町民アンケート調査結果

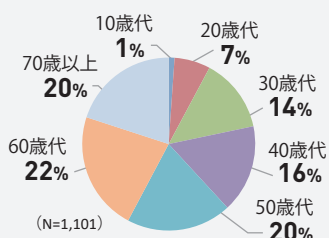
総合計画策定にあたり、町民を対象に実施したアンケートの結果について、抜粋して紹介します。なお、回収数は1,105通(36.8%)となっています。

回答者属性

● 年齢

「60歳以上」が42%、「40、50歳代」が36%、「10～30歳代」が22%となっています。

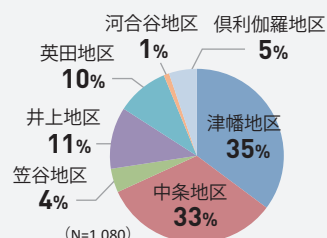
▼ 年齢



● 住まい

「津幡地区」が35%、「中条地区」が33%、その他の5地区は1～11%となっています。

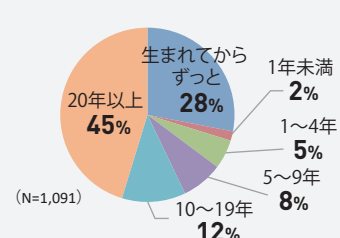
▼ 住まいの地区



● 居住年数

「20年以上」が45%、「生まれてからずっと」が28%、「10～19年」が12%を占めています。

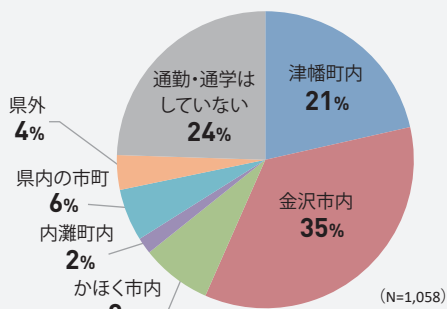
▼ 居住年数



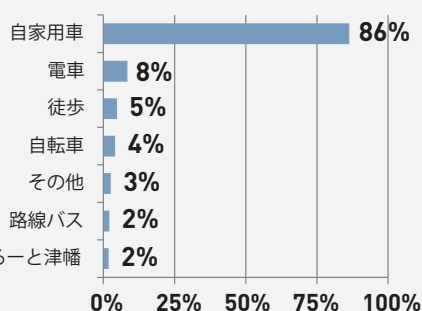
● 通勤・通学先と交通手段

通勤・通学先は「金沢市内」が35%、「津幡町内」が21%、「通勤・通学はしていない」が24%を占めています。交通手段は「自家用車」が86%、「電車」が8%を占めています。

▼ 通勤・通学先



▼ 交通手段

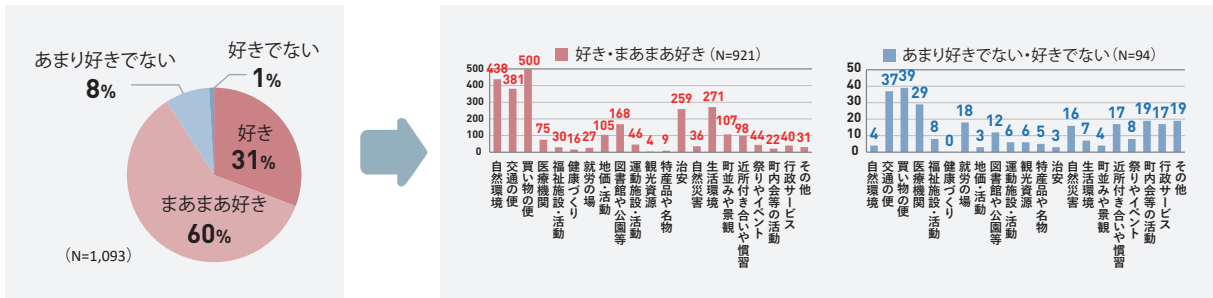


津幡町の印象

● 好感度

「好き・まあまあ好き」が91%を占め、その理由として「買い物の便」「自然環境」「交通の便」などが挙げられています。「あまり好きでない・好きでない」の理由は「買い物の便」「交通の便」「医療機関」などが挙げられています。

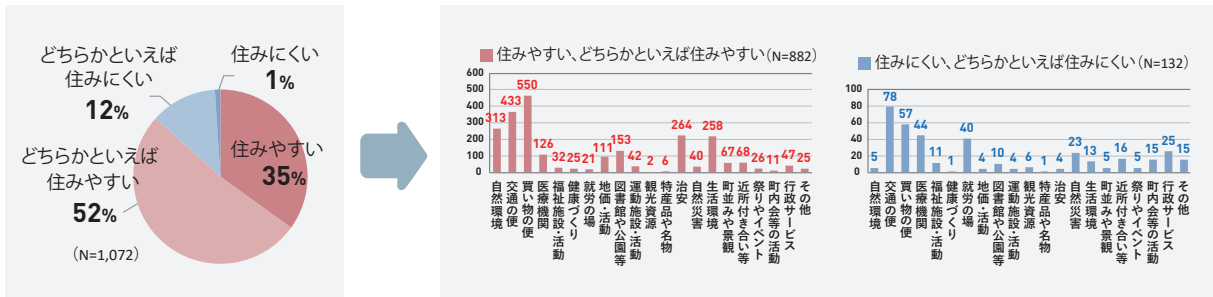
▼ 津幡町の好感度とその理由(複数回答)



● 住みやすさ

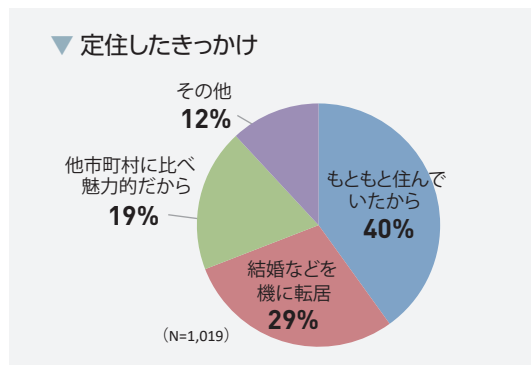
「住みやすい・どちらかといえば住みやすい」が87%を占め、その理由として「買い物の便」「交通の便」「自然環境」などが挙げられています。「どちらかといえば住みにくい・住みにくい」の理由は「交通の便」「買い物の便」「医療機関」などが挙げられています。

▼ 津幡町の住みやすさとその理由(複数回答)



● 津幡町に定住したきっかけ

「もともと住んでいたから」が40%、「結婚などを機に転居」が29%、「他市町村に比べ魅力的だから」が19%を占めています津幡町の第一印象は「田舎、田畑が多い」「住みやすい、生活しやすい等」などが挙げられています。

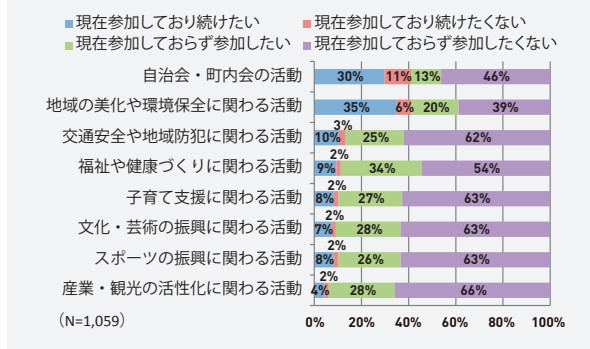


まちづくりについて

● まちづくり活動への参加

「自治会・町内会の活動」「地域の美化や環境保全に関わる活動」に41%が参加しており、他の活動は6～13%が参加しています。

▼ まちづくり活動への参加



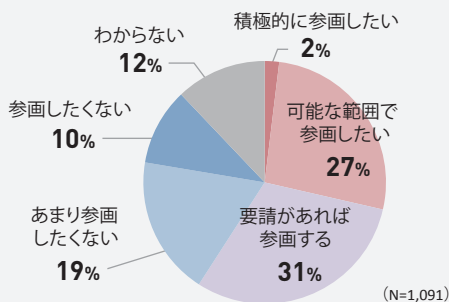
● 今後のまちづくりへの参画について

「要請があれば参画する」が31%、「可能な範囲で参画したい」が27%、「あまり参画したくない」が19%となっています。

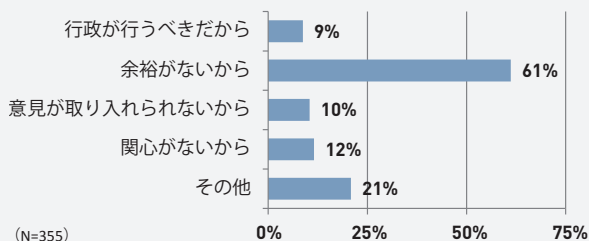
● まちづくりに参画したくない理由

「まちづくりに参画している余裕がない」が61%、「まちづくりに関心がない」が12%を占めています。

▼ まちづくりへの参画意向



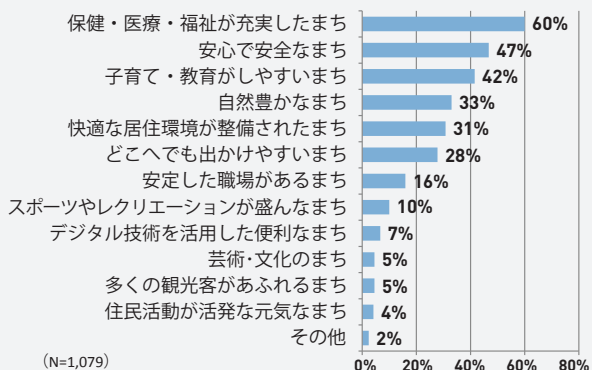
▼ 参画したくない理由(複数回答)



● 今後のまちづくりの方向性

「人にやさしく、保健・医療・福祉が充実したまち」が60%、「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」が47%、「子育て・教育がしやすいまち」が42%、「自然環境を大切にし、ごみや公害が少ない自然豊かなまち」が33%となっています。

▼ 今後のまちづくりの方向性(複数回答)



各種施策の満足度・重要度

● 満足度

「環境美化の推進」「消防・救急救助の強化・充実」「情報提供の充実」などの施策は満足度が高い一方、「道路網の整備と適正な維持管理」「空き家対策」「労働環境の向上・支援」などの施策で満足度が低くなっています。

● 重要度

「大規模災害の復旧・復興」「上水道の整備」「医療体制の取組」などの施策で重要度が高くなっています。

● 優先的に改善すべき項目

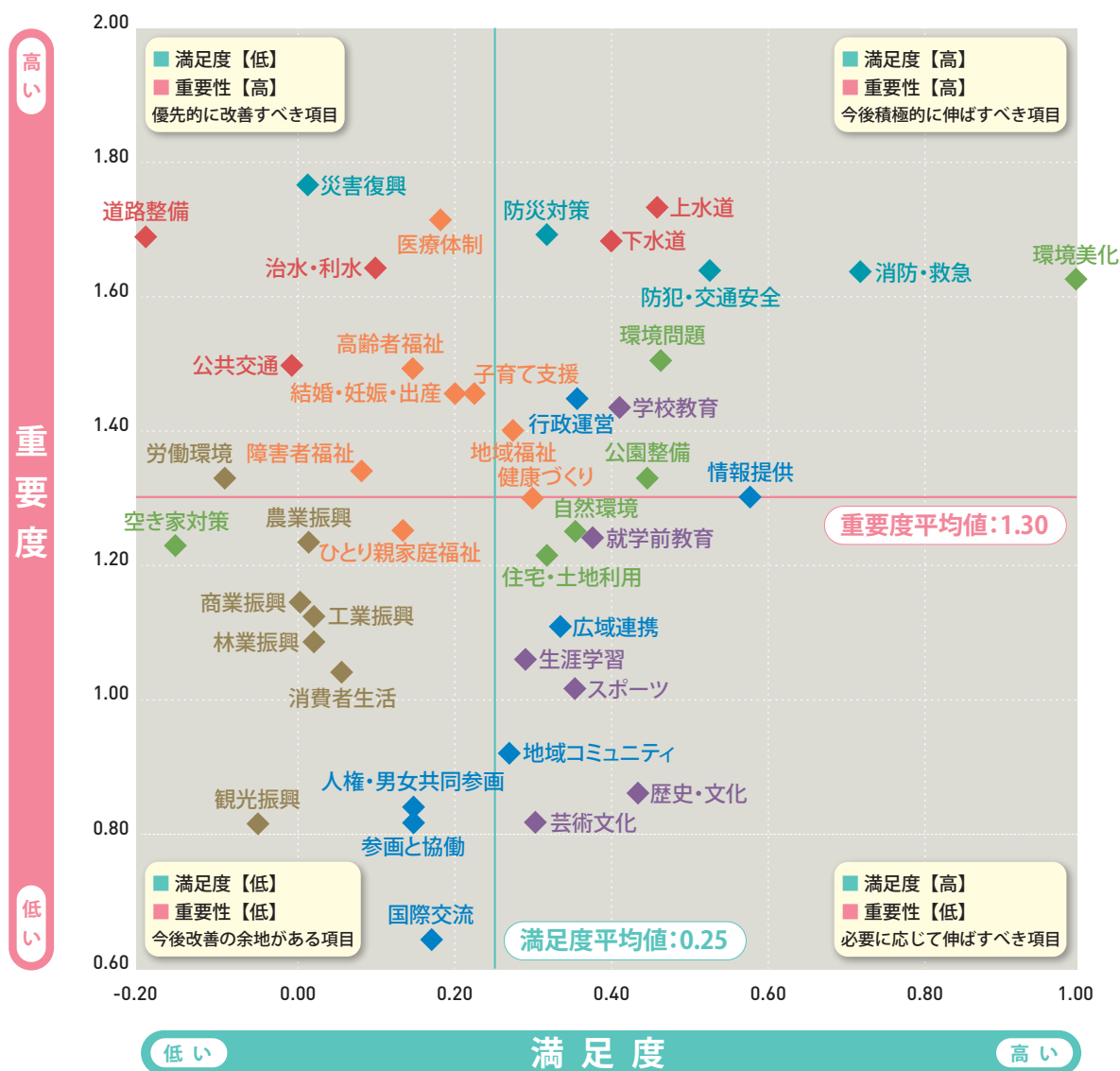
(満足度が低く、重要度が高い項目)

「道路網の整備と適正な維持管理」「公共交通の利便性向上と利用促進」「治水・利水の整備」などのまちなぎの基盤、「大規模災害の復旧・復興」などの安全・安心、「結婚・妊娠・出産支援の取組」「高齢者福祉の取組」「障害者福祉の取組」「医療体制の取組」などの社会福祉、「労働環境の向上・支援」などの産業に関する施策が挙げられています。

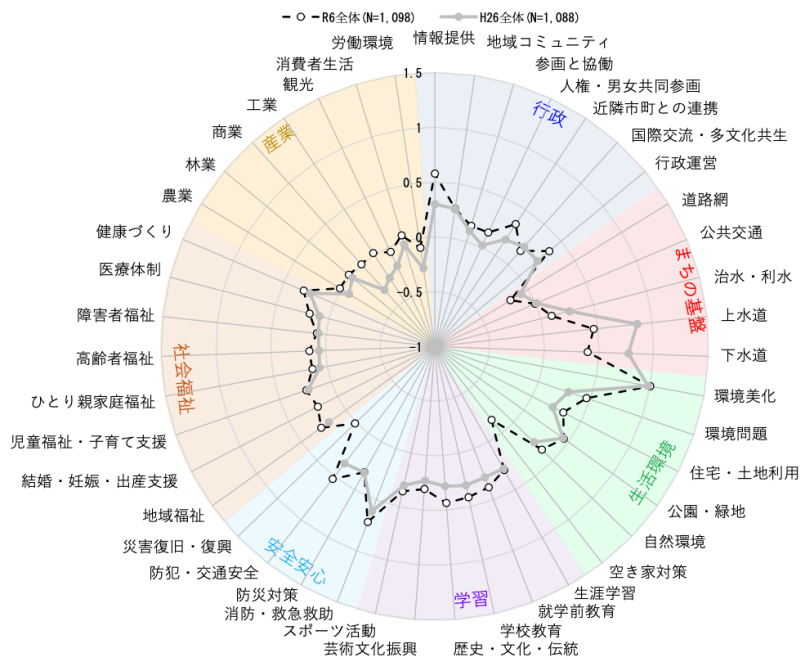
項目		満足度	重要度
行政	● 情報提供の充実	0.58	1.30
	● 地域コミュニティの活性化	0.27	0.92
	● 参画と協働の仕組みづくり	0.15	0.83
	● 人権の尊重・啓発や男女共同参画の推進	0.15	0.84
	● 近隣市町との連携	0.34	1.11
	● 国際交流活動および多文化共生事業の推進と充実	0.17	0.64
	● 持続可能な行政運営の推進	0.36	1.45
まちなぎの基盤	● 道路網の整備と適正な維持管理	-0.19	1.69
	● 公共交通の利便性向上と利用促進	0.00	1.50
	● 治水・利水の整備	0.10	1.64
	● 上水道の整備	0.46	1.73
	● 下水道の整備	0.40	1.68
生活環境	● 環境美化やごみの減量化・資源化の推進	1.00	1.62
	● 環境問題の防止	0.46	1.51
	● 良好な住宅・土地利用の推進	0.32	1.22
	● 公園や緑地の整備	0.45	1.33
	● 豊かな自然環境をまもり、活かす取組	0.36	1.25
	● 総合的な空き家対策の推進	-0.15	1.23
安全・安心	● 消防・救急救助の強化・充実	0.72	1.64
	● 防災対策の推進	0.32	1.69
	● 防犯・交通安全対策の推進	0.53	1.64
	● 大規模災害(能登半島地震や豪雨など)の復旧・復興	0.01	1.77

項目		満足度	重要度
学習	● 生涯学習の取組	0.29	1.06
	● 就学前教育の取組	0.38	1.24
	● 学校教育の取組	0.41	1.43
	● 歴史・文化・伝統の継承と活用	0.43	0.86
	● 芸術文化振興の取組	0.31	0.82
	● スポーツ活動の取組	0.36	1.02
社会福祉	● 地域福祉の取組	0.28	1.40
	● 結婚・妊娠・出産支援の取組	0.20	1.46
	● 児童福祉・子育て支援の取組	0.24	1.46
	● ひとり親家庭福祉の取組	0.14	1.25
	● 高齢者福祉の取組	0.15	1.49
	● 障害者福祉の取組	0.09	1.34
	● 医療体制の取組	0.18	1.71
産業	● 健康づくりの取組	0.30	1.29
	● 農業の振興	0.02	1.23
	● 林業の振興	0.02	1.09
	● 商業の振興	0.01	1.14
	● 工業の振興	0.02	1.13
	● 観光の振興	-0.05	0.82
	● 消費者生活の向上への取組	0.06	1.04
	● 労働環境の向上・支援	-0.09	1.33
平均		0.25	1.30

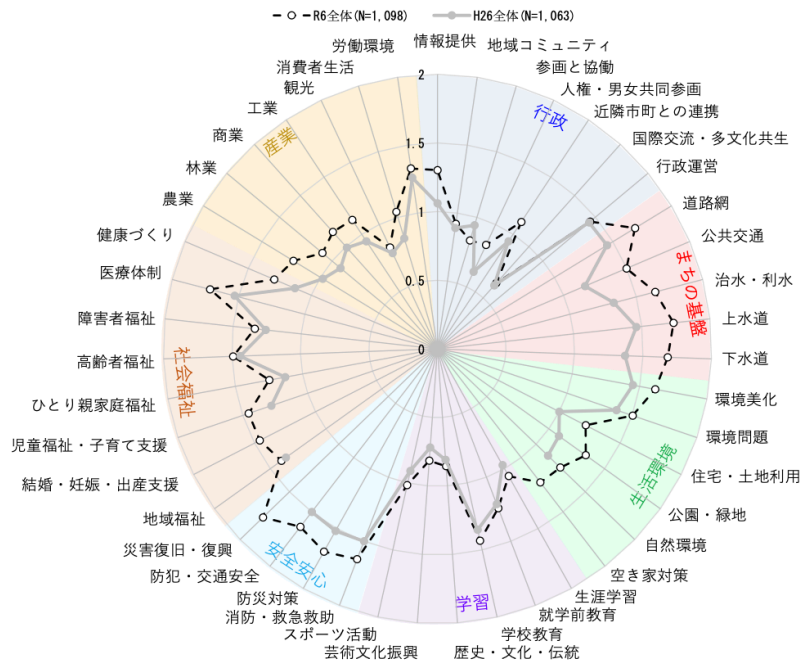
▼ 満足度・重要度(R6調査)



満足度 ▶



重要度 ▶



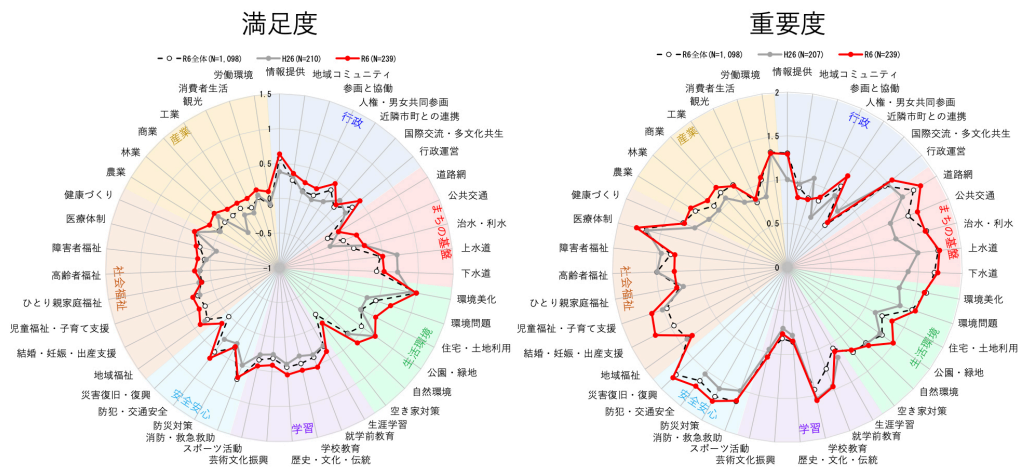
● 満足度(H26調査との比較)

H26調査と比較し、全体的に満足度が向上している一方、「道路網の整備と適正な維持管理」「公共交通の利便性向上と利用促進」「治水・利水の整備」「上水道の整備」「下水道の整備」などのまちの基盤に関する施策で満足度が低下しています。

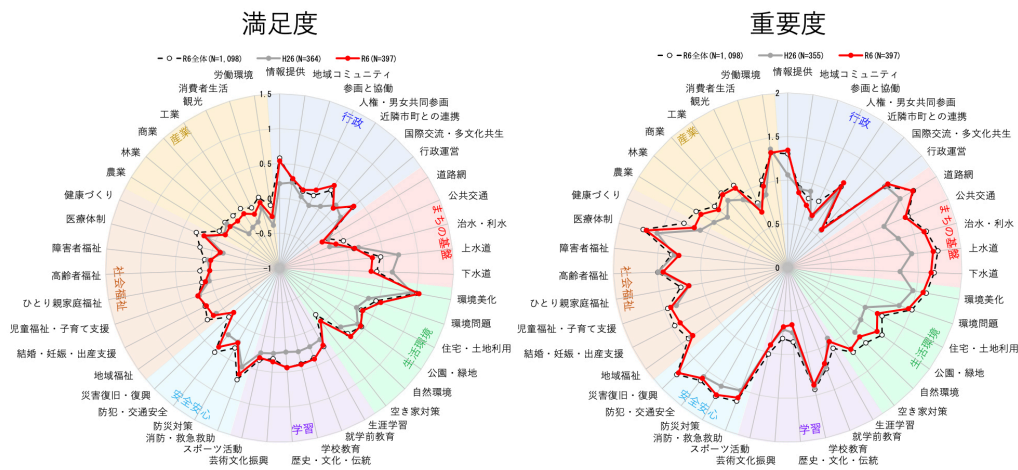
● 重要度(H26調査との比較)

H26調査と比較し、全体的に重要度が増加しており、特にまちの基盤に関する施策の重要度が大きく増加しています。

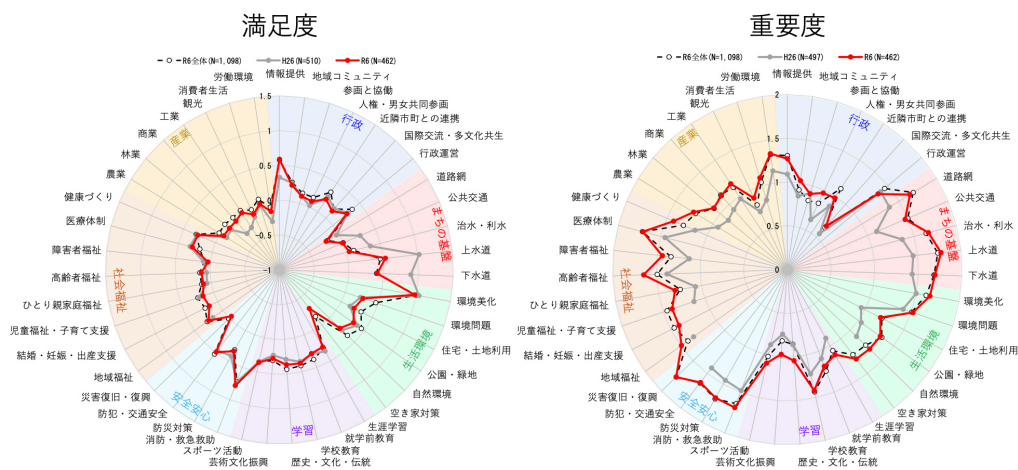
10~30歳代



40~50歳代



60歳以上



● 年齢別クロス

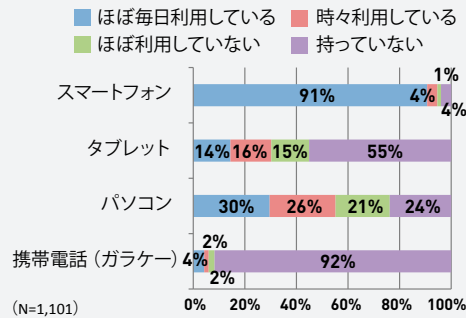
どの年代においても、まちの基盤に関する施策や災害復旧・復興の施策の満足度が低く、重要度が高くなっています。また、10~30歳代は、教育や結婚・妊娠・出産支援、子育て支援の重要度が、60歳以上は高齢者福祉の重要度が全体の重要度より高くなっています。

デジタルの活用について

● 情報端末の保有・利用状況

「スマートフォン」は96%、「パソコン」は77%、「タブレット」は45%が保有しており、ほぼ毎日利用している割合は「スマートフォン」が91%、「パソコン」が30%、「タブレット」が14%となっています。

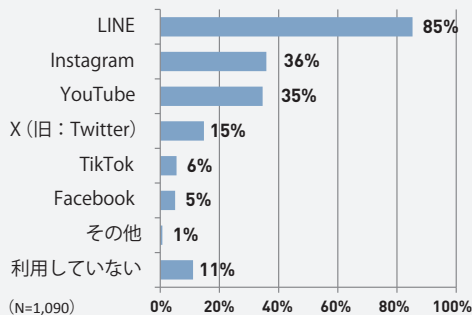
▼ 情報端末の保有・利用状況



● 利用しているSNS

「LINE」が85%、「Instagram」が36%、「YouTube」が35%、「X(旧:Twitter)」が15%となっています。

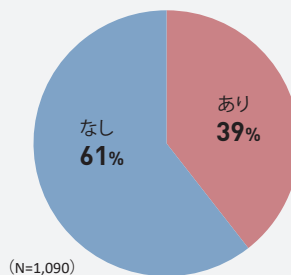
▼ 利用しているSNS(複数回答)



● 電子申請サービスの利用状況

利用したことがある人が39%を占めています。

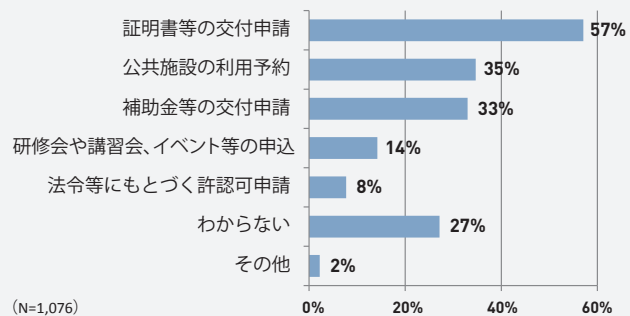
▼ 電子申請サービスの利用状況



● 電子申請サービスを利用したい手続き

「証明書等の交付申請」が57%、「公共施設の利用予約」が35%、「補助金等の交付申請」が33%を占めています。

▼ 電子申請サービスを利用したい手続き(複数回答)



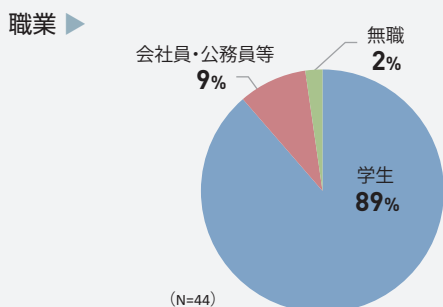
■ 成人アンケート調査結果

総合計画策定にあたり、成人を対象に実施したアンケートの結果について、抜粋して紹介します。なお、回収数は44通(12.3%)となっています。

回答者属性

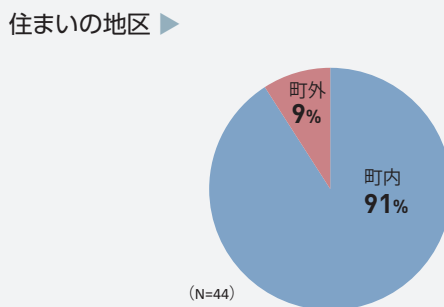
● 職業

「学生」が89%、「会社員・公務員等」が9%を占めています。



● 住まい

「町内」が91%、「町外」が9%を占めています。



● 日常の行動

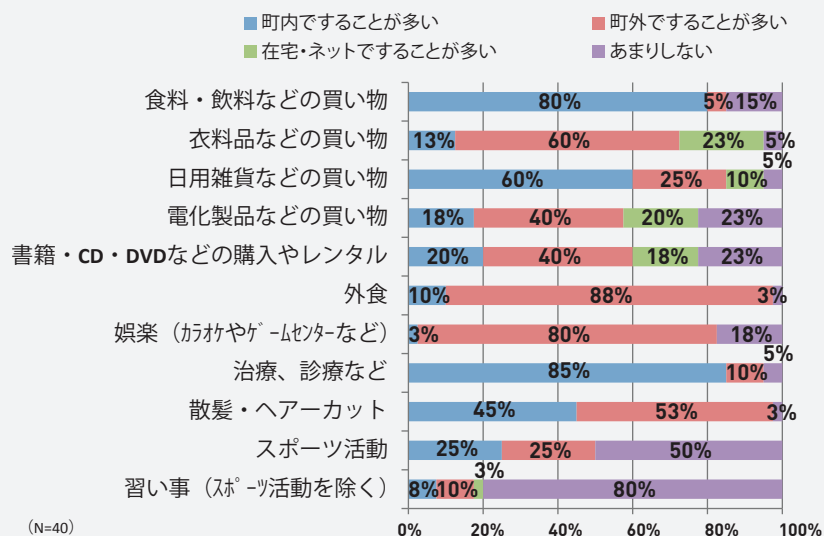
町内ですることが多い行動

- 「治療・診療など」
- 「食料・飲料などの買い物」
- 「日用雑貨などの買い物」

町外ですることが多い行動

- 「外食」
- 「娯楽(カラオケ・ゲームセンターなど)」
- 「衣料品などの買い物」

▼ 日常の行動



津幡町の印象

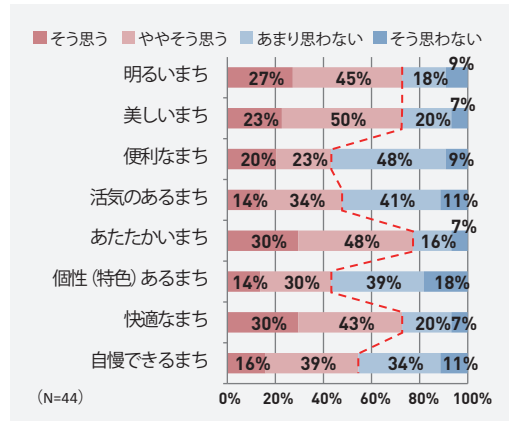
● 津幡町のイメージ

「あたたかいまち」「美しいまち」「快適なまち」「明るいまち」が70%以上を占めています。

● 自慢したい・次世代に伝えたいもの

「イベントや祭り(八朔まつり)」「場所・施設(シグナス、森林公園など)」「食べ物(まこも、お米など)」「自然」などが挙げられています。

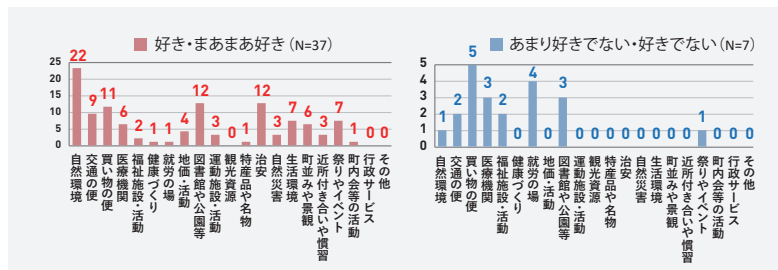
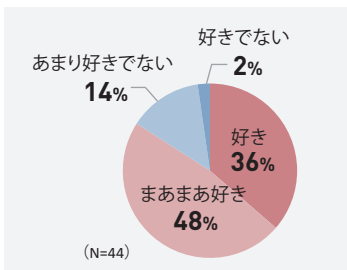
▼ 津幡町のイメージ



● 好感度

「好き・まあまあ好き」が84%を占め、その理由として「自然環境」「治安」「買い物の便」「図書館や公園」などが挙げられています。「あまり好きでない・好きでない」の理由は「買い物の便」「就労の場」「交通の便」などが挙げられています。

▼ 津幡町の好感度とその理由

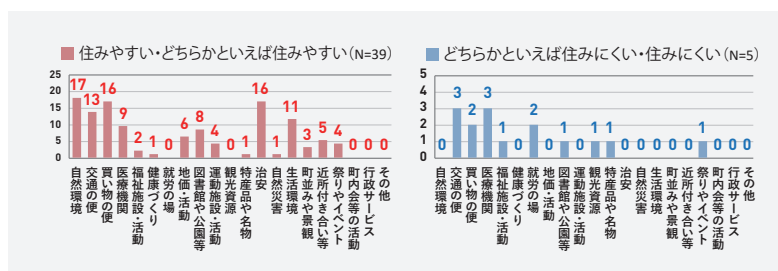
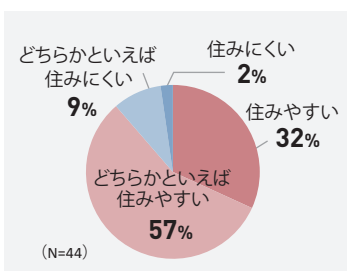


※「あまり好きでない・好きでない」は回答数が少ないため参考値とする。

● 住みやすさ

「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」が89%を占め、その理由として「自然環境」「治安」「買い物の便」などが挙げられています。「どちらかといえば住みにくい・住みにくい」の理由は「交通の便」「医療機関」「買い物の便」「就労の場」などが挙げられています。

▼ 津幡町の住みやすさとその理由(複数回答)



※「どちらかといえば住みにくい・住みにくい」は回答数が少ないため参考値とする。

将来の意向

● 将来の定住意向

「津幡町に住み続けたい」「一時的に離れても、また戻って住みたい」が57%を占めています。

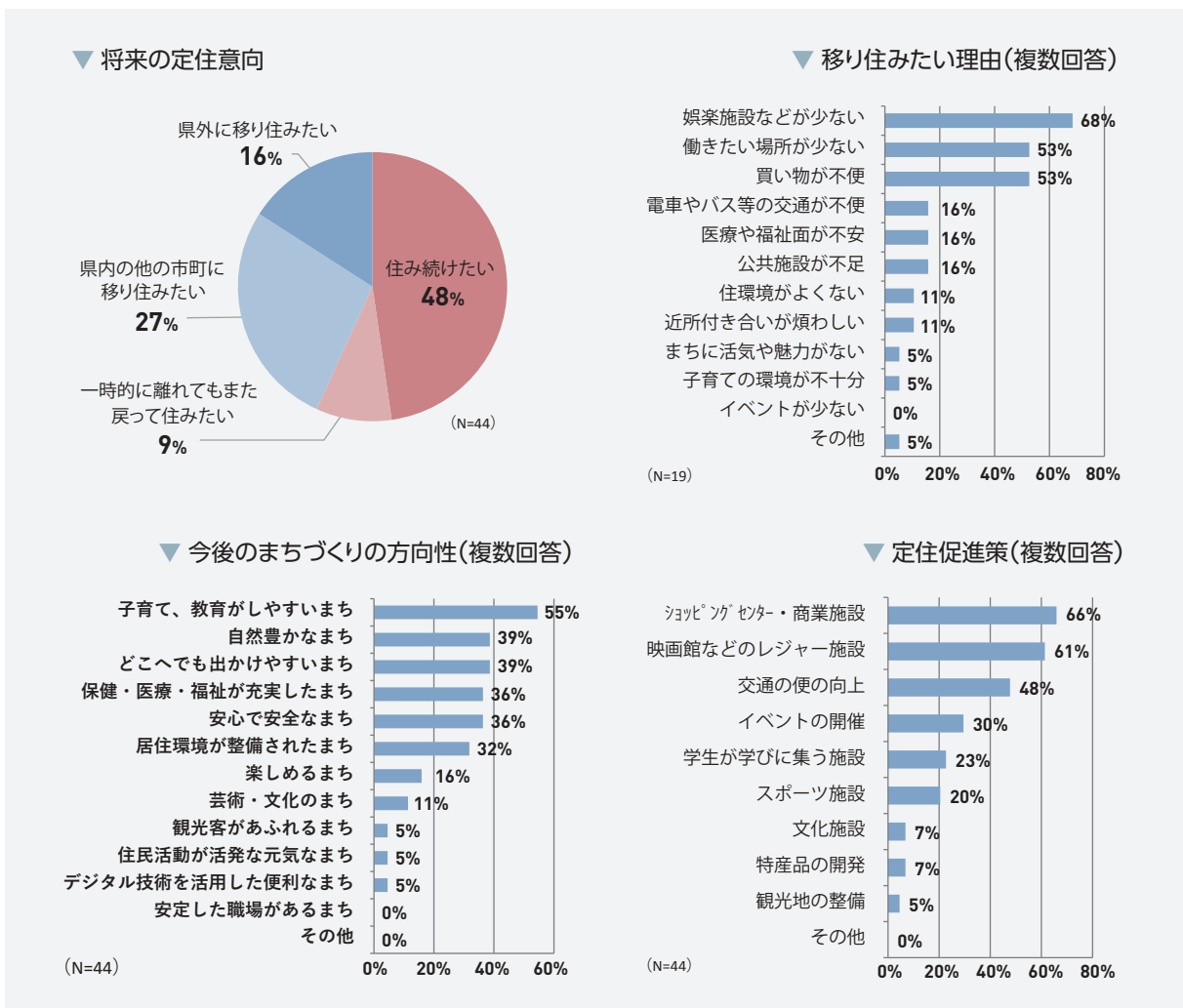
また、今の場所から移りたいと回答された方の理由は「娯楽施設などが少ない」「働きたい場所が少ない」「買い物が不便」がそれぞれ50%以上を占めています。

● 今後のまちづくりの方向性

「子育て、教育がしやすいまち」「自然環境を大切に、ごみや公害が少ない自然豊かなまち」「バスや鉄道などが利用しやすく、どこへでも出かけやすいまち」「人にやさしく、保健・医療・福祉が充実したまち」などの意見が多くなっています。

● 定住促進策

「ショッピングセンターなどの商業施設」「映画館などのレジャー施設」「交通の便の向上」「音楽、スポーツ、グルメなどのイベントの開催」に対する意見が多くなっています。



町民ワークショップ

総合計画策定にあたり、町民を対象に開催した2回のワークショップの結果について、抜粋して紹介します。

第一回 町民ワークショップ

実施概要

日 時：2024(令和6)年11月14日～12月23日
 場 所：9地区(津幡・中条・英田・井上・刈安・河合谷・萩野台・笠井・笠野)の公民館
 参加者：計150人
 テーマ：①地区(まち)の「自慢できるところ・困っているところ」
 ②将来なりたい地区・まち

①地区(まち)の「自慢できるところ・困っているところ」

	よいところ・自慢できるところ	困っているところ
快適・安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> 交通の便がいい のり一とがあって便利 駅が多くて便利 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家が増えている 道路の状態が悪い のり一との運行範囲が狭い
魅力・交流・活力	<ul style="list-style-type: none"> 自然が豊か 地域ごとに行事や祭りがある 農産物おいしい 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店や商業施設が少ない 担い手不足が深刻 祭りやイベントが減っている
元気な暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が元気 子育てがしやすい 医療機関が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科や小児科が少ない 高齢化が進み過疎化の不安 子どもの遊ぶ場所が少ない
学び・成長	<ul style="list-style-type: none"> スポーツが強い(大の里や川井姉妹) スポーツ施設が充実している 小学校の規模がちょうどよい 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの数が減っている 小学校の活気が少ない
支え合い・絆	<ul style="list-style-type: none"> 人があたたかい 住民同士の仲が良い 青年団や消防団の活気がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の交流が少ない 活動している人の固定化 地区の役員のなり手がいない

②将来なりたい地区・まち

つながり交流	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所のつながりがあるまち 世代間で交流ができるまち 地区同士の交流が盛んなまち 	防災防犯	<ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせるまち 災害に強いまち 街灯を増やし夜でも明るいまち
活気にぎわい	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店や商業施設が充実したまち 活気あふれるまち 商店街がにぎわっているまち 	住みよいまち	<ul style="list-style-type: none"> 住んでよかったと思えるまち 自由な生き方ができるまち
医療福祉	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が充実したまち 高齢者にやさしいまち 介護施設が充実したまち 	交通利便性	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通が充実したまち 車がなくても生活できるまち
子育て教育	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの遊び場・居場所が充実したまち 子育てがしやすいまち 	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然豊かなまち 自然を大切にするまち 山や田畑が整備されたまち
移住定住	<ul style="list-style-type: none"> 帰ってきたいと思えるまち 若者が住みたいと思えるまち 人口が増えていくまち 	仕事	<ul style="list-style-type: none"> 働く場所が多いまち 特色ある産業が育つまち

第二回 町民ワークショップ

実施概要

日 時：2025(令和7)年1月23日～2月20日
 場 所：9地区(津幡・中条・英田・井上・刈安・河合谷・萩野台・笠井・笠野)の公民館
 参加者：計117人
 テーマ：①将来なりたい地区に向けて「やるべきこと」
 ②「いつ」、「だれ」が「やるべきこと」なのか

■ 主な意見

		やるべきこと	時期 (いつ)	主体 (だれ)
生活環境	空き家	空き家の利活用	短期～中期	町・地区・個人
	防災・防犯	防災イベントの実施	短期	地区
	公共交通	のり一との運行範囲拡大	短期	町
	インフラ整備	旭山工業団地までの道路整備	短期～長期	町・地区
	公園	道の駅での公園等の整備	中期	町
	移住・定住	移住者を受け入れる体制づくり	短期～中期	町
産業・観光	施設	温泉・サウナ施設の整備	短期～長期	町・地区・個人
	買い物環境	移動販売の実施	短期～中期	町・地区・個人
	農業	特産物の生産・販売	短期～長期	地区・個人
	情報発信	SNSによる情報発信	短期～中期	地区・個人
	買い物環境	店舗の整備・誘致	短期～長期	町・地区・個人
	農業	農地を貸し出す仕組みづくり	短期～中期	地区・個人
	農業	地域の米で酒作り	短期～長期	地区・個人
	農業	農産物直売所の情報発信	短期	地区
	イベント	自然環境を活かしたイベントの実施	短期	地区
福祉・健康	医療・福祉	医療施設の充実	短期～長期	町・地区
	子育て	子どもが屋内で遊べる場所の創出	中期～長期	町・地区
	医療・福祉	高齢者福祉施設の整備	長期	町
	子育て	学童施設の設置	短期	地区
教育・文化	教育	農業体験や仕事体験の実施	短期～中期	町・地区
	教育	大学の誘致	長期	町
	教育	地区の規模に適した教育施設の整備	短期	町
	スポーツ	大の里会館の整備	短期	町
	芸術	芸術によるまちづくりの推進	長期	個人
共助・人権	つながり・交流	地域交流拠点の整備	短期～中期	町・地区・個人
	つながり・交流	地域おこし協力隊の活用	短期	個人
	つながり・交流	世代間での交流の促進	短期～中期	地区・個人
	住民活動	登下校時の見守りに対する感謝の気持ちの醸成	中期	地区・個人
行財政運営	まちづくり	町民の意見を反映したまちづくり	短期	町・地区

第6次津幡町総合計画

発行日 令和8年3月

発行者 津幡町

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地

TEL : 076-288-2158

FAX : 076-288-6358

URL : <https://www.town.tsubata.lg.jp>

企画編集 津幡町 総務部 企画課



津幡町

